

No.	法人・団体名
1	知財ブランド協会 (SIR)
意見	
<p>意見：特許制度を補完する仕組みとして営業秘密の保護・活用は極めて重要であることは言うまでもありません。しかし、このための具体的なスキームができていないように思います。</p> <p>知財ブランド協会 (SIR) は、営業秘密情報などについて、これを保護・活用できる具体スキームを確立しています。</p> <p>是非協会 HP、拙著『知財インテリジェンス』（大阪大学大出版会）、JIPA 機関誌『知財管理』の知財理国 10 周年特集などの論文を参照してください。</p> <p>知財立国の実現に貢献できればと思います。</p>	

No.	法人・団体名
2	知的財産人材育成推進協議会
意見	
<p>知的財産推進計画 2014 に向けた提言について</p> <p>要 旨</p> <p>本協議会は、「知的財産政策ビジョン」における知財人財育成の前提・指針となる「知財人財育成プラン」に基づいて提言を行う。</p> <p>本提言の大枠は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 育成・確保すべき知財人財像および具体的施策の提言 2. 中小・ベンチャー企業等に対する知財人財育成支援策の提言 3. 知財人財の裾野の拡充についての提言 4. 各種の知財人財像に共通する事項の提言 <p>なお、1. においては、求められる知財人財像を、「知財マネジメント人財」、「グローバル知財人財」、「国際知財人財」、「知財専門人財」の 4 つの軸に整理した上で提言を行う。</p> <p>I. はじめに</p> <p>2013 年 6 月 7 日、「知的財産政策に関する基本方針」が閣議決定されるとともに、今後 10 年を見据えた知的財産政策の軸となる 4 つの柱と政策課題などを盛り込んだ「知的財産政策ビジョン」が知的財産戦略本部により決定された。</p> <p>この「知的財産政策ビジョン」における 4 つの柱の一つである「産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築」の中には、「我が国の企業によるグローバルな事業を支えるため、事業戦略的な知財マネジメントを構築・実践するグローバル知財人財として、日本のみならず世界から優れた人財が集まる環境を整備し、育成・活用に取り組む」ことが掲げられている。</p> <p>さらに「知的財産政策ビジョン」においては、2012 年 1 月に取りまとめられた「知財人財育成プラン」を着実・骨太に実行すべきことが掲げられている。</p> <p>そこで、本協議会では「知的財産政策ビジョン」における知財人財育成の前提・指針となる「知財人財育成プラン」に基づいた具体策を中心として「知的財産推進計画 2014」への提言を行う。</p> <p>II. 「知財人財育成プラン」について</p> <p>「知財人財育成プラン」に基づいた具体策を提示する前に、まず前提となる「知財人財育成プラン」の概要を述べる。</p> <p>「知財人財育成プラン」におけるポイントは次の 2 点である。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 従来の「知財専門人財」の育成のみにとどまらず、知財活用の側面に重点を置いた「知財活用人財（知財マネジメント人財）」の育成に注力する。 (2) 従来の国内人財の国際化による「国際知財人財」の育成に加え、グローバルに確保されて世界を舞台に活躍できる「グローバル知財人財」の育成・確保に着手する。 <p>また、このような「知財人財育成プラン」に至る背景・状況についても同プランでは述べられているが、その概要は次のとおりである。</p>	

(背景・状況の概要)

2006年1月の「知的財産人材育成総合戦略」において国が目指すべき方向性として示されたのは、知財専門人財の育成を軸とし、国際化も目標にしたものであったが、産業構造やイノベーションモデルが変容・多様化したことにより、求められる知財人財も変容せざるを得ないものとなり、従来の、主として国内の知的財産権の取得・維持・管理に直接的に関わる「知財専門人財」にとどまらず、知財を事業戦略に活用できる「知財活用人財（知財マネジメント人財）」にまで育成の重点を広げるべきである。

また、企業の製造・調達・販売拠点の海外進出に伴い、知財マネジメントはグローバルビジネスを前提としたものとなるため、知財機能は多拠点分散・協調型に移行せざるを得ない。このため、従来の国内人財の国際化による「国際知財人財」の育成に加え、グローバルに確保されて世界を舞台に活躍できる「グローバル知財人財」の育成・確保が必要となる。つまり、従来のように育成の対象が我が国国内の人財を対象としたものだけではなくなる。

III. 本提言の構成について

前述のとおり、本提言は「知財人財育成プラン」に基づいている。

したがって、本提言では最初に、「知財人財育成プラン」において示された2つの方向性である、「知財活用人財（知財マネジメント人財）」と「グローバル知財人財」を軸に、育成・確保すべき知財人財像および具体的施策の提言を行う。なお、本提言においては、「知財人財育成プラン」で述べられているとおり、「グローバル知財人財」を、“グローバルに確保されて世界を舞台に活躍できる（グローバル）知財人財”と定義する。

また、本提言では「国際知財人財」と「知財専門人財」を軸にした知財人財像の提言も行う。なぜならば、「知財人財育成プラン」の中でも、『・・・(略)・・・「知財人財育成プラン」と知財専門人材の育成・確保を主眼とした2006年の「総合戦略」とが、相互補完的に実施され、我が国の知財人財の加速的育成を進めることによって、国際競争力の向上を目指すものである。』と示されているとおり、従来の「国際知財人財」及び「知財専門人財」の育成は「知財人財育成プラン」と相互補完的に実施されるべきものであるからである。

そして、4つの軸に整理して知財人財像および具体的施策を提言した後、「知財人財育成プラン」の中でも述べられている、「中小・ベンチャー企業における知財人財の確保・育成」及び「知財人財の裾野の拡充」について提言を行う。

そして最後に、各種の知財人財像に共通する事項としての提言を行う。

IV. 提言

1. 育成・確保すべき知財人財像および具体的施策の提言

(※「知的財産推進計画2014」の全般に関する意見)

以下では、「知財活用人材（知財マネジメント人財）」、「グローバル知財人財」、「国際知財人財」、「知財専門人財」を4方向の軸として、今後育成・確保すべき知財人財像について提言を行う。なお、各提言における知財人財像と上記4方向の軸との対応を別紙1に示す。

(1) 「知財マネジメント人財」の育成について

① 知的財産部門において知財情報をより「積極的」に活用できる人財

知的財産部門は、本来、自社の機密情報を扱っているだけでなく、特許情報を中心とする他社の重要な技術情報を日々、入手・分析できる極めて重要かつ特異なポジションにある。

そこで、今後のあるべき知的財産部門には、従来の業務に加え、知財情報をより「積極的」に活用できる人財が求められている。具体的には、他社の様々な戦略（特許戦略に留まらず、事業戦略、研究開発戦略、アライアンス戦略、ヘッドハンティング戦略等）を推測・予測・把握し、そのような情報にもとづき、他社に対して競争優位に立つための新たな研究開発戦略、事業戦略さらには企業戦略のオプション（例えば、M&Aの候補先を提案する等）を「積極的」に提案することができる「知財参謀」の育成に向けた取組を官民挙げて推進すべきである。

例えば、現在、2,000名を超える企業勤務弁理士が存在しており、知財マネジメントに関する業務を実際に行っている。彼らの経験や知識を集約し・体系化するための組織や制度作りについて検討すべきである。

(2) 「グローバル知財マネジメント人財」(※)の育成について

(※本提言では、「グローバル知財マネジメント人財」を“グローバルに確保されて世界を舞台に活躍できる「知財マネジメント人財」”と定義する。)

①国家資格の取得を利用した人財の育成

グローバル競争時代における事業活動に資する「知的財産戦略」、「標準化戦略」、「諸外国における権利化手続き」、「諸外国の関係法規」等に精通した人材を育成・確保するために、国家資格（「一級知的財産管理技能士」等）の取得を促進する取組を推進するべきである。

②国家資格保有者に対する人材育成

国家資格保有者（「弁理士」、「弁護士」等）が、「知的財産戦略」、「標準化戦略」、「諸外国における権利化手続き」、「諸外国の関係法規」等に関する知識を修得する場を設け、グローバル競争時代における事業活動に資する人材を育成・確保するべきである。

③国際的な活動を展開する企業等における人財の育成支援

国際的な活動を展開する企業・組織が、グローバル知財マネジメント人財となり得る素養のある専門家を内部に採用し、その能力を活用しつつ、さらに多種多様な現場経験を積ませることで、当該企業・組織のニーズに合ったグローバル知財マネジメント人財を育成することができるよう、支援策を実施する。

(3)「グローバル知財人財」の育成について

①我が国制度の問題整理とその問題の検討に資する内外知財人財の招へい

人財の自前主義を脱して世界から優れた知財人財を集め活用するに当たっては、国内外の知財人財の活用が、特に、我が国知財制度の魅力の向上に資するものとなるべく、方向性を確かなものとする必要がある。

そこで、まずは、我が国の現在の制度の問題点を短期的に解決すべきものと長期的に解決すべきものに整理した上で、内外知財人財の招へいに当たっては、当該問題の検討に資する者を順次招へいするような取組みを進めるべきである。

(4)「国際知財人財」の育成について

①政府の調査研究プロジェクト等を通じて得られた海外知財制度の情報集約・提供

グローバル知財人財の育成を効率的かつ効果的に実施するための前提の1つとして、網羅的な海外知財制度の情報の収集・整理・提供が有用である。現在は、海外知財制度に関連する情報が散在しており、必ずしも、諸外国の最新の知財制度や運用に関し、既に十分な情報があるのか否かについて判断できる程度に使いやすい形で提供されていない。

そこで、特に政府による調査研究プロジェクト等から得られた情報をはじめとした海外知財制度の関連情報について、さらに利便性の高い形での提供を検討し実施するべきである。

例えば、前記関連情報を知財関連団体（日本弁理士会等）に提供する仕組みを作ることにより、知財の専門家を通じて広く国民全体に当該情報を提供可能であると考えられる。

②集約された海外知財制度の情報活用

政府による調査研究プロジェクト等から得られた情報をはじめとした海外知財制度の関連情報を集約したものを、企業が効果的に活用出来る様、ジェットロや在外公館等に知財の専門家を国費で派遣し、現地に進出する日本企業の知財人財を育成するスキームを検討すべきである。

③法科大学院～司法修習前後において国際的実務を経験する機会の提供 法科大学院において国際ビジネス法を必修化し、外国知財法をカリキュラムに設けるなどするほか、たとえば司法試験合格者が司法修習に入る前又は後の1、2年の間、希望者を募って毎年20名程度でも国費で（あるいは企業の国際知財人財育成協力事業という位置づけで費用をサポートしてもらって）、比較的低廉な本人の費用負担で企業の海外支店・駐在員事務所やジェットロ、在外公館等に在籍して現地の法制を研究し、国際実務を経験する機会を提供するプロジェクトを立ち上げるべきである。

(5)「国際知財専門人財」(※)の育成について

(※本提言では、「国際知財専門人財」を“国際化に対応した国内の「知財専門人財」と定義する。)

①語学に長けた知財専門人財

海外の知財専門知識を英語等にてタイムリーに取得できるよう、英語等による知財専門研修を増やすことにより、語学に長けた知財専門人財の育成を図るべきである。

(6) 「知財専門人財」の育成について

①国際標準化戦略専門人財

標準化の技術がわかる標準化専任弁理士等の精鋭エキスパートを国の施策として育成し、さらに標準規格特許のпатентトロール問題等の国益にかかわる課題にも官民で迅速に対応できる体制づくりを行うべきである。

2. 中小・ベンチャー企業等に対する知財人財育成支援策の提言

(※「中小・ベンチャー企業及び大学支援強化タスクフォース報告書」に関する意見)

「知的財産政策ビジョン」では、地域の中小・ベンチャー企業に対して事業戦略の視点でコンサルティングを行える知財人財を育成し、地域における知財人財と他の専門家及び中小・ベンチャー企業支援機関との連携強化を促進し、地域中小・ベンチャー企業が抱える様々な経営課題に対してチームで支援を行う強力な支援体制を構築することが取り組むべき施策として掲げられているが、当該施策として具体的には以下を行うべきである。

(1) 中小・ベンチャー企業等における知財マネジメント人財の育成について

①中小・ベンチャー企業、大学等に対する環境の整備

中小・ベンチャー企業に事業戦略の視点で知財マネジメントの重要性を啓発するため、或いは将来の知財活動の担い手を育成するために、知的財産に関する国家資格保有者（弁理士、弁護士、知的財産管理技能士等）による実践的な研修や、各大学等への「出前型」講座を実施する環境を整備しつつ、知財専門職大学院を活用して、知財人財の育成を促進するべきである。

②事業戦略の視点でコンサルティングを行う知財人財の客観的指標の導入

地域中小・ベンチャー企業に対する強力な支援体制の構築の前提として、「事業戦略の視点でコンサルティングを行える知財人財」の客観的指標を設けることが必要である。例えば、特定の国家資格（弁理士、弁護士、知的財産管理技能士等）といった具体的な基準を明確にすることにより、全国の知財人財の質的な面での均一化を図り、地域間格差を是正するよう努めるべきである。

③中小・ベンチャー企業における「一社一人運動」の推進

全ての中小・ベンチャー企業で知的財産を理解できる人財を少なくとも一人は育成・確保する「一社一人運動」を推進するべきである。

具体的には、中小企業に必要とされる知財人財の具体的な指標や客観的な到達度が明確となるよう、中小・ベンチャー企業の知財マネジメント人財の育成にも留意した国家資格（「知的財産管理技能検定」等）の受検を推奨し、「一社一人運動」を推進した中小・ベンチャー企業には支援策の優先適用をする等のインセンティブ制度を導入するべきである。

④中小・ベンチャー企業、大学におけるグローバル知財マネジメント人財の育成支援

中小・ベンチャー企業、大学が、グローバル知財マネジメント人財となり得る素養のある外部の専門家に日常的に相談し、その能力を活用しつつ、当該専門家に多種多様な現場経験を積ませることで、中小・ベンチャー企業、大学のニーズに合ったグローバル知財マネジメント人財を育成することができるよう、支援策を実施するべきである。

⑤地域における知財マネジメントの在り方について研究する場の提供

地域中小・ベンチャー企業に対する強力な支援体制の構築の前提として、全国に9つある日本弁理士会の支部を積極的に活用し、地域中小企業と地域在住弁理士と中小企業とが一緒になって当該地域に密接に関連する知財マネジメントのあり方について研究を行うべきである。

(2) 知財総合支援窓口機能の強化

中小・ベンチャー企業のグローバル展開が加速しており、また、知財に関する課題に限らず、中小・ベンチャー企業が抱える経営課題全般をワンストップで相談したいという声が多い中、中小・ベンチャー企業へのよりきめ細かな支援の実現に向け、知財総合支援窓口機能をさらに強化していく必要がある。

このような課題を踏まえ、「知財政策ビジョン」では、知財総合支援窓口を強化することや、関係機関及び専門家との連携を深めることが取り組むべき施策として掲げられているが、具体的には以下を行うべきである。

①弁理士、弁護士、中小企業診断士等の連携の推進

知財総合支援窓口には弁理士、弁護士、中小企業診断士、知的財産管理技能士等が常駐者等として配置されることに伴い、中小企業の知財経営を総合的に支援するため、これらの資格者間の連携を推進するための取組を行うべきである。

②知財総合支援窓口における支援担当者の客観的指標の導入

単に出願を促すだけでなく、各企業の個々の状況に応じてきめ細かい支援を行うためには、支援担当者や知財アドバイザーに知財マネジメントの専門知識はもとより企業における事業戦略と連携した知財マネジメントの豊富な実務経験が求められるところであるが、その人選において客観的指標が明確に設けられていないのが現状である。

そこで、支援担当者等の技能の程度の客観的指標として国家資格（弁理士、弁護士、知的財産管理技能士等）を活用することを検討すべきである。

3. 知財人財の裾野の拡充についての提言

（※「知的財産推進計画 2014」の全般に関する意見）

「知財人財育成プラン」の中では、知財人財の裾野の拡充のためには知財教育を充実すべきことが言及されているが、知財教育の具体的な取組として以下を行うべきである。

（1）生徒・学生への知財教育の推進及び知財教育のための環境整備

①高等学校、高等専門学校、大学等における知財科目の必修化の検討

生徒・学生が将来産業人財やクリエイターとして活躍するために必要な実践的な能力を身につけられるよう、高等学校、高等専門学校、大学等において知的財産に関する科目の必修化の検討を促すべきである。

②生徒・学生に対する知財教育のための環境の整備

知財の重要性（アイデアを創出することの楽しさや、他人のアイデアを尊重する心）は生徒・学生のうちから学ぶ必要があるため、生徒・学生に対しわかりやすく楽しい知財教育ができる専門家人財の育成を図るとともに、小・中・高校の先生に対しても、知財教育の重要性を理解してもらうべく、小・中・高校の先生が利用できるeラーニングコンテンツを作成するなどのインフラの整備を行うべきである。

③営業秘密管理に対する意識の早期醸成

営業秘密の実効的な管理の浸透を図るためには、少なくとも将来研究開発等を担う技術系の学生を中心として、できるだけ早期に個人の意識の醸成を促すことが有効である。

そのため、技術系の大学等の学生全員に対して営業秘密管理の重要性を認識させるための育成手法について、早急に検討し実行すべきである。

4. 各種の知財人財像に共通する事項の提言

（※「知的財産推進計画 2014」の全般に関する意見）

育成・確保すべき知財人財像及びその具体策については、上記1. に示したとおりであるが、最後に、各種の知財人財像に共通する事項として以下の提言を行う。

（1）ロールモデルとなる知財人財の活用

知財人財の育成をより適切に進めるに当たっては、あらゆる関係者に対し、目指すべき各種の知財人財像を具体的に示し、育成による到達目標を理解するための一助とすることが有用である。

そのための一方策として、国内外で各種の知財人財として現実に活躍しているロールモデルとなるべき人財

を特定し、その人財が育ってきた環境等について分かり易い形で広く周知するべく、冊子の作成・配布や、当該人財を活用したセミナーの継続的開催等の取組を検討すべきである。

No.	法人・団体名
3	一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン
意見	
<p>《要旨》</p> <p>I) 海外に所在するサーバーにホスティングする商標権侵害物品販売サイトから日本国内に多量に流入する商標権侵害物品対策として以下の7点をご検討いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> --インターネット上の商標権侵害物品販売サイト、詐欺サイト、なりすましサイトの情報を違法情報とすること --商標権侵害物品販売サイト、詐欺サイト、なりすましサイトが使用する銀行口座凍結の制度化 --検索エンジン表示結果からの商標権侵害物品販売サイト、詐欺サイト、偽サイトの排除 --中国政府に対しての摘発強化の働きかけ --商標権侵害物品の個人使用目的所持・輸入の法令による規制 --商標権侵害物品が税関で差し止められることの周知活動 --EMS 発送者の身元の確認強化 <p>II) 国内取締について、被疑者に関わる情報や事件の結果をご通知いただきたい。又、再犯防止等を目的として民事賠償による金銭的負担を増加させることが重要と考えるので、民事手続きが円滑に行われるような配慮をいただきたい。</p> <p>更に、事案増加に伴い商標法に必ずしも精通しておられない検察担当者が取り扱われることが増えているので、同法についての研修等の機会を設けてほしい。</p> <p>III) 水際対策について、差止申請手続では、より実用的・柔軟な運用をすべきであり、認定手続では、より正確な輸入者情報を権利者に開示する方策やFAX や電子メールを使用した意見書の提出を認めるなどしてより効率的な運用を認めてほしい。又、反復しての個人使用目的での商標権侵害物品の輸入は認められないことを周知するように努め、犯則事案では、権利者に輸入者情報の開示を行い、刑事事件との共通点も多い同事案の対処は、提出されている差止申請にしばられることなく行うべきだと考える。</p> <p>IV) 警察・税関の取締の連携を強化すべきと考える。</p> <p>特定商取引法のインターネットでの運用強化をすべきだと考える。</p> <p>VI) B2Bサイトにおける販売者情報表示を義務化すべきである。又、ブランド名を無断で使用したドメイン名の登録を規制すべきと考える。</p> <p>VIII) 民事訴訟において、損害額についてみなし規定が十分活用されるように、且つ、ブランドのイメージ毀損等も考慮し認定をしていただけるように、立法面での考慮をしていただきたい。又、商標権侵害物品販売業者＝債務者に資産状況開示させる現行の制度が不十分であると考えるので、この点についてご検討をいただきたい。</p> <p>《全文》</p> <p>I) 商標権侵害物品販売サイト、詐欺サイト、なりすましサイトについて</p> <p>海外サーバーにホスティングする「商標権侵害物品販売サイト」、「詐欺サイト」、「なりすましサイト（権利者等のホームページをコピーし、連絡先等のみを変更したもので、商標権侵害物品販売もしくは詐欺目的で運用されている）」の被害が拡大している。</p> <p>これらのサイトによる被害者は、当然のこと、消費者と権利者になるが、近年、消費者被害の拡大は顕著であると理解しており憂慮している。</p> <p>消費者庁が公表している「模倣品販売に関するトラブル相談の実態」によると、越境消費者センターが受けた模倣品相談は、平成24年9月から同25年8月までの一年間で1,694件であり、その殆どが解決不能であるとのことであり、相談の件数は増加しているとのことである。</p> <p>因みに、模倣品、すなわち商標権侵害物品と承知しつつ購入した消費者の相談は越境消費者センターは受け付けていないと理解しているので、上記はまさに消費者が被害を受けている件による相談であるとらえるべきである。</p>	

商標権侵害物品を販売していることが一見して消費者に明らかな記載をしているサイトが減少傾向にあるため、上記のような消費者被害が拡大していると考えられる。

もちろんのこと、商標権侵害物品を販売していることが消費者にわかるような記載をするサイトもかわらず存在し、模倣品を販売していると承知の上で購入している消費者・業者も依然として多数であるのも事実である。

財務省が公表している「平成25年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」によれば、知的財産侵害物品の輸入差止件数は過去最高の28,135件であったとのことであり、越境消費者センターが受けた模倣品相談件数と比較し考察すると、商標権侵害物品を販売していると承知の上で購入している消費者・業者も多数存在することは推認できる。

税関が独立の商標権侵害物品販売サイトの存在によって割くことを強いられている労力が多大である事が容易に想像でき、知的財産侵害物品の差止のため日夜奮闘されている税関職員の方々のご尽力にはいくら感謝しても感謝しきれないところではあるが、日々大量に到着する郵便物を限られた人員・時間で検査しなければならない関係上、税関の監視網をかいくぐって国内に流入している知的財産侵害物品の量が甚大であることも予想できる。

このような実態に鑑み、以下の7点についてご検討をお願いしたい。

- インターネット上の商標権侵害物品販売サイト、詐欺サイト、なりすましサイトの情報を違法情報とすること
- 商標権侵害物品販売サイト、詐欺サイト、なりすましサイトが使用する銀行口座凍結の制度化
- 検索エンジン表示結果からの商標権侵害物品販売サイト、詐欺サイト、偽サイトの排除
- 中国政府に対しての摘発強化の働きかけ
- 商標権侵害物品の個人使用目的所持・輸入の法令による規制
- 商標権侵害物品が税関で差し止められることの周知活動
- EMS 発送者の身元の確認強化

A) 商標権侵害物品販売サイト等の送信情報を違法情報とすること

「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」において、わいせつ物の公然陳列、規制薬物に係る広告等が違法情報とされ、警察機関等からの送信防止措置依頼への対応が取り決められている。

商標権侵害物品販売サイト等を権利者からの商標権侵害に基づく送信防止措置依頼でのみ対処するには、以下の理由から限界があると考えざるを得ない。

- 商標権侵害物品販売サイトでは、一つのサイトで複数のブランドが取り扱われており、全部情報について送信防止措置を執ってもらうためには関係する複数の権利者全てが依頼する必要があるが、これは殆ど不可能である
- 詐欺サイトでは、商標権侵害では依頼できない
- なりすましサイトの被害が、ブランドのホームページのコピーであるならばブランド権利者が対応できるが、そうでない業者のホームページがコピーされた場合、権利者は何もできない（上記業者の全てが送信防止措置依頼を出すことに精通しているわけではないので、結局は残ることになる）

従って、警察機関、警察外郭団体、権利者団体のいずれかから、一つのサイト全体について、違法情報に係わるとのことで一括して送信防止措置を依頼できるようにすることは理にかなっていると考える。

又、商標権侵害物品販売サイト等が違法情報であることによって、社会的周知が徹底され、サイトから購入する消費者に対して注意を促すことや、他にも執られるであろう施策の後ろ盾にもなると思料する。

この件について、ご検討を頂きたい。

B) 商標権侵害物品販売サイト等が使用する銀行口座凍結の制度化

商標権侵害物品販売サイト等では、代金の支払先として銀行口座が使用されている。

権利者及び消費者からの被害通報に基づき、銀行が口座凍結をできる制度についてご考察を頂きたい。

C) 検索エンジン表示結果からの商標権侵害物品販売サイト等の排除

検索サイトなどで「ブランド コピー 販売」と入力しサーチすると、膨大な数の商標権侵害物品販売サイトが結果として表示される。

憲法等に保障される自由と権利との兼ね合いもあろうと考えるが、侵害品を販売しているところを探すのになんの苦勞もないというのは問題があると思慮するし、結果として詐欺サイトに誘導され消費者被害にも直結している。

検索エンジン表示結果からの商標権侵害物品販売サイト等の排除についてご考慮頂きたい。

D) 中国政府に対しての摘発を強化の働きかけ

販売された商標権侵害物品の殆どが中国から発送されていることから、発生源であるところの中国に対して、侵害品販売等の摘発を強化してもらう働きかけを中国政府に対してすべきだと考える。ホスティングをするサーバーの位置が転々としている事実を鑑みるに、中国での摘発を強化してもらうための働きかけはせざるを得ないものと思慮する。

発送国である中国は、商標権侵害物品販売サイトが日本語で記載されていること、発送地である中国は被害の実態や事実を把握するのは困難であるとの前提で、日本の取締当局との連携を模索すべきだと思慮する。

又、中国のACTA加盟への働きかけを政府におかれては積極的に進めて頂いていると理解しているが、現在の商標権侵害物品の主たる流出元が中国であることを考慮頂き、より積極的に上記働きかけを進めていくようにお願いしたい。

E) 商標権侵害物品の個人使用目的所持・輸入の法令による規制

前記したとおり、商標権侵害物品を販売していると消費者にわかるような記載をするサイトもかわらず存在し、模倣品を販売していると承知の上で購入している消費者・業者も依然として多数である。

このようなサイトは、商標権侵害物品をEMSで少数ずつ小分けにして送付してくる。これは、日本が商標権侵害物品の個人使用目的の所持や輸入・購入を規制していないことを悪用したものである。

そもそも、日本が商標権侵害物品の個人使用目的の所持や輸入・購入を規制していないことが消費者をだますような商標権侵害物品販売サイト等を発生させた元凶であると考ええる。

諸外国においても、商標権侵害物品の個人使用が一定の範囲で許容されていることは理解しているが、その場合でも無制限に個人輸入が認められている訳ではなく、例えば、米国においては、個人輸入について厳しい条件が付されている。すなわち、合衆国法典(United States Code)タイトル19セクション1526及びこれを受けた連邦規則集(Code of Federal Regulations)タイトル19セクション148.55によれば、米国において登録されている商標を侵害する物品の輸入は原則として禁止されており、以下の条件を満たす場合に限り商標権侵害物品の個人輸入が認められる。

- ・米国に到着する個人が携行している物品であること
- ・当該物品は同人が使用するためのものであり販売を意図していないこと
- ・1種類につき1点までであること
- ・同人の到着前30日以内に同人が本例外の適用を受けていないこと

つまり、米国においては、郵便(旅行者の別送品やエアクーリエ等民間によるものも含む)やカーゴによる輸入貨物については、一切個人輸入は適用されないのである。このような、携行品以外の商標権侵害物品の輸入は一切認めないという米国法制は極めて注目に値するところであり、彼我の商標法制の違いはあるにしても、このような個人輸入の規制については是非検討をお願いしたいと考える。

又、真正品ではないもの(偽造品であるが個人使用目的であるとのことで輸入が許可された物品に対して「商標権侵害物品」と呼称するのは適当ではないため「真正品ではないもの」と記載した。以下、「非真正品」と記載します)を個人使用と認められ輸入が許可された際に、税関は、譲渡しない旨を記載した誓約書を輸入者に提出させるようにしているとも聞いているが、当該誓約書に反し譲渡した場合、刑事罰の適用があり得ることを輸入者に周知していただきたいと考える。ちなみに、上記米国法においては、個人輸入として輸入が認められた物品を輸入から1年以内に販売した場合は、当該物品またはその価額を没収する旨の規定が

おかれている（連邦規則集タイトル 19 セクション 148.55）。名寄せ等の問題から実際に没収が可能かは別として、このような規定は輸入者に対する有効な威嚇効果を有するものと思料する。更に言えば、たとえ譲渡する目的がなくても、反復継続する意思をもって輸入を行えば、業としての輸入に該当し得るので、輸入者に対しては、通関した非真正品を譲渡しないだけでなく、今後そのような物品を輸入しないことも併せて誓約するようご指導いただきたい。なお、輸入者においては、非真正品とは知らなかった旨主張することが多いが、商標法上、商標権侵害物品は、故意過失がなくても輸入差止の対象となるので、この点も輸入者に周知していただきたい。

以上のような規制は個人の取引の自由を阻害するとの見解もあろうが、疑わしい商品の購入（輸入）を差し控えることは、究極的には、消費者の被る被害を未然に防止することにつながるものといえる。

更に、認定手続において、疑義貨物が商標権侵害物品に該当しないとされるための抗弁として、大別して①並行輸入②個人使用の二点があるが、①については、判例（最高裁判所平成15年2月27日第一小法廷判決）において主張立証すべき要件が具体的に判示されているのに対して、②については、いかなる要件を主張立証すれば個人使用と認定できるのかが未だ明確でない。一般には、輸入数量、商品の種類、輸入者の職業、輸入態様、等を税関が総合的に考慮して判断していると考えられるが、インターネットを通じて個人も容易に商品を買取り買取できるようになってきた今日、たとえ一点の輸入であっても、インターネットオークションで転売されてしまうことは珍しくなく、数量が少ないというだけでは個人使用とは断定できないのが現状である。にもかかわらず、日本法の下では、上記米国法のような根拠となし得る基準が何ら設定されないまま、司法機関ではない税関が個人使用か否かの判断を強いられることとなっている。そのため、例えば、ただ1点の疑義貨物をめぐり、権利者及び輸入者が、多大の労力と時間を割いて証拠及び意見を税関に提出した結果、結局は個人使用であると認定されて非真正品が通関するという結果になることも少なくなく、認定手続に対応する税関の負担も増大の一途であると想像される。権利者・輸入者・税関共に負担が大きく効率が低下している現在の状況を打開するためには、個人使用の要件を明文化することにより、個人的に輸入するからといって輸入できるとは限らないことを輸入者に認識させ、ひいては、真正品でない可能性のある商品の輸入を自制させると共に、認定手続における個人使用の主張を差し控えさせることが不可避であると考えられる。よって、少なくとも輸入については業としての輸入と推定する規定を商標法におく等の手当てを検討していただきたいと考える。

かかる規制は個人の取引の自由を制約するものであるとの批判もあろうが、結果的には消費者が模倣品をつかまされることが減り、消費者の利益に資するものと確信している。

F) 商標権侵害物品が税関で差し止められることの周知活動

現在、商標権侵害物品は、民間のクーリエ便に比してインボイス等の記載が簡易であることから商標権侵害物品販売業者に悪用され、EMSで送付されてくる。これに対応しているのは、税関の外郵出張所であり、可能な限りの発見・差し止めに尽力を頂いている。

そこで、インターネットを通じてブランド品等を購入する消費者に対して、「EMSで商品が送られてくる場合に商標権侵害物品である可能性が高く、税関では厳しく検査をしており、検査の結果で商標権侵害物品であれば差し止められる可能性が高い」旨、消費者庁、日本郵便、各インターネット通販サイト等のウェブサイトに周知すれば安易な購入者に対する抑止効果が期待できると考えるのでこの件についてご検討いただきたい。

G) EMS 発送者の身元の確認強化

既に記述したように中国から発送される商標権侵害物品の数量は膨大である。その際にEMSが利用されるのも前述の通りであるが、送り状に記載される住所・氏名が架空である場合が殆どである。万国郵便条約等では、物品の発送を引き受ける際の身元確認を義務とする旨の条文が存在していないと理解しているが、EMSは郵便物といいながらその大半は信書でなく貨物の輸送に利用されているという現状の下で、インターネット上での商売が拡大し、国際間で違法な物品の流通が問題となっていることを鑑み、身元確認義務を国際間で合意する方向の模索が必要なのではないかと思量する。

話はややそれるが、刑事事件で、宅配業者が侵害品販売に与していたという事案が発生している。国内の物流会社にも侵害品の物流を阻止する意識をもってもらう必要があるのは勿論のことであるが、そのためのシステム構築を行政として指導する必要があると思料する。ご一考頂きたい。

II) 国内取締について

A) 事件の進展の通知について

刑事事件の結果について被害者保護法の趣旨が活かされていないと思われる。一旦事件を送致したら、その後の進展について権利者の方から問い合わせない限り知らせてこないことが多い。以前は、被害者保護法に基づき、公判期日や処罰結果を書面で通知してくれていたが、慣習的に行われていた告訴状の提出が求められなくなったのと軌を一にしてか、通知がなされなくなった。

折角取り締まっていただけなのだから権利者としても結果が知りたいところであるという心情的な側面と、権利者は企業であり、企業である限りは活動したことについての結果を数値で得られなければならないという現実的側面をご理解頂き上記した通知についてご考察頂きたい。

B) 刑事事件と損害賠償について

現状では、商標法・不正競争防止法違反で処罰されるとしても、罰金、執行猶予付懲役刑が中心であり、長期の懲役刑になることは少なく、職業的商標権侵害物品販売業者に深刻なダメージを与えるに至っていないのではないかとと思われる。

また、調査した訳ではないが、再犯防止の効果がどの程度上がっているかも不明である。商標権侵害物品の取扱を防止するには、刑事処罰だけではなく、きちんとした金銭賠償をさせることによって重大な経済的ダメージを与え、商標権侵害物品を売っても割に合わないということを身をもって分からせる必要があると考える。

かかる観点から、刑事手続を民事手続に活かす方法について考慮していただきたいと考える。

(1) 販売目的所持容疑で捜索差押が行われ、商標権侵害物品が多数押収されれば、確かに販売を未然に防止でき、権利者・消費者とも損害を蒙らないですむ。しかし、現実には、その時点までに既に多数の商標権侵害物品が販売され、被疑者が多額の利益を上げていることが多い。販売目的所持容疑で立件されると、後日権利者が公判記録を基に被告人に対して損害賠償を請求しようと思っても、損害を立証できるだけの証拠が得られないことが多い。販売事実の立件は、購入者の協力が不可欠である等、労力を要することも承知しているが、是非販売事実の立件についてご努力いただきたい。

(2) 前記したとおり、警察においては、振り込め詐欺等と同様、商標権侵害物品を販売するのに利用された銀行口座の凍結に積極的に取り組んでいただいていると理解しているが、凍結された口座に残された残高については、現状では、詐欺の被害者のみが詐取された金額を基準に配当を受けられることになっており、商標権侵害物品の販売により被害を蒙った権利者が損害金を取得する道は開かれていない。仮に商標法・不正競争防止法に基づいて通常の民事手続により仮差押え・差押えしようとしても、権利者が試し買いをしている場合を除いて、侵害行為の特定や損害額の立証は事実上不可能と言ってよく、試し買いをしている場合でもその代金に限られることになる。権利者が凍結口座から何らかの配当を受けられる方途をご検討いただきたい。

(3) 現在、一定の犯罪については、刑事手続の中で損害賠償命令の申立てをすることが認められている(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律)。商標権侵害物品に係る犯罪についても、刑事手続において損害賠償命令の申立てができるようご考察頂きたい。

(4) 刑事確定訴訟記録法に基づいて確定した刑事事件の記録を閲覧謄写する際、公判に提出された記録は開示されるが、公判未提出の記録は法務省の通達で一定の場合には認められているにもかかわらず、実際は、検察が開示に対して慎重な態度をとられ、通達に沿った開示が行われていない場合が多いと理解している。民事訴訟の遂行に当たり公判未提出記録の中に重要な証拠が含まれていることがあるので、この点ご検討頂きたい。

又、確定刑事事件記録の閲覧謄写を検察に申請すると、プライバシーの観点からか被告人ら関係者の住所等連絡先がマスキングされている。損害賠償の準備をするために閲覧謄写を申請しているのに、肝心の連絡先がマスキングされているのではそれを行う意味がなくなってしまう。

知る権利とプライバシー保護のバランスの問題だと理解しているが、この点について被害者である権利者に対しての配慮を頂くようにご検討を頂きたい。

C) 検察における商標法被疑事件の取り扱いについて

警察に積極的に摘発をすすめていただいている現状、検察にて対処いただく商標法被疑事件の件数は膨大であると存じ感謝しているところであるが、伴い同事件に不慣れな担当者に対応されることが多くなったのか、昨今、警察経由もしくは検察から直接いただくご質問に疑問を抱かざるを得ない事柄が多くなってきている。

例えば、判例でも確立されている商標の類似判断の内、称呼類似や部分類似についてご説明をしても、更には、特許庁の判断が添えられている場合に於いても、そのような類似は認められないとの判断をされる場合もある。

法律の運用として、大多数が認める学説・多数存在する判例を無視することはあり得ないことであるので、この方面について精通されていないが故との理解をしている。

知的財産高等裁判所の判事ではない、検察のご担当者となられる方にとって、商標法は、常日頃研鑽を積まれている分野ではないのは当然であると考えるので、何らかの形で同法についての研修の機会等を設けることについてご一考いただきたい。

III) 水際対策について

A) 差止申請手続について

差止の現場においては、輸入差止申立に添付されている識別資料等をいちいち参照しては対応できないので、現場の職員の方はその内容を予め頭に入れておいて貨物を点検されていると聞いている。他方、輸入差止申立を審理する場面においては、現場の職員に分かりやすい形式・内容とすることを目的としているとはいいつつ、形式面を調えることにやや力点が置かれていると感じられることもある。

既に実施されていることかも知れないが、申立の審理担当者が、差止の現場において研修を受けたり、識別資料について現場の職員とより頻繁に意見交換する等して、形式に拘ることなく、現場のニーズに合致した識別資料が迅速に作成できるような方途を検討していただきたい。

各権利者は、本国における税関向けに識別資料を既に作成していることが多く、法制度が異なるとはいえ、実際に税関の現場で使用されている資料であるから、あまり「日本式」に拘泥せずに、できるだけ各権利者の持っている識別資料を活かす形で作成した方が、時間も手間も省け、より迅速な申立ての受理に繋がるのではないかと考える。

輸入差止申立に添付する侵害疎明資料は、昨年の運用変更により、同一の標章については疎明が簡素化されたが、実際の運用では、少しでも形状が異なると、依然として類似であることの詳細な疎明を求められる現状にあり、簡素化が実行されているとはいいいがたい。一見して明らかに同一の出所を示すと認識できないような標章であれば格別、権利者が差し止めようとしているのは、主として、明らかに同一の出所を示す標章を付した商品であり、そのような標章について詳細な侵害疎明が必要だとは考えられない。侵害疎明資料の一層の簡素化を検討していただきたい。

更に、グループ再編によりグループ内で権利者が変更になることがあるが、その場合新規に輸入差止申立が要求されるので権利者の負担は多大であり、また権利譲渡の前後で輸入差止に空白期間が起きるおそれがある。輸入差止申立の申立人の地位の移転を考慮していただきたい。

上記の件について、ご考慮いただきたい。

B) 認定手続について

税関より認定手続開始時に権利者側に輸入者に係わる情報を通知して頂いている。これについて感謝しているが、輸入者情報に虚偽がある場合が多いというのが実情である。特に国際郵便物の場合、国際宅配便と異なり、価格が20万円を超える場合を除いて輸入申告義務がないことから（関税法第76条）、仕出人ない

し輸入者が虚偽の送付先（例えば空室となっているマンション・アパートの一室を輸入者の住所として表記する例が多いと言われている）を表示する等して、輸入禁制品の送付に悪用されているという実態がある。しかし、輸入者は、税関当局からの連絡は受けたいと考えているものと思われることから、電話番号は正確である場合が多いと推測できる。従って、商標権侵害物品の輸入行為抑止を目的により効率的な関係情報の権利者への伝達という観点から、認定手続開始の際には、輸入者の電話番号も通知すべきだと考える。

又、認定手続において、証拠・意見の提出は書面にて郵送することになっているが、降雪による延着等、郵便事情に左右されることが多くリスクがあるので、実際に到着したか何度も税関に確認することになっている。とりわけ二度目以降の意見書については、期限が5日後とされていることもあり、十分な反論の機会が与えられていない。民事訴訟手続においては、準備書面や証拠をFAXで裁判所及び相手方に送信することが認められている。税関においても、FAXないしPDFを電子メールで送信する等の方法を検討してほしい。

次に、認定手続上は、証拠を提出し意見を述べる期間の延長が認められているが、航空貨物や船便の場合、輸入者の負担が大きいという理由からか、原則として認めないという運用がなされているように感じる。手続上認められているものであるから、延長は認めるようにしてほしい。

更に、商標法37条1号は、類似する商標・類似する商品／役務について侵害とみなすと規定している。しかしながら、輸入差止の現場においては、商品の区分が異なっている場合に共通の類似群コードであっても商品類似と認めることに消極的だったり、役務商標を類似商品に適用することに難色を示す例も見られる。権利者としては輸入される商標権侵害物品をすべて予測して商標登録することは不可能であるので、みなし規定の活用をもっと検討していただきたい。

上記の件について、ご考慮いただきたい。

C) 認定手続における意見書について

インターネットを通じて個人が海外から簡単に物を買えるようになった昨今、認定手続において個人使用との意見が提出される例が膨大な数に上っている。このような事案においては、自分の購入した商品が税関に差し止められるとは思っておらず不便を蒙る輸入者、輸入者からの苦情対応や輸入者・権利者間の意見書のやりとりで追われる税関、輸入者に対する反論に追われる権利者と、三者とも多大な労力と時間を費やしているのが現状である（特にEMSで商標権侵害物品が送付されることが多い現状において、個人使用の主張に対応している外郵出張所の負担は多大である）。

権利者としては、もちろん、たとえ1点の輸入であっても、業としての輸入であるならば、断じて輸入は認められるべきではないと考えるものであるが、他方、現行商標法の下では、業としての使用でないならば、そもそも商標の使用に該当しない以上、真の個人使用目的で輸入した商標権侵害物品が通関となるのは、法律上やむを得ないことだと考える。この点、I) E) においては、立法による解決を求めたところであるが、現行法を前提とした場合は、輸入者の側で、「業として」の意味を正しく理解し、むやみに不必要な意見書を提出することが少なくなれば、三者とも負担を軽減することができるのではないかと考える。問題は、輸入者が、「業として」の意味を正しく理解しておらず、販売する目的でなければよいと誤解していることにある。「業として」とは、反復継続する意思をもって行う経済行為のことをいい、そのような意思があれば、一回限りであっても、無償であっても、業として行ったことになる。従って、販売する意図がなくても他人に譲渡する目的だったり、今後も繰り返し輸入するつもりで商標権侵害物品を輸入すれば、業としての輸入に該当するはずである。税関においては、輸入者に対して認定手続の開始を通知する際に、意見書の書き方の例を知らせていると思われるが、その際、一回限りであっても、また無償であっても、業としての輸入に該当し得るのであり、単に販売しなければ良いというものではないことを強調していただきたい。

D) 犯則事件について

昨今、犯則事件の件数が増えていると感じる。認定手続だけでなく、輸入者への制裁を前提とするより強力な手続を積極的に運用していただいているのは大変有り難いことである。しかし、捜査の密行性、守秘義務等の観点から、犯則事件の内容や結果については、ほとんど権利者に知らされないことが多い。権利者としては、どの輸入者がいかなる処分を受けたのか知りたいところであり、情報の開示を検討してほしい。

又、犯則事件の鑑定照会先については、以前は柔軟な運用をされていたと理解しているが、昨今は輸入差止申立の申立人・連絡先に限るとの運用をされていると理解している。

場合によってであるが、権利者のなかには、税関での認定手続に対応する部署・人員・機関と刑事事案に対応するそれとを同一にしていないという者もいる。

犯則事件は、刑事事案と共通する点が多く、鑑定が行われればではすまない事案も多数存在すると理解している。

犯則事件においてこの点についての柔軟な対応をお願いしたい。

E) 職権による認定手続について

商標権侵害物品販売業者によると、商標権侵害物品の仕出元である中国の業者は、日本のどの税関が通関しやすいか（職権による差止めは消極的であるか）を把握しており、具体的にどの通関業者を使ってどの税関で通関すればよいかまで輸入者に指示しているとのことである。昨今、輸入差止申立の対象外である権利者の商品についても、積極的に職権対応をしていただいていると理解しているが、一部の税関においては、リソース不足等により職権まで手が回らなかったり、また職権対応に消極的な官署も見受けられるようである。中国の商標権侵害物品販売業者に狙われないため、特に船便・航空便においても職権対応を強化していただきたい。

IV) 取締機関の連携について

昨今、税関が犯則事件に力を入れてくださっていることもあり、同一の被疑対象を警察と税関が独自に捜査していることがある。捜査の密行性や所轄官庁が異なることもあるとは思いますが、警察と税関が今まで以上に連動して取り締まっただけとより取締りの実効が上がるのではないかと考えるのでこの点についてご検討をいただきたい。

V) 特定商取引法の運用強化

特定商取引法の「インターネット・オークションにおける「販売業者」に係るガイドライン」では、同法が規定する必要的広告表示事項の表示（同法第11条）及び誇大広告等の禁止（第12条）等の義務が課せられる販売業者にあたるとして「（いわゆるブランド品）に該当する商品を一時点において20点以上出品している場合」の出品者が例示されている。

実際、同法に基づくとされる表示は、依然として正確性を欠くものが多く、特に商標権侵害物品販売業者の多くは架空の社名や住所を記載している。

特定商取引法の遵守を徹底し、違反している業者はサイトを閉鎖する等、強硬な措置を執れるような体制を構築していただきたい。

ISPと同法を主管する消費者庁との連携体制が不足しているとの声も多く聞く。両者の協力体制を強力にして頂き、より同法が機能的に運用されることを望んでいる。

VI) インターネットについて

B2Bサイトにおいては、依然として企業情報が開示されていない。実店舗ならば身元を隠して商売することはありえず、不正な商品の取引の温床となる。B2Bサイトに店を出している企業も情報を開示するようにして欲しい。

又、著名なブランド名を無断で使用したドメイン名の登録が横行しているが、現状では、登録を受け付けるプロバイダは特に事前審査を行うことなく自動的に登録しているようである。このようなドメイン名の登録・使用は、不正競争防止法違反に該当する可能性があるが、権利者がいちいち指摘しない限り、プロバイダが自主的にチェックすることは行われていないようである。プロバイダにおいて、他人の許可を得ずに登録商標と同一の文字列を含むドメイン名を登録することは認めないと利用規約に規定する等の対応を取って欲しい。

更に、オークションにおいて、出品者が商標権侵害物品を販売した場合、プロバイダが権利者の指摘を受けてIDを無効にすることがあるが、商標権侵害物品の出品は、たいていの場合プロバイダの利用規約違反となるので、このような出品者から違約金を徴収し、権利者に分配する仕組みを検討してほしい。

VII) 民事訴訟について

損害賠償における商標法・不正競争防止法のみなし規定が充分活用されていないと考えている。実務上は侵害者の利益を基準に損害を算定していることが多いが、侵害者が正確な資料を提出しない等、過小な利益しか認定されないことも多い。ブランドイメージの毀損等も考慮して、より柔軟に損害が認定されるよう立法面等で検討していただきたい。

又、知的財産権侵害に限らないが、損害賠償の実効性が低いと感じられる。判決で賠償命令が出ても、権利者の側で侵害者の財産を探し出すのは非常に困難である。民事執行法には、債務者の財産開示手続が規定されているが、実効性のある制度とは思えない。正確な資産状況を開示しない債務者・損害賠償を実行しない侵害者に対する制裁を検討していただきたい。

No.	法人・団体名
4	日本行政書士会連合会
意見	
<p>(1) 営業秘密タスクフォース報告書</p> <p>中小企業の営業秘密の管理レベルの強化に向けた取組みに関しては同意見であり、報告書記載の諸施策の確実な実施を望むものであります。その中で、行政書士は中小企業の相談相手として様々な事案に取り組んでいます。特に創業・起業等をはじめとして企業の新規事業分野への進出や営業譲渡・M&A等の事案に深く携わっています。これらの案件に必須なものが、「営業秘密の守秘義務契約」であり、行政書士の業務として守秘義務契約書(CA)を作成することはもとより、不正競争防止法に規定される「営業秘密として保護される要件」の“秘密管理性”“有用性”“非公知性”の3要件を満たすべく顧客を指導していることから「営業秘密管理指針」の改訂にあたっては、多くの経験を積む行政書士の利活用を図っていただくようお願いする次第であります。</p> <p>現行の不正競争防止法も遜色の無い法律ではありますが、中小企業、小規模企業者にとっては「秘密管理」のためのインフラ整備等ハードルが高いものもあり中小企業の使い勝手がよい改訂を望むものであります。</p> <p>ワンストップ支援体制の整備に関しては、大変有意義な取り組みであり、おおいに期待するものであります。中小企業、小規模企業者にとってより身近な相談相手である行政書士は、様々な形での中小企業支援をおこなっています。特に「営業秘密管理」においては、日本行政書士会連合会が力点をおいている「知的資産経営」の一環としても取り組んでいます。本年2月に開催された日本行政書士会連合会主催(中小企業庁等後援)の“中小企業支援フォーラム”におけるパネルディスカッションの中でも、行政書士が独立起業された経営者からの相談に応じ、元の職場における営業秘密を如何に侵害しないか、また独立後の営業秘密を“構造資産化”することによって、営業秘密としての管理性の確立を図った事例等が発表されました。このように、行政書士は営業秘密管理の体制策定に関与しており、ワンストップ支援体制の整備にあたっては、行政書士の積極的な利活用を図るようお願い致します。</p> <p>(2) 中小・ベンチャー企業及び大学支援強化タスクフォース報告書</p> <p>中小・ベンチャー企業の経営支援を行っている行政書士は、日頃から中小企業診断士や弁理士等と連携しており、また、地域金融機関との協力関係構築についても力を入れているところであります。人材活用・ネットワーク構築等支援強化策策定にあたっては、行政書士の活用をお願い致します。</p> <p>(3) アーカイブに関するタスクフォース報告書</p> <p>アーカイブ構築・拡充に関する分析、対応について全面的に賛成です。本報告書記載の各事項の施策については、早急かつ着実に対応、実施すべきであると考えます。</p> <p>特に著作権法制度の見直しについては喫緊の課題として積極的に取り組むことが重要であると思えます。</p> <p>(4) 音楽産業の国際展開に関するタスクフォース</p> <p>本報告書において指摘されているように、さらなる海外市場の情報収集・分析を行いつつ、現地での情報発</p>	

信・販売・興行等拠点を構築するなどして音楽そのほかのコンテンツ（映像等）も併せて情報発信することで波及効果を生じさせ、官民あげて Japan ブランド構築のための施策を推進していただきたいと思ひます。

No.	法人・団体名
5	インターナショナル・ビジネス・マシーニズ・コーポレーション
意見	
<p>I. 職務発明制度の見直しについて</p> <p>産業界におけるイノベーション推進の観点より、職務発明については使用者に原始的に帰属させるものとし、あわせて職務発明の使用者への譲渡に係る「相当の対価」に関する規定を廃止する法改正が求められるものと考えます。</p> <p>II. 営業秘密保護の強化のための新たな取り組みについて</p> <p>1. 公正かつ健全なグローバルコンペティション促進のための営業秘密保護の強化</p> <p>営業秘密の保護の強化は政府と産業界が取り組むべき重要な施策となっています。公正かつ健全なグローバルコンペティションの促進のため、新たな営業秘密保護の強化施策が積極的に推進されるべきです。特に差し押さえ等の法手続きの改正を通じた保護強化においては、営業秘密保護の客体が無体物たる情報であることの特異性に鑑み、格別の配慮を行ったうえでの検討が進められるべきと考えます。</p> <p>2. 外国法制に関する検討について</p> <p>営業秘密保護に係る強化施策の導入にあたっては、諸外国における保護法制のあり方についても適切な考慮が払われるべきと考えます。</p> <p>特に営業秘密の国外使用に関する重罰規定の導入議論およびその他の施策との関連においては、外国法制検討の必要性が強調されるべきです。したがって適切かつバランスのとれた営業秘密保護法制が実現されるよう、米国またはドイツなどの主要な外国法制について注意深い検討がなされるべきと考えます。</p> <p>より具体的には、米国経済スパイ法は、外国政府、外国機関、または外国エージェントに利益をもたらすため、又は利益をもたらすと知りながらなされる、営業秘密の不正使用または取得に対する特別な保護を定めており、我が国における新法導入議論への示唆を有するものと考えます。</p> <p>またドイツの不正競争防止法は、国外における営業秘密の不正な使用に対して重罰を定める特別な規定を有しており、我が国における法改正議論における示唆を含むものとなっています。</p> <p>またこれらに加え、『営業秘密管理指針』（平成15年〔最終改訂平成25年〕経済産業省）の再検討などを通じた営業秘密保護のための秘密管理性に係る基準に関する見直し議論においても、同様に諸外国の法制における秘密管理性基準を考慮した慎重な検討が求められるものと考えます。</p> <p>以上のとおり、営業秘密保護に関する強化施策の導入にあたっては、諸外国法制に関する検討が求められるところであり、慎重な討議を通じた公正かつ健全なグローバルコンペティション促進のためのバランスのとれた法制度が実現されることが期待されます。</p>	

No.	法人・団体名
6	セイコーソリューションズ（株）/アマノビジネスソリューションズ（株）
意見	
<p>「営業秘密タスクフォース報告書」に対して意見させていただきます。</p> <p>報告書の中では、営業秘密情報の漏えいのケースとして、それが営業秘密情報と明確に認識しているにも関わらず不正に持ち出すケースにフォーカスされていますが、営業秘密という事が明示されていない情報が悪意無く漏えいするケースも少なく無いと思ひれます。更に、漏えいした情報が漏えい当時から営業秘密と</p>	

して明示されていた事を証明出来ないケースも無視できません。

それらを対策する為には、営業秘密である事を明記すると共に、その情報（文書）が存在した当時から営業秘密である事を明記されていた事を、後になっても証明出来る様にしておく必要があります。

その為の技術として「タイムスタンプ」が最適と思われます。タイムスタンプとは、対象の情報が、そのタイムスタンプの示す日時に確かに存在し、現在に至るまでに改ざんや変更がされていない事を証明できる技術と情報インフラで、2005年に施行されたe-文書法の一部で義務化されているものです。また、2006年に特許庁から発行された先使用権のガイドラインでも取り上げられ、昨今では秘匿化する知的資産に対して民間企業で広く使われています。

「タイムスタンプ」は、デジタルデータに付与することができますので、文書に限らず、測定データ、図面、画像情報や、確定日付では扱うことの困難な音声データや動画データにも手軽に付与することができます。さらに、ワークフローに組み込むことも容易であるため、担当者が意識せずに企業として秘密情報を担保することが可能であり、抑止・コンプライアンスにも有効な技術です。

企業内での情報はデジタルデータが主流になっている昨今、プリントアウトが不要で簡易な日時の証明が可能であれば、開発者、知財担当者等の営業秘密管理に対する省力化が大幅に図られ、開発、知財業務等に支障をきたすことなく、営業秘密管理の推進が図られるものと思料いたします。

これらのことから、今後の営業秘密管理指針の改訂の際には、報告書の中に書かれている「営業秘密として認められ得る為の管理方法」や「訴訟対応を見据えた証拠確保」の為の手段として、タイムスタンプの活用が有用であることを公知することが、我が国の産業競争力を維持する一助になると考えます。

No.	法人・団体名
7	一般社団法人 日本知的財産協会
意見	
1	別紙1「営業秘密タスクフォース報告書」について
<p>当協会は、企業競争力の源泉としての営業秘密の保護に関する適切な強化を通じて、我が国の産業競争力を強化するとの観点から、I項及びII項に記された前提について概ね報告書と同様の認識を持ち、また、III項における今後の取り組みの考え方やIV項における各論点、特に（検討の方向性）に記された内容についても、報告書と同様の認識を持っています。</p> <p>以下、当協会として、特に留意していただきたい事項について述べます。各施策の実施に当たって、当協会も協力させていただきたいと考えます。</p> <p>（1）営業秘密保護法制の見直しについて 営業秘密保護法制に関して、現行の不正競争防止法による保護では、実効性に乏しいという立法事実について関係者のコンセンサスができた事項について、同法の枠組みにとらわれず、法改正等の対応を速やかに行っていただきたい。その際に、その法制度の見直しが、既存の知的財産法制との整合性の観点から弊害がないか、保護強化の施策がかえって当事者企業に訴訟追行上の負担や実務上の不利益を強いることにならないかといった視点も踏まえ、慎重な検討が望まれます。</p> <p>（2）営業秘密管理指針の改訂について 営業秘密として保護される秘密管理性の要件については、基本的に、訴訟において各事例に応じた適切な認定がされていると考えられています。特に、昨今のやや緩和された認定は合理的であると考えます。他方、営業秘密管理指針においては、『別紙1「営業秘密タスクフォース報告書」』の第3頁にも記載されているような「過度な管理を求めているとの誤解を与えかねない記述」が散見されているように考えます。企業実務における過度の負担や裁判実務への影響を勘案しつつ、企業における対応において有益な示唆となるような内容にしていくことを検討していただきたい。</p> <p>（3）経営層（社会全般）に対する営業秘密の重要性の啓蒙について 営業秘密の管理については、産業競争力の向上に資するとの観点から、企業の経営層における意識の浸透が重要であり、そのための企業全体にわたる取り組みの強化のために、政府の施策や官民の連携の強化を望みます。その際には、情報を提供した企業が不利益を被らないような施策等、企業の実態に十分に配慮いただきたい。</p>	

2 別紙2「中小・ベンチャー企業及び大学支援強化タスクフォース報告書」について

当協会として、日本の産業界全体が活気をもって国内外で事業展開を推進していくことがわが国の産業競争力を強化する上で重要な課題であるとの観点から、Ⅰ項～Ⅲ項に記された背景事情、支援の方向性、論点整理について概ね同様の認識をもっています。ただし、大企業の範疇に入らず、中小企業の定義（資本金、従業員数）から外れた層（中規模層）も、同様に支援をしていただくよう重ねて要望します。その点に関しては、当協会は、関西、中国・四国・九州を中心に、中小知財会員フォローアップ会や、協議会を地域の発明推進協会と共同で開催しています。こうした会合には企画・会場準備など多くの経費・工数が必要であり官民一体で推進強化できるような支援をお願いします。企業規模ではなく、知財部の規模に応じて支援の在り方を考えるという視点については、参加者から評価する声も大きいものであります。

次に、当協会として、特に留意していただきたい事項について述べます。各施策の実施に当たって、当協会としても今後も協力させていただきたいと考えています。

(1) 窓口のワンストップ化・裾野拡大について

ワンストップ化の重要性

海外展開の計画段階、現地調査段階、現地での展開開始段階、現地での紛争段階等、各段階で、特許だけではなく、商標、意匠、ノウハウ等をトータルの相談をできるワンストップの窓口を設置していただくことは極めて喫緊かつ実効的な施策と考えます。

特に中小企業では、質の高い技術等を有していても知財に対する意識をもっていたとしても、知財マネジメントに対して十分な費用と人材を費やすことができなかつたりすることが実情です。中小企業の経営者等の支援としては、トータルの相談ができる窓口のワンストップ化が極めて重要と考えます。

その様な支援を充実したものとすべく、これまで、当協会は、政府ほかによる知財総合支援窓口等に企業OBの派遣ができるように支援を行ってきました。中小企業の知財支援を充実させるためには、外部専門家の諮問が必要であると同時に、企業OBの更なる活用が重要であると考えます。企業OBが、窓口でのアドバイスという枠を超えて、個別具体的な中小企業の知財戦略策定に関わり、案件に対して適切なアドバイスを提供できる人的ネットワークや、企業OBが支援しやすい仕組みができあがることを要望いたします。

(2) 窓口における情報提供、情報の蓄積について

海外展開の各段階で中小企業が必要とする情報が異なっています。

そのような中で①知財にまつわる成功事例、失敗事例集、②展開先の国の知財制度、司法制度、ADR、鑑定センター等の情報、③多様なニーズに対応できる専門家の登録制度等提案されている制度は、いずれも有益なものと考えます。他方で、窓口等を利用する中小企業側からも、現地情報や実際に問題となった事例等の情報提供が得られるような双方向的なネットワークを構築することで、海外市場での日本企業の競争力強化に繋がると考えられる。海外展開に係る多くの情報や人材が政府間、省庁間で集約化されることであることを十分に配慮していただきたい。

(3) 知財啓発について

海外展開に限らず、中小企業を支える金融機関等も含めた短期的、中長期的な知財啓発の取り組みは重要であると考えます。問題が起きてからでは費用や時間が増大する傾向があり、実質的な損害回復を困難にするという指摘は経験にも一致しているところであることから、予防的な取り組みが非常に重要である点に配慮いただきたい。

何より、啓発すべきは中小企業の経営者自体であり、知財の認識を深めて、問題が起きてからでは手遅れになることを十分に理解していただく必要があります。知財の存在によってビジネス展開がうまくいったとか不況耐力があったというような事例などを収集し紹介してゆくなど中小企業の経営者の知財の認識を深める方策を検討して展開してゆくことが大切であると考えます。また、中小企業の経営者を啓発する為には経営者と日常的或いは定期的な付き合いのある金融機関、税理士、中小企業診断士、弁理士等からの啓発が有効と考えますので、これらの方々への啓蒙活動にも一層のご配慮をお願いします。

3 別紙3「アーカイブに関するタスクフォース報告書」について

当協会としても、デジタル化・ネットワーク化の進展により、社会における著作物の利用態様がますます多様化し、いわゆるデジタルコンテンツが流通する情報の主役となりつつある時代背景の下で、情報をデジタ

ル化し、その利活用を促進するための政策は重要だと考えており、「アーカイブ」についても、そのような政策の一環と位置付けられるものと理解しています。しかし、我が国の著作権制度には、時代の変化に対応しきれていない点多々あり、その結果、デジタルコンテンツの流通を支えるために、情報流通の媒介やプラットフォームの構築、さらには新しい機器の開発等を行おうとする事業者を萎縮させている側面があるように思われます。

そこで、当協会として、権利者の利益や既存のコンテンツビジネスモデルに配慮しつつも、良質なデジタルコンテンツの流通基盤を整え、利活用を促進していくために、とりわけ以下のような検討をお願いしたい。各施策の実施に当たって、当協会としても協力させていただきたいと考えています。

(1) コンテンツの公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定の導入

現在の我が国の著作権法には、著作物の利用態様ごとに要件が定められた、個別的な権利制限規定が置かれています。

しかし、デジタル機器の進化やクラウド技術の普及に伴って、現在の個別的な権利制限規定ではカバーできない利用態様が今後出てくる可能性もあり、権利者に与える経済的影響が軽微である零細の利用についても、要件が限定された現在の個別的権利制限規定だけでは、必ずしもカバーできておらず、効果的なデジタルコンテンツの活用を阻害する要因となっています。

したがって、権利の保護と利用のバランスを図り、デジタルコンテンツの流通及び利活用を促進するという観点から、以前、文化審議会著作権分科会において示された方向性に沿って、「公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定」を導入することについて、今年度以降の文化審議会の場などで引き続き検討いただきたいと考えます。

また、孤児著作物の利用の円滑化のため、裁定制度を使いやすいものにする（現在の制度は、著作権法の「相当な努力」という文言に照らし、利用者側に対して課される手続負担が過大なものになっていると考える。）という提案の方向性は支持できますが、そもそも孤児著作物に関しても、権利制限の一般規定を適用するなどして利活用を促進すべき場面は存在しますので、裁定制度の手直しにとどまらない抜本的な対策を検討いただきたい。

(2) コンテンツの流通・利用を阻害しないための法整備の促進

クラウドサービス等を提供する事業者はデジタルコンテンツ流通・利用の重要な担い手となっていますが、その一方で、平成23年の「まねきTV」、「ロクラクII」最高裁判決以降、サービス提供にあたって、サービス利用者による複製等のコンテンツ利用行為がサービス提供事業者自身の行為であるとの法的評価を受け、サービス提供事業者が著作権侵害の責めを負わされるリスクが高まっており、ビジネス上の委縮効果も生じています。

したがって、権利者の利益や既存のコンテンツビジネスモデルに配慮しつつも、クラウド等のサービス提供に際しての委縮効果をなくし、コンテンツの流通・利用の促進を図るという観点から、これまでの司法判断の妥当性を検証し、(物理的な)コンテンツ利用主体以外の者が、不意打ち的に侵害主体と問擬される可能性を排除できるような著作権法上の規定の改正・創設など、良質なサービスを提供する事業者が著作権侵害の責めを負わされないことのないようにするための対策について、引き続き検討いただきたい。

4 その他の喫緊の課題について

知財戦略において、本年度意見募集がされた分野以外についても、企業においては喫緊の課題がその他に多数存在することに昨年と変わりはありません。

2013年3月22日に当協会理事長名にて御局宛提出させていただきました『「知的財産推進計画2013」及び「知的財産政策ビジョン」の策定に向けた意見』で述べさせていただいた項目を含む、以下に示すような他の項目についても、日本企業の産業競争力を強化するという観点に叶うものでありますので、迅速で積極的な対応を要望致します。

(1) 企業の海外展開を支える国際的な知財システムの構築

- ・アジア地区における広域知財制度など、国別ではなく地域別の広域知財制度実現に向けた検討と対応努力。
- ・グローバル化からくる企業の権利化対応負担（出願国数の増加）を低減するような施策の実行・継続・拡大～審査ハイウェイ拡大施策のみに留まることなく低コストで質の良い権利を多数の国に確保できるように、新たな仕組みの検討や、ハーグ協定加盟の検討、PCT制度の工夫などの積極的な検討や実施の推進。
- ・世界最速・最高品質の審査の実現。
- ・色、音の商標権などのように世界に遅れを取るのではなく、リードするような新たな知財制度の検討と整

備。

- ・経済連携交渉における日本企業の競争力強化のための制度の官民一体となった検討の推進・支援。
- ・技術移転と知的財産活用に関して2013年11月に稼働したWIPO GREENの日本企業の積極的な利用の支援。
- ・模倣品・海賊版排除対策の実効性を高めるためのACTA加盟国拡大、ほかの施策。
- ・アフリカ、南米、アセアン諸国、中近東を含む新興国の最新知財情報・知財制度情報の提供の仕組みの構築強化。
- ・先進国のみならず新興国を含む海外知財紛争対応情報を国内企業に提供するような仕組みの構築とサポート体制整備。
- ・知財裁判の世界スタンダード化など、欧州知財統一裁判所のような地域統一裁判所創設等を将来像とするようなグローバル知財司法制度の検討推進。
- ・外国判例の研究並びに世界ベースで各国の裁判制度の透明性を確保するような知財司法制度の国際調和の活動強化。
- ・中国、他における知財関係の法改正・制度改正への国内企業団体の対応活動（情報収集、意見提出）への建議提出補助、翻訳補助、情報入手などの支援。

(2) 国際的な知財の制度間競争を勝ち抜くための基盤整備

- ・職務発明制度において発明者帰属を法人帰属に改正するような改正活動の積極的な推進の継続。
- ・差し止め請求権のあり方など特許制度健全化のための研究。
- ・中韓両国に遅れを取らず、世界をリードできるような特許庁基幹システムで、検索、翻訳、管理、権利化系審査・審判・裁判関係書類の閲覧などのためのデータベース整備や、高品質で高速な特許庁基幹システムの再構築。
- ・国家の重要研究技術に対する知財に関してグローバルな権利化費用の支援制度の整備。
- ・大学の育成と真の産学連携に向けた努力。

No.	法人・団体名
8	一般社団法人日本音楽著作権協会
意見	
<p>(「音楽産業の国際展開に関するタスクフォース報告書」に関する意見)</p> <p>「政府による支援が期待される事項」(30頁)の一つに「海外での権利保護システムの改善と海賊版対策」が掲げられたことは、課題認識としての的確であり、これを強力かつ迅速に推進することは、音楽産業の国際展開にとって非常に有益であると考えます。</p> <p>当協会は、著作権協会国際連合(CISAC)アジア太平洋委員会の副委員長団体として、アジア地域の音楽著作権管理団体の育成支援(管理実務に関する研修、ノウハウの提供等)に努めており、文化庁、世界知的所有権機関(WIPO)等からの要請に応じ、研修生(政府関係者、著作権管理団体職員等)の受入れや各地で開催されるセミナーへの職員の派遣なども行っています。しかし、今なお著作権法を制定していない国(東ティモール)や音楽著作権管理団体の存在しない国(ミャンマー、バングラデシュ等9か国)があり、活動している管理団体の中にも管理能力向上の余地が大きい団体が少なくありません。</p> <p>こうした中、当協会は、アジア地域所在の14の音楽著作権管理団体(11か国3地域)との間で相互管理契約を締結しており(2014年4月現在)、これらの団体から送金される日本楽曲の著作物使用料は直近10年でほぼ倍増しましたが、その規模は依然として小さく(2003年度実績約6千万円→2013年度実績約1億2千万円)、また、その多くをアニメ作品の放映に伴う収録楽曲の放送使用料が占めています。魅力ある日本楽曲はアニメ関連作品以外にも数多くありますので、政府の支援により「現地権利管理団体の能力向上」(24頁)を始めとする権利保護システムの改善が進めば、「相互管理契約による印税収入確保」(23頁)に弾みがつくものと思われれます。</p> <p>我が国音楽産業の海外展開の「最大の障害」(24頁)になっている海賊版についても、民間の対応には限界があることから、政府による積極的な取組が期待されます。文化庁の委託調査によれば、中国における日本の音楽コンテンツの海賊版被害は年間3700億円を超えると推計されています(平成25年5月「海外における著作権侵害等に関する実態調査(中国)報告書」)。各国との二国間協議を通じた働きかけ、エンフォースメント機関への支援等の対策が推進されれば、上記権利保護システムの改善とあいまって、海外展開の促進と適正な利益の還元の好循環をもたらすことが期待されます。</p> <p>(注1) 括弧内の頁番号は、全て「音楽産業の国際展開に関するタスクフォース報告書」のものです。 (注2) 本文中の「アジア地域」とは、外務省のウェブページ「各国・地域情勢」において「アジア」の区</p>	

分に属している21か国3地域を指します。国名の表記も同ウェブページに準拠しています。

No.	法人・団体名
9	株式会社サピエンティスト
意見	
<p>「営業秘密タスクフォース報告書」に対して意見させていただきます。</p> <p>報告書の中では、営業秘密情報の漏えいのケースとして、それが営業秘密情報と明確に認識しているにも関わらず不正に持ち出すケースにフォーカスされていますが、営業秘密という事が明示されていない情報が悪意無く漏えいするケースも少なく無いと思われます。更に、漏えいした情報が漏えい当時から営業秘密として明示されていた事を証明出来ないケースも無視できません。</p> <p>それらを対策する為には、営業秘密である事を明記すると共に、その情報（文書）が存在した当時から営業秘密である事を明記されていた事を、後になっても証明出来る様にしておく必要があります。</p> <p>その為の技術として「タイムスタンプ」が最適と思われます。タイムスタンプとは、対象の情報が、そのタイムスタンプの示す日時に確かに存在し、現在に至るまでに改ざんや変更がされていない事を証明できる技術と情報インフラで、2005年に施行されたe-文書法の一部で義務化されているものです。また、2006年に特許庁から発行された先使用权のガイドラインでも取り上げられ、昨今では秘匿化する知的資産に対して民間企業で広く使われています。</p> <p>「タイムスタンプ」は、デジタルデータに付与することができますので、文書に限らず、測定データ、図面、画像情報や、確定日付では扱うことの困難な音声データや動画データにも手軽に付与することができます。さらに、ワークフローに組み込むことも容易であるため、担当者が意識せずに企業として秘密情報を担保することが可能であり、抑止・コンプライアンスにも有効な技術です。</p> <p>企業内での情報はデジタルデータが主流になっている昨今、プリントアウトが不要で簡易な日時の証明が可能であれば、開発者、知財担当者等の営業秘密管理に対する省力化が大幅に図られ、開発、知財業務等に支障をきたすことなく、営業秘密管理の推進が図られるものと思料いたします。</p> <p>これらのことから、今後の営業秘密管理指針の改訂の際には、報告書の中に書かれている「営業秘密として認められ得る為の管理方法」や「訴訟対応を見据えた証拠確保」の為の手段として、タイムスタンプの活用が有用であることを公知することが、我が国の産業競争力を維持する一助になると考えます。</p>	

No.	法人・団体名
10	BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス
意見	
<p>BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス1（以下「BSA」）は、「知的財産推進計画2014」の策定に向けて以下の通り意見を提出します。以下の意見は、「知的財産推進計画2014」全般（知的財産の保護—海賊版・模倣品対策）に関する意見です。</p> <p>本文</p> <p>知財推進計画の策定が始まって以来、海賊版・模倣品を含む権利侵害の態様も変化を続けてきた。現在のデジタル著作物の権利侵害は、オンライン環境を利用し、国境を越えた分業により行われることが非常に多い。新興国を含む海外の侵害者は、日本のオークションやその他のインターネットサービスを駆使し、捕捉されることなく、他人の知的財産権を侵害して容易に利益をあげている。このような状況下では、海外で権利侵害物品が製造され、それが輸出され輸入されることを前提として行う一国一国に対する個別の対策ではカバーしきれず、変化するデジタル・オンライン環境での権利侵害の実態に合わせて対策を推し進めていく必要がある。そのために、関係省庁において現行の法令で保護に隙間が生じている点の見直しや、権利者とISPの侵害対策の役割について不断の見直しを行なっていくこと、そのアクションアイテムを知的財産推進計画2014に明記することを強く要望する。</p> <p>1. オンライン認証システムの技術的制限・保護手段としての保護と関連法の改正等</p> <p>ソフトウェア・ライセンスのビジネスモデルは、CD/DVD等の媒体に記録して提供するものから、オンラインでのダウンロード提供やクラウド利用に移行している。このことは、音楽、ゲーム、映画等においても同様の傾向と考えられる。ダウンロードによる提供やクラウドサービスの普及に伴い、技術的制限・保護手段の回避規制の重要性は増している。</p> <p>(1) 不正競争防止法の改正</p> <p>現在の不正競争法における技術的制限手段の定義（2条7項）及び技術的制限手段回避行為の定義（2条1項11号）は、被害が年々増大している不正なプログラム使用と流通の実態に追いついていないため、見直</p>	

して改定すべきである。

基本的な視点としては、著作物を保護するためのアクセスコントロールの技術には多種多様なものがあり、技術の進歩を妨げないよう、特定の手法に限定し過ぎない規定とすべきである。

現在、ビジネスソフトウェアは、オンライン認証のシステム、即ち、正規ユーザーに付与される固有の認証コード（識別子）をネットワークを通じて接続されるサーバー等が認証する仕組みにより違法な複製を抑止する保護技術を用いている。そして、その不正な回避による損害は、様々な調査・情報や実状に基づく推計からして年間数百億を下らない甚大な額となっている。特に、新興国において犯罪的な組織や人員が悪質かつ巧妙な手口で認証コードを不正に入手し、日本国内に流入させ、日本国内で不正なソフトウェアの売買が行われており、海外組織や人員にその利益が還元されている事態は看過できない。オークションやその他インターネットサービスを通じて、日本で容易に不正な利益をあげることができるとの評判が広まれば、日本が海外の不正組織の活動の温床ともなりかねない。日本は、世界最高クラスの知的財産立国として、このような海外組織等に手を貸すことにつながる手段を阻止すべきであるし、ライセンスを取得できないにもかかわらず不正品に対価を支払う日本国民をなくすため、施策を早急に検討すべきである。

以上より、基本的な視点に基づき、オンライン認証の仕組み、認証コードの不正取得・譲渡等の不正な手口を十分に検討し、回避のための機器やプログラムの譲渡に限定せず不正競争と定義して有効な対策となるよう、不正競争防止法を改正することを要望する。

（2）準則の改定

経済産業省が公表している「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」では、制限がかけられたソフトウェアの制限の解除（iii68~iii78）や、デジタルコンテンツのアクセス・コピーをするために必要なID・パスワードのインターネット・オークションへの出品やインターネット上に掲載すること（ii49~ii59）に関する不正競争防止法の適用についての記述がある。しかしながら、いずれの記述も、上記（1）で述べたような最近のオンライン認証の仕組み、認証コード不正取得の実態、実際のクラックツールの動作を踏まえたものとは言えないため、少なくとも適用場面を限定すべきで、現状を踏まえて、技術的制限手段該当性や技術的制限手段回避プログラム該当性に関し追記・修正して、円滑なエンフォースメントを阻害しないようにすべきであり、その旨要望する。

（3）著作権法の改正

著作権法の技術的保護手段及び回避行為に関する規制についても、上記（1）と全く同様のことが当てはまる。すなわち、まず、基本的な視点としては、著作物を保護するためのアクセスコントロールの技術には多種多様なものがあり、技術の進歩を妨げないよう、特定の手法に限定し過ぎない規定とすべきである。また、オンライン認証の仕組み、認証コードの不正取得・譲渡等の不正な手口を十分に検討し、回避のための機器やプログラムの譲渡に限定せず著作権侵害として有効な対策となるよう、著作権法を改正することを要望する。

2. ソフトウェアに関するダウンロード違法化

2009年及び2012年の著作権法改正により、著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う行為は、私的使用目的の複製であっても違法とされ、刑事罰の対象となる。同様の状況でのソフトウェアのダウンロードは違法とされておらず、これによりプログラムの著作物の著作権者への被害が拡大している。何らかの不正ダウンロードが関連する事案による被害は、被害に関する様々な調査・情報や実状に基づく推計からして数百億円にのぼる。すなわち、オンラインを利用したボーダレスなデジタル著作物の権利侵害が進んでいるため、海外（特に新興国）で違法に公衆送信を行う者が、P2P、クラウド上のストレージ領域、ウェブサイトを使ってソフトウェアを日本国内の者にダウンロードさせる場合に、P2P、クラウド上のストレージ領域、ウェブサイトを使ってダウンロードさせる者を特定する情報が十分ではないため、これらの者を捕捉できなかつたり、在外者であって有効なエンフォースメントができないことが良くある。このような違法な公衆送信がはびこるのは、これをダウンロードする必要があるためであり、不正なダウンロードの対策が必要である。ビジネスソフトウェアは、一般的に、著作権者の運営するダウンロードサイト以外のP2P、クラウド上のストレージ領域、ウェブサイト上で流通するものではなく、他のデジタル著作物に比しても、ユーザーに違法自動公衆送信であることが判別し易い著作物であり、違法化することに大きな問題もない。

以上のソフトウェア業界の被る被害や、ボーダレスな権利侵害による他国の犯罪の温床とならないため、著作権法の必要な改正を行い、ソフトウェアのダウンロード違法化について法整備を行うべきである。

（注）1 BSA | The Software Alliance (BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス) は、グローバル市場において世界のソフトウェア産業を牽引する業界団体です。BSAの加盟企業は世界中で最もイノベーティブな企業を中心に構成されており、経済の活性化とより良い現代社会を築くためのソフトウェア・ソリューションを創造しています。ワシントンDCに本部を構え、世界60カ国以上で活動するBSAは、正規ソフトウェアの

使用を促進するコンプライアンスプログラムの開発、技術革新の発展とデジタル経済の成長を推進する公共政策の支援に取り組んでいます。BSAの活動には、Adobe, Agilent Technologies, Altium, ANSYS, Apple, Autodesk, AVEVA, AVG, Bentley Systems, CA Technologies, Cisco, CNC/Mastercam, DELL, IBM, Intel, Intuit, Microsoft, Minitab, Oracle, PTC, Rockwell Automation, Rosetta Stone, Siemens PLM, Symantec, Tekla, The MathWorks, Trend Microが加盟企業として参加しています。詳しくはウェブサイト (<http://bsa.or.jp>) をご覧ください。

要旨

1. 技術的制限・保護手段

- ・オンライン認証の仕組み、認証コードの不正取得・譲渡の手口を検討し、回避のための機器・プログラムの譲渡に限定せず不正競争や違法な回避行為と定義し、有効な対策となるよう不正競争防止法・著作権法の改正を要望

- ・技術的制限手段該当性や回避プログラム該当性に関し、「電子商取引及び情報取引等に関する準則」を修正すべき

2. ソフトウェアのダウンロード違法化を整備（著作権法改正）すべき

No.	法人・団体名
11	㈱日本国際映画著作権協会 (JIMCA)
意見	
「音楽産業の国際展開に関するタスクフォース」に関する意見	
<p>このたびは「知的財産推進計画2014」に関して貴重な意見提出の機会を賜り、誠にありがたく存じます。当社の意見をここに提出させていただきます。</p> <p>「知的財産政策ビジョン・知的財産推進計画2013」には「模倣品・海賊版対策の強化」、「模倣品・海賊版対策の推進」の項があり、「施策例」には「官民のアウトリーチ活動の推進」「国内取締り強化」等が掲げられています。知的財産を推進する上で著作権の保護は大変重要であります。日本政府がこれを認識され、具体的な施策例を挙げておられることに感謝いたします。当社としても文化庁「改正著作権法の施行状況等に関する調査研究」（平成25年12月）10頁、および12頁以下でご紹介いただきました通り、民の立場からのアウトリーチ活動に積極的に取り組んでいるところでございます。</p> <p>しかし、わが国における著作権保護はまだ十分とはいえず、著作権侵害行為が継続して発生しているのが現実です。とりわけ海外の動画投稿サイト等にアップロードされた侵害コンテンツが看過できない損害を著作権者らに発生させている状況となっております。この問題意識はタスクフォース「我が国の音楽産業の国際展開に向けて」23頁以下でも共有されているところであります。</p> <p>当社はこの機会に、わが国の著作権保護を強化するための具体的手段をご提案申し上げます。</p> <p>(1) 著作権侵害サイトに対するサイトブロッキングの導入</p> <p>オンラインの著作権侵害は各国で経済的損失や雇用の減少をもたらすなど多くの悪影響を生じさせています。違法なファイルの多い動画投稿サイトは国の内外を問わず世界的に存在し、映画やテレビ番組を初めとする著作物が違法に配信されています。ブロードバンド環境が普及した現在、映画やテレビ番組の違法ファイルを動画投稿サイトで視聴することは容易になっており、それが正規の事業に与える経済的損害は多大なものがあるばかりか増加の一途をたどっています。</p> <p>かかるサイトが日本国内にある場合は、日本の法律によって対処が可能です。しかし多くの場合違法にアップロードされるコンテンツは海外のサイトから取られることが多く、国内の著作権法等によって行う摘発や強制捜査には限界があります。</p> <p>サイトブロッキングは、外国の動画投稿サイトその他のウェブサイトにはアップロードされている違法ファイルへのインターネットユーザのアクセスを遮断するために容易かつ効果的な手段であり、海外の違法ファイルの多いサイトに対抗するための重要な方法です。</p> <p>一見このようなサイトブロッキングは電気通信事業法が定める通信の秘密を侵害するようにも見えますが、適切に制度を設計すれば刑法の緊急避難に該当し許容されると考えられます。</p> <p>現在児童ポルノ頒布など一部の犯罪類型に対しては緊急避難としてサイトブロッキングが導入されています。同様の手続き、たとえばISPは動画投稿サイトに対して通知を行いサイトが対応しない場合に限ってサ</p>	

イトブロッキングの対象とする等の要件を設けることにより、緊急避難の要件を満たすと思料します。刑法の規定によれば緊急避難は財産上の損害を避けるためにも成立します。オンライン侵害による巨額の損害を考えれば、著作権侵害に対するサイトブロッキングを導入することは喫緊の課題というべきであります。

既に著作権侵害に対するサイトブロッキングを導入している国は多数存在し、英国、フランス、デンマーク、オーストリア、ノルウェー、イタリア、スペイン、アジアでもインド、韓国、インドネシア、マレーシアがあげられます。本年3月27日にはEUの最高裁判所に相当するEU司法裁判所において著作権侵害サイトに対するサイトブロッキングを適法とする判決（「Kino事件」、EU司法裁判所C-314/22号）が出されており、これによりさらに多くの国が導入を図るものと考えられます。知的財産立国をめざすわが国もこれら著作権保護の進んだ国に後れをとらないことが重要であります。

またサイトブロッキングは消費者保護の観点からも重要な意義を有するものです。改正著作権法により、違法にアップロードされたと知って行うダウンロードは刑事罰の対象となっています。違法ファイルがほとんどであるようなサイトへのアクセスを遮断することは、消費者が一時の迷いで犯罪行為を行ってしまうことの防止に有効であり、国民の利益に資するものというべきであります。著作権を侵害するサイトへのアクセスの遮断がユーザーの不利益または表現の自由の制限となるかについては上記Kino事件判決でも検討されています。同判決によれば、表現の自由と知的財産権の保護はバランスが必要であり、ユーザーが他のサイトから合法的に適法コンテンツを入手できる場合はサイトブロッキングは相当である、とされています。

(2) 私的使用目的の海賊版の輸入の禁止

著作権法第113条第1項第1号は、日本国内で頒布の目的がある場合に限り海賊版の輸入は著作権の侵害とみなすと定められています。当社はこれは適切でないと考えます。

一昨年著作権法が改正され、私的使用目的であっても違法にアップロードされたコンテンツであるとしてダウンロードすることは刑事罰の対象とされました。海賊版と知って私的使用の目的で輸入することもまったく同種の行為と考えられます。直ちに刑事罰の対象とする必要はないとしても、少なくとも違法である旨の規定は必要と思料いたします。

《要旨》

グローバルな著作権侵害への対応を強化し、インターネット上のコンテンツ侵害対策と正規配信の普及を促進することは、わが国が知的財産立国を進める上で大変重要です。本意見書は、より進んだ施策例として、インターネット上の著作権侵害への対応の強化策および私的使用目的の海賊版の輸入の禁止の導入を提案するものです。

No.	法人・団体名
12	一般社団法人 電子情報技術産業協会
意見	
<p>■別紙1「営業秘密タスクフォース報告書」についての意見</p> <p>営業秘密保護の総合的な強化を目指して、以下の観点から日本版バイ・ドール規定の更なる浸透と定着の支援をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の産業競争力を強化すべく制定された日本版バイ・ドール規定（産業技術力強化法第19条）は、立法当時は制定趣旨を全うし、官公庁からの委託研究開発およびソフトウェア請負開発に係る知財権はベンダーに帰属していた。 ・しかし、近時では、一般競争入札によるベンダーロックインを回避するとの事情で、受注企業は契約の度に官公庁から知財権の譲渡や営業秘密・技術情報等を第三者へ開示することを求められる事例が増加傾向にあり、日本版バイ・ドール規定の制定趣旨の没却および企業の営業秘密・技術情報の保護が軽視されていると言わざるを得ない。 ・企業の競争力の源である知的財産権や営業秘密・技術情報が、官公庁の国際的な一般競争入札を通じて、受注先（海外企業を含む）に渡ることになれば、日本企業の競争力および我が国の産業競争力を大きく損なうことになる。 ・上記の理由から、知財権をベンダーに帰属させ、営業秘密・技術情報を保護することで、産業力強化を促進する必要があるのではないかと。 <p>■ 別紙4「音楽産業の国際展開に関するタスクフォース」についての意見</p>	

当協会は、クラウドサービスや情報活用サービス等の新規ビジネスに向けた環境整備の必要性について昨年
から意見を申し上げてきたが、「別紙4」はこの点との関わりがあると思われるため、下記の意見を申し上げる。

「別紙4」の「我が国の音楽産業の国際展開に向けて」において、p.1で「これまで我が国が国際競争力の
中心としてきた製造業の技術的優位性だけでは勝てず、ブランド力、システム力での優位性を確保しなければ
ならなくなっている」、また、p.2で、「知的財産戦略本部では2013年10月に・・・コンテンツ分野間
及び他の製造業等とコンテンツとの連携を促進すること、等が今後取り組むべき課題として示され」ている。
さらに、p.26の図では「期待される波及効果」として「製造業」が一例として挙げられ、また、「製品の技
術面での差別化が困難となっている中では、音楽はじめコンテンツへの支持が製品差別化の重要な要素であ
り」（太字及び下線は当協会）と指摘している。

我が国では経済成長性の向上が望まれるところ、「別紙4」はコンテンツ産業の成長に焦点が絞られている
ようにも見受けられるが、我が国のソフトパワーを世界に発信し、より一層のコンテンツ産業の成長を促し
ていくために、我が国のハードウェア（GDPに占める家電業界の売上規模は約60兆円）の競争優位性を確
保し、それを活用することは極めて重要であり、ハードウェアとコンテンツの連携を図ることにより、より
一層の経済成長につなげるという視点での政策検討も必要と考える。

具体的には、デジタル・ネットワーク環境の発達に対応した法制度等の整備が必要であり、とりわけクラ
ウドサービスやメディア変換等の新規ビジネスがやりやすい環境整備が急務である。それらの環境整備によ
って音楽等のコンテンツの成長性も向上するとともに、製造業の経済成長性も大きく牽引していき、国全体
の成長というような好循環もたらされるものと考えている。

なお、この典型例が韓国である。韓国政府の他の産業との連携・波及効果も視野に入れたコンテンツ振興策
によって、韓国コンテンツのみならず製造業のサムソンも経済成長した。サムソンが韓国経済にもたらした
経済効果は多大であり、コンテンツ振興策によって製造業としての経済成長性が実現した好例である。

したがって、コンテンツを中心としたソフトパワーの強化と海外展開促進のためにも、ハードウェアの優
位性確保とコンテンツとの連携促進の視点から、クラウドサービスやメディア変換等の新規ビジネスがやりや
すい環境整備について早急な検討をしていただきたい。

No.	法人・団体名
13	日本商工会議所 東京商工会議所
意見	
「知的財産推進計画2014」の策定に向けた意見	
<p>わが国は、デフレ経済から成長経済へ移行を果たし、存在感のある国として存続するための重要な転換期にある。デフレマインドからの脱却を確実なものにするには成長戦略の着実な推進が重要であり、成長戦略の 主役となるわが国中小企業のイノベーションによる競争力強化が不可欠である。 中小企業のイノベーション実現のカギは、ものづくりで蓄積された高度な技術に加え、ブランド、デザイン、 ノウハウ等を含めた知的財産の活用にある。また、中小企業においても海外展開が増加する中、模倣品被害 や技術・営業情報の流出被害への対応には、権利化にとどまらない知的財産の戦略的な活用、すなわちオー プン&クローズ戦略が肝要となっている。そのため「知的財産推進計画2014」において、中小企業の知 的財産の活用を引き続き重要な柱として位置づけ推進することが必要である。 さらに、世界の注目が集まる2020年の東京オリンピック・パラリンピックは、わが国の魅力を世界にア ピールする絶好の機会である。クール・ジャパンとして評価の高いアニメや漫画等のコンテンツの一層の海 外展開促進のみならず、地域における魅力ある商品・サービスのブランド化から販路開拓までの一貫した支 援の強化が重要である。 喫緊の課題となっている営業秘密および模倣品対策については、企業の取り組みレベル向上につながる情報 提供、普及啓発を行うと同時に、制度面においても早急に必要な措置を講じるべきである。 以上を含め、わが国の競争力強化、中小企業の知的財産経営の推進、地域活性化の視点から「知的財産推進 計画2014」に盛り込むべき政策事項に関して下記のとおり意見を述べる。</p>	
記	
I. 重点要望事項	
昨年6月に策定された「知的財産政策ビジョン」、「知的財産推進計画2013」に「中小・ベンチャー企業	

の知財マネジメント強化支援」がひとつの柱として盛りこまれたことは評価している。今後は、中小企業の知的財産の戦略的活用に向けてより具体的な施策を着実に展開することが必要となる。

第一に、中小企業の海外展開が増加するに伴い、営業秘密の漏洩や模倣品被害は深刻な問題となっていることから、企業の対策を促進する支援、ならびに制度面の強化を図るべきである。

第二に、産業競争力強化法で中小・ベンチャー企業の特許料や国際出願費用等の減免制度が拡充されたが、減免制度の対象とならない中小企業はいまだ多い。制度の対象となる企業を中小企業全体に拡大するとともに、実用新案、意匠、商標も減免対象とするべきである。

第三に、わが国には海外から評価が高いコンテンツや魅力ある地域の商品・サービスが数多くあるが、その潜在力を引き出しきれていないことから、情報発信の強化、ブランド化、販路開拓などの一貫した支援を行うべきである。

以上のことから、当面の重点課題への対応として次の施策が必要と考える。

1. 営業秘密の保護強化に向けた企業支援ならびに制度面の対応

- ・「営業秘密管理指針」ならびに「技術流出防止指針」は、企業が直面している深刻な状況に対処できるよう、実態に即した見直しを図るとともに、中小企業にとってわかりやすい内容とすること。
- ・営業秘密については、秘密管理性、有用性、非公知性を備えるための具体的な取り組みを示した“実務マニュアル”を作成し、“実務マニュアル”に沿って管理された情報を営業秘密保護の対象とすること。
- ・上記の指針やマニュアルを活用し、営業秘密は技術等のオープン&クローズ戦略の核となる知的財産であることの理解促進や、営業秘密の漏洩の実態、対策の広報など、中小企業の経営者に対する普及啓発を強力に推進すること。
- ・漏洩事例やベストプラクティス等、営業秘密保護に関する官民の情報共有・連携体制を早期に構築し、企業における営業秘密管理レベル向上を図ること。
- ・営業秘密に関するワンストップ窓口を強化し、営業秘密の漏洩対策や侵害に係る訴訟等への相談対応を図ること。
- ・企業活動の実態に即した営業秘密の要件緩和や国外流出に対する刑事罰の強化など、新法制定をはじめ営業秘密対策を強化すること。
- ・不正に取得した営業秘密を利用し、海外で製造した製品の輸入を差し止めるため、関税法を見直すこと。

2. 模倣品・海賊版等の知的財産侵害に対する支援および対策の強化

- ・模倣品・海賊版等の知的財産侵害に対し、在外公館やジェトロ等による現地サポート、政府による相手国政府への働きかけの強化、民間交渉への同席など、対応を強化すること。
- ・海外での模倣品・海賊版の流通を阻止するため、侵害発生国の税関、警察等の執行機関に対して、わが国の取り締まりの実践的なノウハウの提供を積極的に行うこと。
- ・輸入差止申立書に添付する特許庁の判定書の発行期間を短縮すること。

3. 中小企業等を対象とする特許関係料金減免制度の改善

- ・国内及び国際出願における特許料等の減免制度について、米国のスモールエンティティ制度を参考に従業員300人以下の中小企業は一律に利用できるように要件の緩和を図ること。また、対象を実用新案、意匠、商標に拡大すること。
- ・中小企業の各種申請手続きの簡素化を図ること。例えば、出願、審査請求、早期審査、減免制度の申請時において、それぞれ個別の書類を求めるのではなく、一括して申請できるようにするなど。
- ・費用負担の大きい中小企業の弁理士費用の税額控除や補助制度の創設を図ること。

4. 職務発明制度の見直しに際しての円滑な移行

- ・法人帰属化や使用者と従業者の契約にゆだねる等の方向で検討が進められている職務発明制度の見直しについては、中小企業の研究開発の実状を踏まえ、中小企業が円滑に対応できる仕組みにすること。

5. コンテンツの海外発信・放送および中小企業の海外展開支援の強化

- ・日本から海外に向けてコンテンツを発信する番組の創設や海外での日本番組の放送など、わが国のコンテンツの海外展開を本格化すべき。また、中小コンテンツ企業の国内外の展示会への出展補助、販路開拓の支援を強化すること。

6. 地域ブランドの構築および販路開拓支援

- ・京都ブランド、まちだシルクメロン（町田）、A-PLUS（熱海）などの地域における製品やサービスの

ブランド力向上に係る取り組みを後押しし、情報発信や販路開拓など、強力に支援していくこと。

(例:「葛飾ブランド(葛飾町工場物語)」、「すみだブランド(すみだモダン)」、「大田ブランド(ものづくりネットワーク)」、「板橋Fine Works」、「メイド・イン・品川」、等の取り組み支援など)

- ・地域の知的財産(育成者権、商標権、意匠権等)を総合的に活用し、地域産品の価値を高めるブランドマネジメントを担う人材の育成を図ること。
- ・商工会議所等が登録主体として追加される地域団体商標制度の活用を促進するため、商標を料金減免制度の対象とし、商工会議所等を減免措置の対象団体とすること。

II. 競争力強化戦略に関する要望事項

わが国の持つ優れたものづくりや先端技術の強みを最大限に発揮するために、グローバルな知的財産システムの構築を牽引し、国際標準等の世界のルール作りを官民が一体となって主導していくべきである。

また、中小企業の海外展開が進展しており、競争力の源泉として知的財産の重要性が増している。単なる権利化だけでなく、技術、デザイン、ブランド、ノウハウといった知的財産がビジネスにおいて効果的、戦略的に活用されることが重要である。

以上のことから次の施策が必要と考える。

1. 国際標準・規格・認証による国際競争力の強化

- ・標準化官民戦略会議で定める方針に従い、具体的な取り組みを官民一体となり、着実に実行すること。
- ・中小企業が持つ高い技術や品質を海外で最大限に発揮するため、中小企業等が持つ技術の標準化やわが国の認証基盤の強化を図ること。
- ・国際標準等に関する活動については、民間企業の負担が大きいため、国際会議参加に係る補助制度の拡充や補助対象範囲を拡大すること。

2. 中小企業の国際標準・規格・認証の活用促進

- ・製品等の企画開発段階において適切に対応できるよう、標準化や海外の規格に関する最新動向等の情報提供を強化すること。
- ・海外展開や輸出促進を図るため、各国の標準規格(例えば、EUにおけるCEマークなど)の取得費用や安全規制に係る費用に対する補助制度を創設すること。
- ・国際標準や認証等の事例を活用した普及啓発をさらに強化すること。
- ・国際標準を含む知的財産マネジメントを行える人材を育成するための事業を大幅に拡充すること

3. 知的財産経営の推進

- ・特許のみでなく、実用新案、意匠、商標、営業秘密等の知的財産を事業に応じて適切に使い分ける知的財産戦略の策定支援を強化すること。支援に当たっては単なる権利化ではなく、ビジネスモデル検討段階から事業に貢献する知的財産という視点が重要であり、大手企業のOBなど、知財戦略の策定、実践に経験のある人材を活用すべき。
- ・知的財産の戦略活用に関する中小企業経営者の理解促進を図るため、先進事例の紹介などを強化すること。
- ・弁理士等の外部専門家が、中小企業の知的財産の戦略活用促進に積極的に取り組むよう、インセンティブを創設すること。

4. 知的財産システムのグローバル化・競争力強化

- ・出願様式の共通化や特許審査ハイウェイ(PPH)を推進すること。
- ・特許の対象や審査基準の共通化など、低コストかつグローバルな権利取得支援のため、わが国が中心となって国際特許システムを構築すること。
- ・新興国での安定した知的財産の保護による競争力の維持・強化のために、知財システム構築を積極的に支援すること。なお、任期満了を迎える任期付審査官の活用や、審査システムをサービスとして新興国に提供することも視野に入れること。
- ・わが国の知財システムの競争力強化に繋がることから、出願から権利化までの期間の一層の短縮を図ること。
- ・パテントトロールのような濫用的な権利行使に対し、他国の動向を踏まえつつ、安易な訴訟提起の防止や差止請求の制限などについて検討すること。

5. 中小企業の海外展開支援

- ・外国出願に係る費用だけでなく、特許等の維持に係る費用（特許料、代理人費用等）についても補助を行うこと。
- ・現在、都道府県等中小企業支援センター及びジェトロ本部が担っている「中小企業外国出願支援事業」の受付窓口を拡大すること。
- ・海外における知的財産の侵害等に関する相談体制を強化し、外国侵害調査費用等に関する補助制度の周知を図ること。

6. 産学官金連携の促進

- ・大学や大企業の休眠特許を中小企業が有効活用するためのコーディネーターの育成およびネットワークの構築等により産学官連携を推進すること。
- ・中小企業のデザイン活用を促進するために、デザイナーとのマッチングやデザイン芸術系大学との産学連携等の施策を強化すること。
- ・中小企業の優れた知的財産を資産価値として数値化・指標化する仕組みを構築し、金融機関からの資金調達等に活用できるシステムを提供すること。

7. 特許電子図書館等の利便性向上

- ・特許電子図書館と文献・権利・技術情報等とを相互に連携・一元化することにより、中小企業が技術情報をシームレスに検索・活用できるような総合的なデータベースを構築すること。
- ・中国・韓国の特許、実用新案等の文献が増大しており、容易な文献検索を早期に実現すること。

8. 人材育成の強化

- ・中小企業向けに知財に関する人材育成カリキュラムを開発し、提供すること。
- ・中小企業における知財人材育成のため、先進的な企業の取組事例を提供すること。
- ・知的財産管理技能検定等の検定試験を中小企業の「知財人材」育成において活用させるようインセンティブを創設すること。
- ・中小企業診断士、金融機関、大手企業のOB等、中小企業の知的財産の戦略活用促進に携わる人材向けの研修プログラムの体系化を図ること。

III. コンテンツ戦略に関する要望事項

クール・ジャパンとして海外からも評価が高く、高い潜在力を持つわが国コンテンツ産業の競争力を強化し、海外展開を推進するとともに、非コンテンツ産業との連携を促し、波及効果を高めるべきである。他方、海賊版等の著作権侵害コンテンツの流通がアジア諸国を中心に拡大しており、侵害対策の強化を早期に図るべきである。

また、地域資源をブランド化する地域活性化の取り組みが盛んになっている。地域ブランドを構築し、国内外に展開するために、知的財産の活用に加え、情報発信や販路開拓などの支援をするべきである。

以上のことから次の施策が必要と考える。

1. コンテンツの海外展開促進

- ・特定の国や地域等にターゲットを絞り資源を集中的に投下するなど、効果的なコンテンツの海外展開を図ること。
- ・国際見本市への共同出展や海外での日本イベントの開催など、官民一体となったコンテンツの海外展開や輸出支援策の拡充すること。
- ・魅力あるコンテンツの海外への発信や観光との相乗効果が期待できるフィルムコミッションの推進について、積極的に支援を行うこと。また、札幌コンテンツ特区等で実績のあがった効果的な取り組みについては横展開を図ること。

2. 規制対応・侵害対策の強化

- ・模倣品・海賊版対策については、拡散防止条約（ACTA）の加盟促進等を進めると同時に、経済連携協定や二国間交渉等により知的財産の保護を強力に働きかけること。
- ・わが国の劇場内で無断撮影された映像や著作権侵害映像等の違法流通の取締りのノウハウを海外諸国に提供し、海外での取締り強化につなげる。また、海外での関連する法規制や取締り体制の実情について、国内企業に対する情報提供を強化すること。
- ・侵害発生国・地域への監視を強化し、明白な権利侵害に対しては警告書を出すなど、政府機関が積極的に関与すること。

・海外のコンテンツに関する規制情報の提供および規制緩和・撤廃に向けた取り組みを強化すること。

3. 地域資源のブランド力の強化

- ・わが国の農林水産品の高付加価値化・ブランド力向上や産地の偽装表示等の排除に繋がることから、地理的表示保護制度の導入を早期に実現すること。
- ・ブランド強化に係る支援事業自体の、ブランドマネジメントが不可欠である。所管省庁の枠を超えた組織横断的な対応を可能とし、統一ブランド名の採用や長期計画に沿ったものとする。

4. 人材育成の強化

- ・デジタル化の進展により著作権の重要性が増していることから、セミナー等により著作権が理解できる人材育成を強化すること。
- ・コンテンツのグローバルなビジネスに対応できるプロデューサーの育成を強化すること。
- ・若手クリエイターを対象としたコンテストなど、コンテンツ産業を担う人材育成支援策を強化すること。
- ・地域においてコンテンツの有効活用策を普及啓発できる人材の育成を強化すること。

要旨

- ・中小企業のイノベーション実現のカギは、蓄積された高度な技術に加え、ブランド、デザイン、ノウハウ等を含めた知的財産の活用にある
- ・営業秘密・模倣品対策にはオープン&クローズ戦略が肝要。情報提供、普及啓発と同時に、制度面の必要な措置を講じるべき
- ・世界の注目が集まる東京オリンピック・パラリンピックに向け、コンテンツの一層の海外展開促進、地域における商品・サービスのブランド化や販路開拓支援の強化が重要

No.	法人・団体名
14	知的財産教育協会
意見	
知的財産推進計画2014に向けた提言について	
<p>要 旨</p> <p>知的財産教育協会は、「中小・ベンチャー企業及び大学支援強化タスクフォース報告書」に対して提言いたします。</p> <p>本提言の大枠は以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中小・ベンチャー企業の知財マネジメント人材の育成のための具体的施策 2. 中小・ベンチャー企業の総合知財戦略構築を支援する知財専門家の育成のための具体的施策 3. 中小・ベンチャー企業の実態を反映した意見を収集する取組の促進について 4. 中小・ベンチャー企業の経営者に知財マネジメントに関する情報を活用しやすい形で伝達する取組の促進について <p>I. はじめに</p> <p>知的財産教育協会は、2008年より厚生労働大臣指定試験機関として国家試験「知的財産管理技能検定」を実施しており、これまでの延べ受検者数は約18万8千人に上ります。輩出した知的財産管理技能士は2014年5月現在までに、1級1,640人、2級20,886人、3級33,116人の延べ55,642人に達し、全国47都道府県に分布しています。</p> <p>当協会では、当協会内に「中小企業センター」を設置し、中小・ベンチャー企業に所属する知的財産管理技能士を有効活用することにより、中小・ベンチャー企業の実態を反映した意見を広く吸い上げるとともに、中小・ベンチャー企業の経営者に知財マネジメントに関する情報を活用しやすい形で伝え、もって、我が国の中小・ベンチャー企業の事業戦略的な知財マネジメントを推進したいと考えております。</p> <p>そこで、当協会では、中小企業センターにおいて検討した「中小・ベンチャー企業及び大学支援強化タスクフォース報告書」に対する意見を中心として、「知的財産推進計画2014」の策定に向けて提言させていただきます。</p> <p>II. 提言</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「人財」に関する論点についての提言 	

「中小・ベンチャー企業及び大学支援強化タスクフォース報告書」は、海外展開を図る多くの中小・ベンチャー企業が、知財マネジメントに対する理解が不十分であり、あるいは、理解しているものの、対策を取るための人財等の不足や、適切な知財専門家による支援が受けられないことを課題として挙げ、支援の方向性、支援強化に向けた論点が整理されているが、支援策を浸透させるには以下を行うべきである。

(1) 中小・ベンチャー企業の知財マネジメントを担う人財の育成

① 中小・ベンチャー企業における「一社一人運動」の推進

全ての中小・ベンチャー企業で知的財産を理解できる人財を少なくとも一人は育成・確保する「一社一人運動」(2006年「知的財産人材育成総合戦略」P.30を参照)を推進するべきである。後述する「2.「情報及び関係機関の連携」に関する論点についての提言」の加速化にもつながるものである。

具体的には、中小企業に必要とされる知財人財の具体的な指標や客観的な到達度が明確となるよう、中小・ベンチャー企業の知財マネジメント人財の育成にも留意した国家資格(「知的財産管理技能検定」等)の受検を推奨し、「一社一人運動」を推進した中小・ベンチャー企業には支援策の優先適用をする等のインセンティブ制度を導入するべきである。

② 中小・ベンチャー企業に対する環境の整備

企業経営にとって知財マネジメントは必須要素であるという観点から、中小・ベンチャー企業に事業戦略の視点で知財マネジメントの重要性を啓発するため、知的財産に関する国家資格(弁理士、弁護士、知的財産管理技能士等)を保有し企業経験を積んだ者による実践的な研修を実施する環境を整備するべきである。

③ 高等学校、高等専門学校、大学等における知財科目の必修化の検討

企業経営にとって知財マネジメントは必須要素であるという認識の下、将来の中小・ベンチャー企業における知財活動の担い手を育成するために、高等学校、高等専門学校、大学等において知的財産に関する科目の必修化の検討を促すべきである。また、知的財産に関する科目を教える教育者として、国家資格保有者(弁理士、弁護士、知的財産管理技能士等)を活用するべきである。

(2) 中小・ベンチャー企業の総合知財戦略構築を支援する知財専門家の育成

中小・ベンチャー企業における、特許に意匠・商標・ノウハウ等を加えた、訴訟対応など権利行使までを視野に入れた知財マネジメント(総合知財戦略)構築に資する、「知的財産戦略」、「標準化戦略」、「諸外国における権利化手続き」、「諸外国の関係法規」「エンフォースメント」等に精通した人材を育成・確保するために、国家資格(「一級知的財産管理技能士」等)の取得を促進する取組を推進するべきである。

2. 「情報及び関係機関の連携」に関する論点についての提言

「中小・ベンチャー企業及び大学支援強化タスクフォース報告書」は、相談窓口のワンストップ化及び知財活動の裾野拡大の推進が不可欠としているが、これら支援策を真に役立てるには、さらに以下も取り組むべきである。なお、以下は、前述の「一社一人運動」によって実効性が担保されるものである。

(1) 中小・ベンチャー企業の実態を反映した意見を収集する取組の促進

中小・ベンチャー企業が直面している問題解決のための緊急的支援や、問題の発生を未然に防ぐための予防的支援等、中小・ベンチャー企業のニーズに合った適切な施策を実施するために、中小・ベンチャー企業に所属する知財マネジメント技能を有する者(二級又は三級知的財産管理技能士等)の活用により、中小・ベンチャー企業の実態を反映した意見を収集する取組を促進するべきである。

(2) 中小・ベンチャー企業の経営者に知財マネジメントに関する情報を活用しやすい形で伝達する取組の促進

中小・ベンチャー企業に知財マネジメントを浸透させるため、中小・ベンチャー企業に所属する知財マネジメント技能を有する者(二級又は三級知的財産管理技能士等)の活用により、中小・ベンチャー企業の経営

者に知財マネジメントに関する情報（国の支援策、海外の法制度運用の実態等）を活用しやすい形で伝達する取組を促進するべきである。

No.	法人・団体名
15	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
意見	
「知的財産推進計画2014」の策定について（意見）	
<p>「知的財産推進計画2014」の策定について、下記事項をご配慮下さいますようお願い申し上げます。</p> <p>記</p> <p><全文></p> <p>1 「音楽産業をモデルケースとしたコンテンツの海外展開」について</p> <p>（1）国内音楽産業の強化とクリエイターの創造基盤の整備</p> <p>音楽をはじめとした豊かなコンテンツを持続的に海外展開するためには、クリエイターが創作に係る適切な対価を受領し、次の創作に繋げるという創造のサイクルを守り、豊かなコンテンツの源泉を維持することが重要である。</p> <p>しかしながら報告書8頁に記載されているとおり、我が国の音楽産業を取り巻く環境は厳しく、この創造のサイクルが崩壊しつつある。特に、正規の音楽流通ビジネスに代わりユーザーによる流通（市販のCDをパソコンで複製し、インターネットを通じて知人と共有する等）が盛んに行われるようになり、多くのユーザーが何らの対価を支払うことなく創作物を享受している現状がある。こうしたユーザーによる流通は、私的複製（著作権法第30条1項）の名を借りて、立法当初に想定されていた範囲を大幅に超えて行われているが、現行の私的録音録画補償金制度は機能不全に陥っており、「ユーザーの利便性の向上」と「クリエイターへの適切な対価還元」のアンバランスが常態化している。ユーザーの利便性の向上に否定的なクリエイターは存在しないが、今そこに一定のバランスを見出すことがきわめて重要である。</p> <p>コンテンツの海外展開を促進するのであれば、まずはコンテンツを創作するクリエイターを尊重するとともに、ユーザーによる流通とクリエイターへの適切な対価還元の問題に正面から向き合う必要がある。そして、新たな補償金制度を創設する等、創造のサイクルを維持、発展させるための施策を、国家の知的財産戦略として実行すべきである。</p> <p>（2）アジア地域の実演に係る法制度整備と管理団体の育成</p> <p>報告書では海外での権利保護システムの改善について言及されているが、これらは著作権者だけでなく、海外展開の一翼を担う実演家にとっても重要な課題である。特にアジア地域の実演家の権利の保護と集中管理は、著作権に比べて大幅に遅れており、実演が法制度によって保護されていない国や、制度があっても実質的に機能していない国が大多数を占める。実演家の権利についても、現地の権利管理団体の育成や、法制度等の枠組み作りに向けた取組を強化、推進すべきである。</p> <p>2 「アーカイブに関する取組の強化」について</p> <p>報告書ではアーカイブの構築・充実に関する著作権制度の見直しが言及されているが、円滑な利用のみに着目して安易に権利制限を行うのではなく、権利者等による許諾を前提とした、バランスの取れた制度を検討すべきである。</p> <p><要旨></p> <p>1 音楽等のコンテンツの海外展開について</p> <p>豊かなコンテンツを持続的に海外展開するには、ユーザーの利便性ととのバランスを図りつつ、クリエイターが対価を得て次の創作に繋げる創造のサイクルを維持、発展させる必要がある。</p> <p>アジア地域における実演家の権利管理団体の育成、法制度整備等を強化、推進すべきである。</p> <p>2 アーカイブに関する取組の強化について</p> <p>権利者等による許諾を前提としたバランスの取れた制度を検討すべきである。</p>	

No.	法人・団体名
16	知的資源イニシアティブ
意見	
<p>要旨</p> <p>我が国の文化遺産を世界に向けて発信し、コンテンツの国際的な二次利用と様々な分野での利活用を促進するために、新たなセキュリティ技術の開発と国際標準化を支援し、安全かつ頑健なデジタルアーカイブシステムの構築を推進する。</p>	
<p>全文</p> <p>本意見は、「アーカイブに関するタスクフォース報告書」の内容に対するものであり、安全かつ頑健なデジタルアーカイブシステムの構築への支援を求めるものである。</p> <p>デジタルアーカイブにより管理及び蓄積されるコンテンツの二次利用を促進するには、コンテンツ参照の利便性を高める参照粒度の設定、公開範囲や利用目的の明示、そして、情報の改ざんや不正利用を防止するセキュリティ技術について検討を深める必要がある。特に、デジタル化した文化資産の国際的な二次利用と流通を視野に入れるのであれば、必ずしも全ての国家で著作権等に関する認識や法的整備が実施されているとは限らない点を考慮し、我が国の文化資産を長期保存かつ管理するデジタルアーカイブを、より安全かつ頑健なシステムへと進化させることが肝要である。</p> <p>このような課題に対し、知的資源の社会的な蓄積や安全な利活用を継続的に支援している知的資源イニシアティブ（IRI）は、アーカイブ向け画像圧縮の国際標準の一部である ISO/IEC 15444-8（JPSEC）について、セキュリティ保護ツールの国際的な認証機関としての役割を担い、その登録管理業務を平成 22 年より継続して実施することで、頑健なデジタルアーカイブの構築を支援している。しかしながら、以下に示す技術的な課題については具体的な支援や検討が不十分であるため、当該技術の円滑な開発を早急に支援し、同技術に基づくデジタルアーカイブの構築と幅広い普及を促す必要がある。</p>	
<p>1. 参照粒度の設定</p> <p>デジタル化の対象となる文化資産は、文書、書籍、写真、映画等、様々なコンテンツであるが、その基礎となるのは「画像」若しくは「映像」である。</p> <p>コンテンツの一部を具体的に引用する場合、「画像」や「映像」の全体を参照対象にしてしまうと情報の粒度が粗く、二次利用における利便性を著しく損なう恐れがある。加えて、学術分野における情報の引用では、引用範囲を適切に定めることで適正な議論に結びつく。</p> <p>また、著作権等の問題から非公開とされてきたコンテンツでも、コンテンツの一部であれば公開可能な場合もある。このような状況では、コンテンツの一部を秘匿した状態で保存し、部分的な情報を安全に公開若しくは引用可能にする技術が求められる。そのような技術が普及することで、著作権処理の簡素化に大きく寄与するものと考えられる。</p>	
<p>2. 公開範囲の制御</p> <p>コンテンツ利活用の範囲は、インターネット等を通じてすべての利用者がアクセス可能な公共性の高いものから、研究活動などの学術利用に限定されるもの、営利目的を主とする産業利用まで様々な分野が想定され、同一コンテンツをどこまで公開するかは制御が必要である。</p> <p>アーカイブ化されたコンテンツは、広く一般に公開されることで利活用が促進される。その一方で、一度コンテンツが一般に広く流通すると、デジタル化された情報の特性上、自由に複製データが生成され、悪意のある利用者によって営利目的への転用などの意図しない用途で利用される恐れがある。このような懸念に対して、出典元を明示するウォーターマークの付与や Creative Commons による利用目的の提示が、現在のデジタルアーカイブには標準的な機能として取り入れられている。</p> <p>しかしながら、コンテンツの利用者に関覧権限や利用目的に応じた適切な公開範囲を設定することは依然として困難な状況にあり、今後は、各コンテンツに出自情報やトレーサビリティを持たせるなど、コンテンツに付随するメタデータの永続的な管理についても重視する必要がある。また、デジタルアーカイブが世界的な規模で連携し、コンテンツの所在が流動的に変化する状況においても、コンテンツ自体の同一性は保持されなければならない。そのためには、各コンテンツについて同一性を担保するために必要不可欠な情報を適切に記述し、画像や映像のファイルフォーマットと一体化するなどの新たな改善が必要である。</p>	
<p>3. 情報の改ざんや不正利用を防止するセキュリティ技術</p>	

すべての利用者がアクセス可能な情報は、デジタル化された情報の特性から容易に複製が作成され、最悪の場合、アーカイブ全体が流出する恐れがある。二次利用を主目的とする場合でも、複製されて流出するコンテンツは我が国の文化資産であるため、アーカイブを無防備な状態で公開し続けることは国益を損ねるといえる。また、アーカイブで公開する情報の一部が改ざんされ、それが真の情報であるかのように流通してしまうと、費用をかけて構築したアーカイブの信頼性は著しく低下する。したがって、コンテンツの不正な二次利用を防止する技術的な対策として、オリジナルコンテンツを暗号化して保存するなど、コンテンツを適切に保護する技術の導入が必須と考えられる。

しかし、各アーカイブで独自のセキュリティ対策を施すと、アーカイブ同士の連携に支障が生じることが懸念される。近年のアーカイブは、データ連携を促進するために WebAPI を備えているが、コンテンツがどのように暗号化されているかについては考慮しておらず、仮にデータを提供する側のアーカイブがコンテンツを暗号化している場合、受信側のアーカイブでは正しく利用できないといった問題が生じる。

このような課題を解決するために、各アーカイブで独自に施される保護方式を統一化することが、今後のアーカイブ連携の促進において急務であり、技術的な解決手法について広く議論し、標準化するべきである。また、同方式は国内のアーカイブのみならず、国外のアーカイブとの連携においても使われるべきである。安全かつ頑健なアーカイブの基礎となる技術を国際標準化することで、我が国のアーカイブがコンテンツ流通及びアーカイブ連携において主導的な役割を發揮できるものと考えられるため、関連する研究開発を支援するべきである。

No.	法人・団体名
17	一般社団法人インターネットユーザー協会
意見	
アーカイブに関するタスクフォース報告書に関して	
<p>【要旨】</p> <p>本報告書においては下記を求める。</p> <p>現状の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・著作権の切れた出版物のネット上での速やかな公開 ・放送番組の権利処理にオプトアウトの導入 ・政見放送や国会審議などの公的なコンテンツの公開 ・国が主導する著作権の切れた映像コンテンツのネット公開 <p>利活用促進のために</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TPP への慎重な対応 ・フェアユース規定の導入、 ・クラウドコンピューティングに対応した著作権制度の整備 ・使いやすい行政の持つデータのライセンス採用 <p>【全文】</p> <p>II. アーカイブの現状と課題</p> <p>1. アーカイブの分野別の状況</p> <p>(2) 出版物など</p> <p>著作権の切れた出版物のインターネット上での速やかな公開を</p> <p>アメリカ議会図書館は、パブリックドメインとなった書籍・映画・音楽等のアーカイブ・オンラインでのデータ配信に熱心である。700 万点以上のデジタルデータが用意され、図書のみならず、映画、広告、ラジオ音声など幅広い 資源が用意されている。著作権が切れパブリックドメインとなった著作物は、速やかに全国民が利用しやすい形態で提供し、わが国の文化の向上に資するのが、文化を担う行政機関の責務である。</p>	

ひるがえってわが国では著作権の切れた『大正新脩大蔵経』『南伝大蔵経』について、著作権を持たない一般社団法人日本出版者協議会及び大蔵出版株式会社の申し出によって国立国会図書館ウェブサイト上での提供が一時凍結され、『南伝大蔵経』については未だ提供されないままとなっている。『南伝大蔵経』についてもすみやかに国立国会図書館ウェブサイト上での公開を行い、また今後このような不必要な配慮を行わないよう知的財産推進計画に明記することを求める。

(3) 放送番組

アーカイブされた放送番組の権利処理にオプトアウトの考え方を

放送番組のアーカイブ化およびその一般利用は、2003年のNHKアーカイブス設立をきっかけに本格的にスタートした。当時から実践されてきた権利処理のモデルは非常に厳格なものであるが、これが後々他の事業者の権利処理のモデルとなった。だがNHK基準の厳格な権利処理にかかるコストでは民間事業は成り立たず、事実上の参入障壁となっている。

権利処理のうち、膨大な人件費がかかっているのは肖像権の処理であり、特にタレントなど契約によって出演契約が行なわれた者ではない、映像に収められた一般市民の権利許諾が大きな負担となっている。

わが国においては、肖像権は明文化された権利ではなく、判例によって一部パブリシティ権などが認められた例があるに過ぎないが、一般市民の間では過剰に権利を拡大して解釈する傾向が強まっているのも事実である。

このようなバランスを考慮し、収録された放送番組の利活用においては、研究および教育利用に限定した上で、オプトアウトで始めたらどうか。その課程で人物の特定および権利処理の手がかりが掴める可能性もあり、事業者の権利処理の負担が軽減できる。アーカイブは、蓄積しても利用されなければただの死蔵であり、利用開始が長引けばそれだけ資産価値を減少させ続ける結果となる。放送番組のアーカイブ利活用については、最終的には国民の直接視聴に繋がることを睨みつつも、資料としての価値を優先する形で、現実的な手段を検討すべきである。

政見放送や国会審議などの公的なコンテンツの公開を

インターネットを利用した選挙活動が解禁された今、有権者がインターネットを用いて選挙に関する情報を集められるよう、政見放送をインターネットで見られるような取り組みを進めるべきである。また政見放送や国会審議などの公的なコンテンツ及び災害に関する報道などの公共性・緊急性の高い番組については、通常放送に掛けられているCASを外して放送することを義務化し、国民が利用しやすい環境の整備を進めるべきである。

(4) 映画

国が主導する著作権の切れた映像コンテンツのネット公開を

「ネットを通じた映画の提供については、民間の映像コンテンツの配信サイトから行われている」とあるが、これでは不十分である。わが国には著作権が消尽し、文化的意義が大きいにも関わらず、鑑賞・閲覧の困難な戦前の映像作品が多数存在する。市場性が薄くなり著作権も切れた作品については国が主導して保存・公開する必要性が高いにも関わらず、こうした点についての現状認識・問題意識が乏しいのは大変遺憾である。こうした映像作品について、国家が主導してアーカイブを作成しネット上で公開していくという、アメリカ議会図書館が行っているAmerican Memoryプロジェクトに倣った行動を早急に実践していく必要がある。

III. アーカイブの利活用の促進のために

1. アーカイブの利活用の促進に係る取り組み

(2) 利用者の活動をしやすくすること

①TPP（環太平洋経済連携協定）の知的財産分野への慎重な対応を

現在協議が進んでいる TPP の知的財産分野はわが国の知的財産戦略を考える上では TPP 交渉は大きなかなめであり、結果によっては本報告書で提言されている積極的な取り組みも TPP によって実現不可能となる可能性が十分にある。このような国際協定が国民、しつては国会議員ですらアクセスできない秘密下で議論されていることは大変遺憾である。知財戦略として TPP 交渉の公開、及びこれまでの交渉の情報公開を求めるよう報告書に明記し、開かれた知財戦略の議論を進めるべき。

TPP の知的財産分野で議論されているとされる論点のうち、特にアーカイブの利活用という観点からは特に下記の論点が懸念される。ただし TPP の知的財産分野で懸念される論点は下記のみではない。必要であれば当協会が TPP 政府対策本部に提出した意見書 (<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/dantaiiken/001.pdf>) を参照されたい。

・ 著作権保護期間延長

孤児作品（Orphan Works）の保存と活用に関しては本報告書内でも問題として提起されている。著作権保護期間の延長はこの孤児作品を増やす最も大きな要因である。

著作権の保護期間が早く終われば、その著作物を用いて二次的著作物を制作したり、その作品を上演したりする際の許諾や著作権使用料が不要となるため、二次的著作物の制作や作品の上演が大きく加速される。結果として近代や現代の作品を演奏・上演する楽団や劇団などが増加し、著作物の漫画化やノベライズ、パロディといった新たな創作物の出現が活性化される。

現代の著作物においては非常に多くの人とその制作に関わっており、制作に関わった関係者にも著作隣接権が付与される。その著作物を保存・活用しようとした場合、著作隣接権者を含めたすべての著作者に許諾を取る必要があるが、数年前に制作された著作物であっても著作者が不明という理由で許諾を取ることが不可能なケースも発生している。より高い創造性をもった環境を維持するためには、むしろ著作権保護期間は短縮すべきであり、さらには著作権を放棄し、パブリックドメイン化する仕組みも必要である。

さらに著作権が切れた著作物を利用することで、新たなビジネスが生まれている。例えば著作権が切れた書籍のデジタル化を進めている「青空文庫」のデータは数多くの電子書籍端末などに収録されており、日本における電子書籍の普及に役立っている。しかし著作権保護期間の延長によって、このような創造のサイクルが大きな打撃を受け、新たなビジネスチャンスを失うことになる。

・ 著作権侵害に対する職権による刑事手続（著作権侵害の非親告罪化）

わが国の著作権法においては、著作権侵害における刑事手続は権利者からの申し立てによるもの（親告罪）であるが、TPP 交渉においてはこれを職権によって刑事手続を行うことができる（非親告罪）ようにする要求が米国などから提出されているようである。しかしわが国は著作権侵害を非親告罪とすべきではない。

わが国には二次的著作物やパロディに関する法制度が存在せず、司法では二次的著作物やパロディは著作権侵害と判断される。しかし現実には二次的著作物やパロディによる作品が数多く存在しており、今やそれらは日本の文化の一翼を担っている。そしてこのわが国独自の個性豊かな文化は世界に向け発信され、世界の共感を得ている。このような文化が熟成されたのは二次的著作物やパロディについて、その制作者と原著作者との間に信頼関係があり、著作者が黙認していたことに由来する。しかし著作権侵害が非親告罪となれば、このような信頼関係に関わらずあらゆる二次的著作物やパロディが刑事告訴の対象となり、パロディ法制などのないわが国においては「クール・ジャパン」の源泉となる文化が萎縮する結果となり、国益を害する。

また著作権侵害が非親告罪となることで相対的に捜査機関の権力が増大し、これまで見逃されていたような軽微な著作権侵害について著作権侵害を理由に捜査機関が逮捕することができるようになる。またインターネットでダウンロードされたファイルが違法なものかどうかは技術的・外形的に判断できないという根本的な問題もあり、これは別件逮捕などの違法な捜査を助長するおそれがある。

・ アクセスコントロール回避規制

2012年10月の著作権法の改正によって、DVDなどにかかっているアクセスコントロール技術を回避することが違法となった。無条件のアクセスコントロール回避規制は、ユーザーによるコンテンツのアーカイブを不可能とし、国民の正当なコンテンツ利活用を妨げる。特にコンテンツの視聴のためであってもオープンソースソフトウェアの利用を制限する現状の制度は、コンテンツ利用促進の観点からも負の影響が大きく、早急に手当が必要である。またコンテンツの批評や引用など、著作権法で認められた用途においても著作物を利用することができない状況を解決する必要がある。

またアクセスコントロール回避規制はわが国のICT技術の発展を不当に妨げ、ひいては日本の家電製品の競争力をも損なっており、それに対する手当は一切なされていない。ユーザーが購入したコンテンツを長く、そしてオープンソースソフトウェアによっても利用できるように規制のあり方を再度検討すべきである。

・電磁的な一時的複製の規制

著作物を一時的に電磁的なかたちで記憶装置に複製する行為についても複製権の対象とし、許諾なく電磁的な一時的複製を行った場合も著作権侵害とするような枠組みの策定が議論されている。しかしわが国は電磁的な一時的複製を著作権侵害とする要求を受け入れるべきではない。また国際的な経済連携協定に電磁的な一時的複製を規制する条項が入ること自体に強硬に反対すべきである。

現代のコンピュータはプログラムとそのプログラムが処理するファイルの一時的な複製をメモリーに自動的に作り続けることで動作する。またインターネットの利用においては、ネットワークから受け取ったデータを先読みしてメモリーにバッファしておくことで大容量のストリーミングコンテンツを快適に利用することができる。また一度見たウェブサイトのデータをハードディスクに一時的に保存しておくことで、高速なウェブサイトのブラウズが可能となり、またトラフィックの軽減につながるため、ネットワーク資源を有効に活用することができる。このように電磁的な一時的複製はコンピューティングを支える基幹の技術であり、電磁的な一時的複製を規制することはIT技術の実際と大きくかけ離れており、全く現実的ではない。

②フェアユース規定の導入を

知的財産計画2009においては、権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）を導入するとの方針が決定された。その議論の結果、2013年1月の著作権法の改正によって新たな権利制限規定が導入されたが、これは文化審議会著作権分科会法制問題小委員会の報告書にまとめられた、いわゆる「3類型」をも網羅できないようなものとなってしまった。これは権利制限の一般規定と呼べるようなものではなく、いくつかの個別規定を増やしただけのものにすぎない。よって知的財産計画2014において、再度権利制限の一般規定の導入の方針を示し、ユーザーのアーカイブされたコンテンツの利用の利便性の向上及び国内産業の活性化を目指すべきである。

③クラウドコンピューティングに対応した著作権制度の整備を

クラウドコンピューティングを用いた各種サービスが世界的に飛躍的に広がっている中、日本では「カラオケ法理」等によって直接侵害の範囲が過度に拡張され、先進的なサービスが生まれにくい状況にある。制度の見直しにあたっては直接侵害の範囲を縮小・整理し、メディア変換やフォーマット変換などの公正な利用をセーフハーバーとして著作権侵害としないような制度の設計が必要である。その際に「間接侵害」を創設するというのであれば、間接侵害の範囲を過度に広げないようにし、間接侵害の要件を明確かつ具体的に規定することが求められる。

④行政の持つデータのライセンスを利用しやすいものに

また政府や自治体の持っている各種データもアーカイブとして捉え、行政の持つデータの利活用についても知財戦略に盛り込み、知財戦略としてもオープンガバメントを推進していくべきである。例えば、過去に行政機関が発刊した白書や報告書といった、税金で作成され極めて公共性の高い文書にまで著作権の制限がかかり、全文のネット上での公開に支障が発生するような事態は、極めて非民主主義的であり悪しき官僚主義的な矛盾に満ちていると評さざるをえない。「オープンガバメント」の推進に不可欠なオープンデータを進めていくためには、行政の持つビッグデータを国民が利用しやすいライセンスと形式で公開することが重要

である。経済産業省や文化庁が進めているような、行政のデータをパブリックドメインないしクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを用いて公開する取り組みを、国全体として進めていくべきである。

音楽産業の国際展開に関するタスクフォース報告書に関して

【要旨】

本報告書においては下記を求める。

- ・サブスクリプションサービスなどの新たな音楽の聴取形態を受け入れる環境整備
- ・著作権に関する国際協定の交渉にもマルチステークホルダーの導入
- ・補償金に頼らない音楽産業と製造・サービス業の協力関係の構築
- ・ミュージシャン自身が利用できる柔軟なミュージックファンド

【全文】

第2章 わが国の音楽産業を取り巻く環境

サブスクリプションサービスなどの新たな音楽の聴取形態を受け入れる環境整備

消費者の音楽の聴取形態として、従来のCDやネット配信によるコンテンツの購入に加えて、サブスクリプションサービスを用いるものが増えてきている。日本においてもレコチョク Best や KKBox、Music Unlimited などがサービスインしたが、未だ海外の作品を中心とした配信で、日本初の音楽はまだまだカタログが少ない。また世界的にサービスを開始している Spotify や Pandora は日本では現在利用できない。さらに先日日本でサービスインした iTunes Match はサービス開始の発表から2年半遅れのスタートであるし、Google Music は未だ日本では利用できない。このような新たな音楽の聴取形態に合わせたサービスで日本の音楽を利用できるようにすることは、日本の消費者の利便性を高めるにとどまらず、日本の音楽を世界に広めるための重要な施策のひとつである。海外の消費者が違法ダウンロードに頼ることなくわが国のコンテンツを楽しめるよう、サブスクリプションサービスなどの新たな音楽の聴取形態に速やかに対応することを知的財産推進計画に明記することを求める。

第3章 音楽産業の国際展開の現状と課題

(6) 海外での権利保護システムの改善と海賊版対策

著作権に関する国際協定の交渉にもマルチステークホルダーの導入を

「相手国政府との二国間協議などを通じて、著作権保護の枠組み作りを進めていくことが求められる」とあるが、このような国際交渉は公開とし、また権利者だけでなく、ユーザーもステークホルダーとして交渉の場に臨む形を目指すべきである。このようなマルチステークホルダーの考え方はインターネットガバナンスを考える上で主流の考え方となってきている。

(7) 「面」を「立体」に—日本ブランド構築によって関連産業の輸出拡大へ

補償金に頼らない音楽産業と製造・サービス業の協力関係の構築を

「わが国製造・サービス業などが自発的にコンテンツの国際展開へ向けた資金的支援に乗り出していくことが望まれる」とあるが、これがクリエイターへの対価還元としての新たな補償金制度の創設を求めるものにならないようにすべきである。

そもそも私的録音録画補償金制度は、あくまでも複製による損失の補償を目的とした制度であり、そもそもクリエイターに対する環境の整備という役割は小さい。強力な DRM やダビング10によってデータの複製が制限されている以上、複製による損失はなく、デジタルチューナーのみを持つレコーダーに対する私的録画

補償金については、その根拠がないことが司法によって示された。よって現状のコピーコントロール・アクセスコントロールが続けられる以上、クリエイターに対する環境整備と称して私的録音録画補償金の対象機器を広げることで、制度の拡張を進めることは誤りである。

私的録音録画補償金をクリエイターに向けた環境整備の一環として位置づけるのであれば、現状のコピーコントロール・アクセスコントロールの撤廃や改善、フェアユースの導入など、ユーザーがコンテンツを利用しやすい制度構築も同時に行うべきである。また文化予算の増額や、コンテンツの鑑賞に国が一定額の補助を出す「芸術保険制度」の導入、コンテンツに関わる人や団体に寄付をすることで控除を受けることができるような寄付税制の推進など、ユーザーとクリエイターの両方が利益を得られるような制度の構築も考えるべきである。

第4章 音楽産業の国際展開に向けて政府・業界が取り組むべき課題

ミュージシャン自身が利用できる柔軟なミュージックファンドを

本報告書 31 ページの参考資料内に英国のクリエイティブ産業支援策が紹介されているが、ここに記載のないものとして英国の Music Fund がある。これはミュージシャンに対して海外ツアーやプロモーション、そして世界最大級の音楽見本市 SXSW (<http://sxsw.com/>) や Midem (<http://www.midem.com/>) などへの出展の費用を一定の審査のもとで総額の 70% まで補助するものである。業界団体や法人だけではなく、ミュージシャン自身が自らのコンテンツを海外でアピールできるようなミュージックファンドの創設を政府のクリエイティブ産業支援策として求める。

「知的財産推進計画 2014」全体に関して

【要旨】

安心して電子書籍などのデジタルコンテンツを購入できる環境作りを推進すべき。TPP には慎重に対応せよ。ACTA の推進は時代錯誤。著作権を報酬請求権化するべき。著作権がイノベーションを阻害しないような環境整備を求める。知財戦略の議論にはコンテンツの利活用にも明るい利用者の代表を加えるべき。違法ダウンロード刑事罰化、リーチサイト規制には反対。災害時の放送のインターネットサイマルを可能とする法整備を求める。

【全文】

安心して電子書籍などのデジタルコンテンツを購入できる環境作りについて

電子書籍に関する環境整備は出版社については進んだが、消費者の保護に関する取り組みは進んでいない。特に電子書籍の再ダウンロード権が 5 年に制限されていたり、またエルパカ BOOKS や JManga などのように、事業者の撤退によって購入した電子書籍が読めなくなってしまうという事態が一度ならず発生している。これでは消費者は安心して電子書籍を購入できない。消費者が安心して電子書籍などのデジタルコンテンツを購入できる環境の整備が求められる。もっとも消費者の利益が高い状態は DRM の排除であるが、Amazon MP3 など既に実現し軌道に乗っているサービスがあることを鑑みれば、DRM 無しの事業化も不可能とは考えられない。業界のビジネスモデルの稚拙さや経営の失態を消費者に尻拭いさせることがないような施策を知的財産本部としても進めてほしい。

また当協会が「知的財産推進計画 2013」の策定に向けた意見募集に際して提出した下記の意見を 2014 年度においても引き続き求める。

知的財産に関する国際条約・協定について

■ TPP (環太平洋戦略的経済連携協定) について

本意見募集に対して「TPPの知的財産権と協定の透明化を考えるフォーラム」(thinkTPPIP)が提出した意見に当協会は全面的に賛成する。知財戦略が国際条約の中で議論をされるようになった現代においては、日本政府として確固たる戦略を持ち、知的財産を他の分野のバスターとすることのないように交渉を進めるべきである。またその交渉については十分な情報公開を各国に提案するとともに、充実した交渉のためにも国民との課題共有を進めるように求める。

■ACTA（模倣品海賊版拡散防止条約）について

知財戦略としての「模倣品・海賊版の拡散防止」という方向性には賛同する。しかしACTAはその目的から大きく逸脱したものであり、国内外から批難を浴びた。特に「HELLO DEMOCRACY GOODBYE ACTA」のスローガンのもとに、ACTAが欧州議会において大差で否決されたことを政府は厳しく認識すべきである。ユーザーの知へのアクセスを阻害し、また不透明なプロセスで批准が進められたACTAの発効の推進は、日本から見ても、そして交渉参加国から見ても知的財産戦略としては誤りで、知財計画に掲載すべきものではない。

知的財産に関する基本的な視点

■著作権について

わが国では、著作権の許諾権としての性格が強く意識されすぎている。著作権者に強力な許諾権があることは、企業がコンテンツを活かした新規事業に乗り出す上で不透明な「著作権リスク」をもたらし、企業活動を萎縮させる一方、ユーザーのコンテンツ利活用における利便性も損ねている。かつ、学界では、強力な許諾権があるからといって必ずしも著作権者に代価がもたらされるわけではないとする研究が有力である。このように、現状の許諾権としての著作権は、ユーザーの利便性と産業の発展を無意味に阻害していると言わざるを得ない。そこで、より高度なコンテンツ活用を目指すべく、著作権を報酬請求権として扱うようにシフトしていくべきであろう。

近年はICT技術やインターネットの普及に伴い、ユーザー＝クリエイターという関係が強く見られるようになった。ユーザーのコンテンツ利活用における利便性を高めることは、新たに多様なコンテンツを生み出すこととなり、結果的にコンテンツホルダーにとっても利益になる。ひいては経済活動の活性化をもたらす、日本経済にも貢献することになる。なお、ハーバード大学では著作権の報酬請求権化についての研究が進んでおり、参考になる。日本でも、例えば著作権法上のレベルでは許諾権のままでも、産業界の自主的な取り組みとして、合理的な範囲で報酬請求権として運用することが可能である。産業界にイノベーションをもたらす、経済を拡大するために、政府は報酬請求権としての可能性の啓発に取り組むべきである。

■「プロライツ」から「プロイノベーション」へ

今後の経済政策としてふさわしいのは、権利を囲い込み、墨守するだけの「プロライツ」ではない。権利を活かしてリターンを最大化する「プロイノベーション」の形を目指すべきである。安直なプロライツ（プロパテント・プロコピーライト）は結果としてイノベーションや競争を阻害し、ひいてはユーザーの利便性が向上する機会を損なう。ゆえに、コンテンツ産業戦略全般において、プロイノベーションという方針を明記し、それに従った具体策を策定すべきである。これからの時代のコンテンツの利用や創作は、それを鑑賞するための技術イノベーションと不可分である。ユーザーの利便性を高めてコンテンツを活用していくためには、技術のイノベーションを阻害しないことに最大限留意すべきである。

■政策立案プロセスへのユーザー代表の参加

知財戦略としての政策目的を促進するためには、公的な議論にユーザー代表が参加する必要がある。業界内やコンテンツホルダーとの間の短期的な利害対立に対する政府の調整能力は、既に限界にきている。一方、ICT産業やコンテンツ産業の一部においては、ユーザーの利便性への要求が産業を成長させてきた。特に近年では、ユーザー生成メディアが莫大な利益を生み、あらゆるコンシューマビジネスがこれを取り入れつつあることは周知のとおりである。このようにユーザーの利便性を高めることが産業界のイノベーションを産み、コンテンツの利用の拡大をもたらすことに鑑みれば、技術やコンテンツの利用態様に明るいユーザーの

代表が知財政策で強く発言していくべきである。

その他タスクフォースで議論されていない論点について

■違法ダウンロード刑事罰化について

2012年10月の著作権法の改正によって、インターネット上に違法にアップロードされた音楽や映像を、そのファイルが違法であると知りながらダウンロードする行為について刑事罰が科せられる（いわゆる違法ダウンロード刑事罰化）こととなった。本改正の付則として定められた事業者による教育・啓発活動の義務規定や違法ダウンロード防止への努力規定による取り組みが進められているとはいうものの、これは「インターネットでダウンロードされたファイルが違法なものかどうかは技術的・外形的に判断できない」という根本的な問題をクリアできるものではない。

また本法改正は文化審議会での議論を経たものではなく、音楽事業者や映像事業者を中心としたロビイングによって進められた。国会による議論もほぼなく、一方的に議員立法によって進められたこの改正のプロセスは大きな問題を抱えている。このように政府による知財計画や文化審議会での議論を無視し、業界団体のロビイングに唯々諾々と賛同し進めてしまったことは今後の知財戦略を考える上で大きな負の遺産を残した。

違法ダウンロード刑事罰化が本質的に抱える問題、そして政府や審議会の決定を無視したプロセスで利害関係者の一方的な要望が通ってしまった問題から、違法ダウンロードの刑事罰化については白紙撤回し、知財戦略本部や文化審議会における議論を行うべきである。

■リーチサイト規制について

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会で議論されているリーチサイト規制については全面的に反対である。リーチサイトと言っても、その有り様は多種多様であり、リーチサイトへのリンク行為はどうなるのか、リーチサイトのURLがSNSを通じて転送され続けた場合はどうなるのか、また適法な内容を示すサイトを掲載したはずが、後日同じURLのままで違法なファイルの掲載などがされた場合はどうなるのか、といった予見できない状況が数多く発生する。

情報と情報を関連付けるハイパーリンクは情報通信の基幹技術であり、インターネットの利便性はハイパーリンクによってもたらされている。またハイパーリンクはいまやウェブサイトにとどまるものではなく、現在普及過程にある電子書籍にもハイパーリンクは用いられている。リンク行為を規制することは、今後の情報通信技術の発展全体に影響を及ぼすだけでなく、社会に大きな混乱をもたらす。いたずらにリンク行為への規制を拡張するのではなく、違法アップローダーや違法アップロードされたコンテンツへの対処でカバーすべきである。

■テレビのインターネットサイマル放送について

東日本大震災の際に、各テレビ局がニコニコ生放送やUstreamなどの既存のプラットフォームを用いてテレビ放送をインターネットでもサイマル放送した。この取り組みによって在外邦人や海外メディア、そして被災地にもいち早く情報を届けることができた。しかしこのサイマル放送はテレビ局の自発的な取り組みではなく、ユーザーが緊急的に独自に行なった行動をテレビ各局が追認して進められたものである。このような事例を活かすためにも、テレビ局が自発的にインターネットでサイマル放送を行えるような法整備が求められる。特に災害時などの緊急事態には、インターネットサイマル放送を義務化するなど、知財戦略としても災害対策を進めるべきである。

No.	法人・団体名
18	TPPの知的財産権と協議の透明化を考えるフォーラム 意見
1. 当フォーラムでは従来、提言 (http://thinktppip.jp/?p=1) のように TPP 協議の透明化を訴え各種シ	

ンポジウムを開催してきた。TPP の厳格な秘密協議性には交渉各国においても依然として懸念が強いが、残念ながら知財分野を中心に改善は全く進んでいない。去る 5 月 13 日にも読売新聞が再び、「著作権保護期間の大幅延長で日米が合意した」旨を報じ、下村文科大臣が会見で否定する事態となっている。

秘密交渉を理由に社会各層との情報交換を忌避し続ければ、このような交渉に悪影響を及ぼす混乱は今後も必然的に起きよう。

2. 当フォーラムは、TPP 自体への是非に意見を述べるものではないし、悪質な海賊版への対策には従前から賛成している。

しかし、前記提言の通り、流出した TPP 知財条文には「保護期間大幅延長」「非親告罪化」「法定賠償金の導入」など、重大な制度改変につながる規定が多数盛り込まれている。これらは我が国の国情にあわないうとして過去に異論が強かったものであり、急速に導入すれば大規模アーカイブなどデジタル化の進展や日本固有の二次創作文化に悪影響を与え、社会や産業の活力を損ないかねない。

特に、あまりに多くの知財条項を条約上の義務として受けいれてしまえば、今後、ビジネス情勢や国民の多数意見が変わっても、国会ですらそのルールは変更できない点で影響は深刻である。それでは変化が早く柔軟性が生命線と言える昨今の文化・情報産業において、かえって日本の競争力を削ぐ危険がある。

知財条項については各国の対立も依然として根強いとの報道もあるため、日本の方針として、(上記規定を中心に) 国内外で反対の強い対象条項の大幅な縮減や修正、各種セーフガードの導入を検討すべきである。

3. 他方、既存の作品や各種資料では権利者不明の著作物（オーファンワークス）が極めて高い割合を占めることは世界的な問題となっており、EU・米国・日本のほか、WIPO（世界知的所有権機関）でもデータベース構築が始まる (http://www.nikkei.com/article/DGXNASGC0201Q_U4A510C1MM0000/) など、取り組みが広がっている。

TPP 協議においても、アーカイブほか各種の新ビジネスや情報流通を促進するためのオーファン対策の国際協力を、日本から各国に提案することも検討されたい。

No.	法人・団体名
19	一般社団法人 日本民間放送連盟
意見	
<p>1. 「アーカイブに関するタスクフォース」報告書について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・“放送番組センターでの放送番組の収集保管” (21 頁) については、放送事業者や他の権利者の意見を十分に踏まえ、慎重に検討を進めることを要望する。 	
<p>2. 「音楽産業の国際展開に関するタスクフォース」報告書について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「放送コンテンツ海外展開促進機構 (BEAJ)」と連携した取り組みについて記述があるように (13 頁)、海外展開においては、音楽分野に限らず、あらゆるジャンルの日本コンテンツの連携を図ることが効果的であり、オールジャパン体制で広がりのある取り組みを継続的に実施できる環境を整備することが重要である。日本コンテンツ全体を省庁横断的にバックアップし、各分野の海外展開に相乗効果をもたらすよう、中長期的なビジョンの構築とそれに伴う財政支援を要望する。 ・なお、政府による支援が期待される事項 (30 頁) としては、特にコンテンツの海外展開のために他国との制度的・文化的側面における障壁など、民間の努力だけでは解決できない問題について、国が講じるべき施策を強力に推進するよう要望する。 	
<p>3. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の重点施策には選定されていないが、デジタル化技術およびインターネットの発達・普及により、メーカーや消費者が利益・利便性を享受している一方、私的録画補償金制度が機能していないため、そこで利用されているコンテンツのクリエイターや権利者に適切な還元が行われていない。従って、早急に現行の補償金制度の見直し・再建、またはこれに代わる新たな制度の創設を要望する。 	

No.	法人・団体名
20	一般社団法人日本レコード協会
意見	
<p>○「知的財産推進計画 2014」の全般に関する意見</p> <p>1. インターネット上のコンテンツ侵害対策</p> <p>《要約》</p> <p>(1) 違法配信の利用を助長するサービスまたはツール提供に対する効果的な施策の検討</p> <p>(2) 権利者とプロバイダの協力による侵害情報の送信防止措置実施に向けた制度上の検討</p> <p>《全文》</p> <p>(1) 違法配信の利用を助長するサービスまたはツール提供に対する効果的な施策の検討</p> <p>インターネット上の著作権・著作隣接権侵害は、依然として深刻な状態にある。特に近年は、高度な情報通信技術の普及に伴い権利侵害を誘引するサービス等も巧妙化してきており、権利者がこれまで実施してきた違法ファイルの削除要請だけでは効果をあげることが見込めない事例が数多く存在している。ついては、下記のような違法配信の利用を助長するサービスまたはツール提供を効果的に規制するための施策を早急に検討・実施すべきである。</p> <p>①違法配信からのダウンロードを支援するサービスまたはツール提供</p> <p>無料の動画共有サイトに関しては、中学生・高校生を中心とした若年層が、同サイトで違法に配信されている音楽・音楽ビデオ等のファイルを、ダウンロード支援サービスやツールを使って大量にダウンロードしている実態が当協会の調査で明らかになっている。違法にアップロードされた音楽や映像を違法配信と知りながらダウンロードする行為は著作権法違反である。</p> <p>当協会は、2009年から動画共有サイトに対する大量の違法ファイル削除要請を実施しているが、当該違法ファイルが削除される前に数多くのユーザーがダウンロードを完了しており、ダウンロードに用いられるサービスやツールを規制しない限り効果は見込めない状況となっている。また、2011年8月、当協会会員社らがYouTubeからの動画ダウンロード支援サイト「TUBEFIRE」の運営事業者を提訴したが、個別の民事対応だけでは限界があることも明白である。</p> <p>このようなダウンロード支援サービスやツールの実態を把握した上で、これらを効果的に規制するための施策を早急に検討・実施すべきである。</p> <p>②利用者を侵害コンテンツへ誘導するサービスまたはツール提供</p> <p>携帯電話向けサイトまたはインターネットサイトにおいて、動画共有サイトやオンラインストレージサービス等で提供される侵害コンテンツを一覧にして、それら侵害コンテンツへのリンク等の情報を利用者に提供する「リーチサイト」や「ランキングサイト」が多数存在している。</p> <p>また、スマートフォン向けには、インターネット上の侵害コンテンツの検索機能を有するアプリケーションが開発・提供されており、リンクにより容易に侵害コンテンツにアクセスできるツールとして多くの利用者に用いられている。アプリケーションの提供マーケットにおいて、利用者が問題のあるアプリケーションを識別することは難しく、何ら罪悪感なく利用されている実態がある。</p> <p>上記のようなサービスまたはツールは、侵害コンテンツを蔵置するサービスではないが、インターネット上の膨大な情報の中から利用者が容易に侵害コンテンツを探し出すことを容易にし、利用者を侵害コンテンツに誘導するものであり、違法配信の利用を助長していると言わざるをえない。</p> <p>このようなサービスやツールの実態を把握した上で、これらを効果的に規制するための施策を早急に検討・実施すべきである。</p> <p>(2) 権利者とプロバイダの協力による侵害情報の送信防止措置実施に向けた制度上の検討</p> <p>膨大な数にのぼるインターネット上の著作権等侵害情報は、権利者が発見し削除要請等の対応を実施しても、蔵置場所を変えて日々絶え間なく発生している。そのため、もはや権利者による事後的な対応だけでは侵害量の顕著な減少は期待できない状況となっている。かような事態を改善し、侵害量を減少させるためには、権利者とプロバイダが密接に協力し、侵害情報の送信を防止するための合理的措置をプロバイダが実施することが必要である。合理的措置とは、諸外国の先例を踏まえると下記のような措置が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・度重なる注意・警告にも関わらず権利侵害行為を停止しない利用者のインターネット接続をプロバイダが停止する等の措置（いわゆる3ストライク制） ・ファイルの蔵置場所を提供するプロバイダによる自主的な監視 ・侵害情報の送信防止に効果を発揮する技術的手段の導入 ・違法の蓋然性が極めて高いウェブサイトへのアクセス遮断措置（いわゆるサイトブロッキング） 	

上記合理的措置は、平成23年に開催された総務省「プロバイダ責任制限法検証ワーキンググループ(WG)」において、当協会がプロバイダ責任制限法上の免責要件とすることの検討を要望したものであるが、同WGにおける検討では「現時点で法改正する必要性は特段見受けられない」(平成23年4月公表の同WG提言より)と整理された。しかし、例えば3ストライク制に関してはフランス・韓国など既に実施している国々があり、違法利用の減少効果等を調査することも可能であることから、政府は、諸外国における施策の効果を適切に見極めながら、関係者による実効性のある送信防止措置の実施に必要な制度上の措置を継続して検討すべきである。

2. 著作権侵害に関する普及啓発活動の強化

(1) 若年層への著作権教育の充実

2010年1月1日より改正著作権法が施行され、違法配信と知りながら行う音楽・映像のダウンロードは同法第30条1項3号により違法となり、さらに2012年10月1日施行の改正著作権法では有償著作物等の私的違法ダウンロードが刑事罰の対象となった。施行後に内閣府が実施した知的財産に関する特別世論調査の結果では「違法ダウンロード刑事罰化」について「知っている」と答えたのは全体の69.8%に上っている。また、当協会が2012年9月、2013年3月および2013年9月の計3回実施した「違法配信に関する利用実態調査」によると、音楽ファイル・動画ファイルにおける推定年間違法ダウンロードファイル数は、44.6億ファイル、27.3億ファイル、29.3億ファイルと、著作権法改正後に約40%減少し、その半年後も横ばいであった。さらには、文化庁から委託を受けた監査法人は、「法改正の認知度」、「法改正の内容の正しい理解度」等の調査を行い、その結果を総合的に評価して、今般の法改正が一定の抑止効果を発揮した評価できるとする報告書を取り纏めている。

これに関しては、2012年9月より当協会が他の音楽関連団体と協力して行ってきた各種広報活動(違法ダウンロード刑事罰化の周知・啓発を目的としたウェブ広告や映画館でのCMの上映、教育機関及びCD小売店向けポスターの作成・配布等)も、国民の理解を促し、インターネット利用に関する意識変化をもたらす一助となったものと思われる。

国民意識の更なる変化を促すためには、知的財産権侵害が窃盗と同じ「犯罪」であること、知的財産権侵害を行うことによりクリエイターに適正な対価が還元されなくなり新たな著作物等の創造ができなくなることなどを若年層から教育し、著作権意識と規範遵守意識の向上を促し、正規コンテンツの利用へと誘導することが極めて重要である。私的違法ダウンロード罰則化に係る改正著作権法の附則において、国及び地方公共団体には違法なダウンロード行為の防止に関する教育・啓発等の措置を講じることが求められた経緯を踏まえ、関係省庁は、初等・中等教育に十分な著作権教育を盛り込むなど、若年層への著作権教育の充実に一層取り組むべきである。

3. 著作権制度上の課題の総合的な検討

《要約》(1)「クラウドサービスと著作権」及び「クリエイターへの適切な対価還元」について

(2) レコード保護期間の延長

(3) 「法定損害賠償制度」の創設

(4) 商業用レコードの業務上の利用からレコード製作者へ適正な対価が還元される制度の創設

《全文》

(1) 「クラウドサービスと著作権」及び「クリエイターへの適切な対価還元」について

政府は、昨年12月、文化審議会 著作権分科会 法制基本問題小委員会の下に「著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチーム」を設置し、知的財産政策ビジョン等に示された諸課題のうち専門的かつ集中的な検討が必要とされた標記2点の課題の検討に着手した。

クラウドサービスについては、上記ワーキングチームでロッカー型クラウドサービスの分類と各分類の取り扱いが検討された結果、まずは私的使用目的に関連するロッカー型クラウドサービス(「プライベート/ユーザーアップロード(UL)型」)について今後検討を深める方向となった。

音楽コンテンツの権利者は、ユーザーに多様な利便性を提供するロッカー型クラウドサービスの事業者と話し合いを行い、契約を結ぶことにより、これまでに数多くの「プライベート/配信型」クラウドサービスを実現してきた。この契約対応の流れは「プライベート/ユーザーUL型」にも及びつつあり、最近では、配信型とユーザーUL型を一体化したスキャン&マッチ・サービスが契約により実現されている(例:5月2日に開始されたiTunes Match)。今後、上記ワーキングチームでは、「プライベート/ユーザーUL型」クラウドサービスと著作権に関する諸課題が私的使用目的の観点から検討される予定であるが、上記の実例は「プライベート/ユーザーUL型」クラウドサービスについても今後は契約で対応し得る可能性を指し示すものと言える。かような可能性を踏まえ、私的使用目的に関連する権利制限規定の見直しは慎重に検討され

るべきである。
 また、クリエイターへの適切な対価還元について、現行の私的録画補償金制度は2012年11月の最高裁判決により既に機能不全の状況となり、私的録音補償金についても新たな対象機器・記録媒体が政令指定されていない結果、制度の空洞化が進んでいる。このような状況は、権利保護と利用促進のバランスを考えた際に、著しく権利保護に欠けているものと言わざるを得ない。今後、上記ワーキングチームにおいては、私的録音録画に関する実態調査の結果を十分に検討の上、CultureFirst推進団体からの新たな補償制度創設に関する提言を踏まえ、新しい権利保護の仕組みの構築を図るべきである。

(2) レコード保護期間の延長

2011年9月、EUにおいて、「実演家・レコード製作者の権利保護期間（著作隣接権）」を現行の発行後50年から70年に延長する指令が公布された。また、韓国においても、2011年にレコード保護期間を発行後70年に延長する法案が可決され、2013年8月に施行されている。

一方、我が国では、未だレコード保護期間は発行後50年にとどまっている。
 国際的には、権利者に50年を超える法的保護を与えることが既に潮流となっている状況に照らして、コンテンツ立国を標榜する我が国においても、著作隣接権の保護期間を延長するべきである。

(3) 「法定損害賠償制度」の創設

インターネットを利用した著作権等の侵害においては、損害額の算定に必要な侵害回数、侵害の期間等を立証することが困難な場合が多く、権利者の救済が必ずしも適切には図られていない。
 被害者の権利行使のための負担を軽減するために、被害者が権利侵害の事実を立証した場合には、具体的損害額を立証しなくても、一定の法定額を損害賠償額として請求することができる制度（法定損害賠償制度）を創設すべきである。

(4) 商業用レコードの業務上の利用からレコード製作者へ適正な対価が還元される制度の創設

公衆に聴かせるための商業用レコードの業務上の利用については、既に世界125カ国（OECD加盟30カ国中28カ国）において、レコード製作者・実演家に報酬請求権ないし許諾権が付与され適正な対価が還元されている。我が国においても、権利保護の国際的調和を図るべきである。

No.	法人・団体名
21	一般社団法人日本映像ソフト協会
意見	
<p>《全文》 平成26年4月11日付「アーカイブに関するタスクフォース報告書」（以下「本報告書」といいます。）に関し、以下のとおり意見を申し述べます。</p> <p>本報告書3頁では、アーカイブには「(i) 文化の保存、(ii) 社会的、経済的な利用、(iii) 情報インフラといった様々な側面がある」とした上、本タスクフォースでは「デジタル・アーカイブ化の一層の進展や連携とその海外発信を含めた利活用」について取り扱うこととしたとされています。</p> <p>当協会は、デジタル・アーカイブの促進やその利活用にあたって事前に関係者の意見を十分に聞きその意見もとにルールを整備することを要望するものです。</p> <p>本報告書でも、アーカイブされるコンテンツごとに記述されていますが、コンテンツによってもデジタル・アーカイブ化に関して解決すべき課題は異なるものと思われます。</p> <p>たとえば、「本報告書」20頁では「保護期間満了に近い作品については投資回収の見込みが立たない」ことから映画作品の中でデジタル化されない作品があることを指摘しています。それ以外にも、さまざまな事情により映像コンテンツがデジタル化されない場合があります。</p> <p>場合によっては関係者のやむを得ない事情を配慮して二次利用を差し控えているケースもあり、アーカイブ化にあたっては個別作品の事情に配慮されるべきだと考えます。</p> <p>また、デジタル・アーカイブされたものの利活用についても、パブリック・ドメインの作品とそうでない作品など、同様に個別作品の事情が配慮されるべきだと考えます。</p>	

《要旨》

デジタル・アーカイブの促進やその利活用にあたっては、個別作品の特殊事情や通常の利用を妨げるのではないよう十分配慮することを担保するため、関係者の意見を聞きその意見を反映するルール整備を要望致します。

No.	法人・団体名
22	一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
意見	
<p>【第4. コンテンツを中心としたソフトパワーの強化 6. 模倣品・海賊版対策の強化】</p> <p>1. 著作権法 30 条の見直し（知財推進計画 2014 の策定について）</p> <p>様々なコンテンツがおおよそデジタル化されている昨今、インターネットの Web サイト等への無許諾アップロードや P2P ファイル共有ソフトによる“共有”による著作権侵害の被害は、ビジネスソフトなどプログラムの著作物全般についても看過できない規模で存在しています。</p> <p>平成 21 年の著作権法改正により、「著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音録画をその事実を知りながら行う」場合（以下「違法ダウンロード」という）、私的使用目的の複製であっても 30 条の制限から除外され、さらに平成 24 年の著作権法改正により、違法ダウンロードのうち、有償著作物については、刑事罰が科されることとなりました。</p> <p>上述の理由から、一刻も早く、違法に公衆送信されたプログラムの著作物を、それと知りながら、私的使用目的で複製することを、著作権法 30 条の範囲から除外することを希望いたします。</p> <p>2. 著作権法 47 条の 3 におけるプログラム著作物の複製物の所有者による複製の制限（知財推進計画 2014 の策定について）</p> <p>著作権法 47 条の 3 においては、著作物の複製物の所有者による複製等が認められております。本条の趣旨は、当時、プログラムの著作物はフロッピーディスクや磁気テープの媒体で流通しており、このため媒体の損傷等に起因するプログラムの破損が容易に発生しうることに鑑みて、複製物の所有者に「バックアップ」を認めたこと、及び、プログラムの著作物の複製物の所有者が行う複製を、一定程度の複製等を認めなければ、使用者が保有するコンピュータに合わせた利用や処理速度の向上を図ることができなかつたことによります。</p> <p>しかしながら、現在、プログラムの著作物の多くは「パッケージソフト」として CD-ROM 等の比較的堅牢な媒体で流通しており、媒体（プログラム）の破損は、通常取り扱いでは発生しづらくなっています。また、コンピュータのハードウェアの仕様の標準化、基本ソフト（OS）を基底として応用ソフト（アプリケーションソフト）を使用する行為が一般化するなど、使用者が保有するコンピュータに合わせてプログラムを改修することは希になっております。</p> <p>また、何よりも、同条では、「プログラムの著作物の複製物の所有者」であれば、押し並べて著作権者の許諾なくプログラムの著作物を複製できると解することが可能ですが、そうすると、例えばビジネスソフトの海賊版プログラムの購入者等、本来であれば当該プログラムの著作物の使用許諾契約を結ぶ権限がない者であっても、そのインストール（複製）が可能になると解される余地が存します。</p> <p>加えて言うならば、著作権法 30 条（私的使用目的の複製）の規定によって、海賊版プログラムの購入者が自己のコンピュータに当該プログラムをインストールすることが適法に可能であることから、現在、ビジネスソフトの利用に関して標準的になっている、著作権者と利用者間での「使用許諾契約」の締結そのものが、形骸化してしまうことも懸念されます。</p> <p>そこで、本条においては、複製可能な複製者を、単に「プログラム著作物の複製物の所有者」とするのではなく、少なくとも『複製物を使用する権原を取得した者』に限定することを希望します。また、本条の改正がなされたとしてもプログラムの著作物を違法と知りつつダウンロードして複製する行為は依然として適法となるため、繰り返しにはなりますが、著作権法 30 条の改正も併せて強く要請するものです。</p> <p>3. 違法コンテンツへのリンク等の著作権侵害の蔓延を助長する行為への対策（知財推進計画 2014 の策定について）</p> <p>動画共有サイトやオンラインストレージサービスなど Web サイトでの著作権侵害行為に対し、被害を食い止めるためにはアップロードされたファイルの削除または送信防止措置が必要です。また、アップロードによる被害の本質は、当該コンテンツをダウンロードした者がその内容を享受することによって引き起こされる、販売機会の逸失等です。</p>	

このような観点から、違法にアップロードされている著作物ファイルへのアクセスを提供するリンクは、無許諾でアップロードされた著作物ファイルをインターネット利用者に「紹介」し、結果的に違法アップロードされた著作物の公衆送信を助長しているといえます。

違法コンテンツへのリンクの設置については、著作権侵害の蔓延を助長する行為であり、少なくとも、違法にアップロードされた著作物ファイルであることを知りながら、当該ファイルにリンクを設置することについては、みなし侵害行為として、当該リンクに対する差し止め請求や損害賠償請求等が可能となるよう早急に検討いただきたいと考えます。

4. 著作権侵害を防止するために施された技術を保護する制度の強化（知財推進計画 2014 の策定について）
多くのビジネスソフトウェアメーカーは、プログラムやデータベースの著作物をその複製物等によって頒布する際、シリアルナンバーやアクセスキー等、媒体やライセンス固有の番号も同時にユーザーに配布しています。一般にこのシリアルナンバーやアクセスキー等は、(ア) プログラムやデータベースの著作物を媒体からコンピュータにインストールする際の手続きとしてユーザーに入力させ、真正な番号でない場合にはインストールを中断する、(イ) 「体験版」等として頒布した、使用期間や使用可能な機能等が制限されたプログラムなどの著作物についてその制限を解除する、等の目的で使用されています。つまりこれらシリアルナンバーやアクセスキー等は、当該プログラムやデータベースの著作物に含まれる複製や使用期間制限等の機能を持つモジュール等を「錠前」とし、それを開ける「鍵」として、権利者に許諾のない著作物の利用等を抑止する目的で配布されているのです。

上記の(ア)の場合は、プログラムやデータベースの複製を制限し、その効果としては、現行の著作権法が規定する「技術的保護手段」と同等の機能と評価され、(イ)の場合には、複製されたプログラムなどの使用を制限し、現行の不正競争防止法が規定する「技術的制限手段」と同等の機能として評価されるものですが、このシリアルナンバーやアクセスキー等をインターネットオークション等で不正に配布する行為が横行しています。これらシリアルナンバーやアクセスキー等については、現行法がその回避機器やプログラムの頒布等を規制する「技術的保護手段」や「技術的制限手段」の定義に該当し難いと一般には考えられているため、これらが不正に流通しても、権利者にそれを食い止める術がなく、結果、無許諾複製の有効な抑止策となり得ていない状況が生じています。

これらシリアルナンバーやアクセスキー等による無許諾複製／使用の制限は、ユーザーにできるだけ負担をかけないという利便性の確保を最大限に考慮した、必要最低限の方法として、権利者がプログラムやデータベースの著作物の複製物等に採用しているものです。つまり、プログラムやデータベースの無許諾複製による被害を食い止める実質的な「最後の砦」とも言うことができます。

そこで、著作権法、不正競争防止法のいずれにおいても、不正なシリアルナンバーやアクセスキー等の流通等を適切に抑止することのできる規定の付与等について、早急に検討いただきたく存じます。

5. 侵害行為の実態に見合った損害賠償制度の導入（「知財推進計画 2014」の策定について）

海賊版の頒布や違法アップロード等の著作権侵害行為については、一般的にその被害規模を把握することが難しく、特にインターネットを介した事案についてはその傾向が顕著です。

例えば、インターネットを通じた著作権侵害の場合には、当該著作物がダウンロードされた回数を権利者が把握することは困難であること、P2P ファイル共有ソフトを悪用した侵害の場合では、侵害行為者そのものの特定等が困難であるほか、仮に行為者が特定できたとしても当該ファイルの送受信回数等の状況把握は事実上不可能であり、これらから、厳密な意味での損害額の立証はできません。

現行の著作権法では、114 条の 5 により「相当な損害額」を裁判所が認定できることとなっていますが、特に昨今のインターネットを介した侵害行為における被害の急速な拡大及び損害の立証の困難さ等に鑑みますと、迅速性や実効性の確保の観点のほか予防的な見地等も加味しつつ、侵害行為の実態に見合った賠償制度について、総合的に検討を行う必要があると考えます。

「知的財産推進計画 2014」の策定について（要旨）

1. 著作権法 30 条の見直し

違法に公衆送信されたプログラムの著作物を、それと知りながら、著作権者の許諾無く私的使用目的で複製することを、著作権法 30 条の範囲から除外する法改正を要望。

2. 著作権法 47 条の 3 におけるプログラム著作物の複製物の所有者による複製の制限

著作権法 47 条の 3 によって複製が適法となる者を、『複製物を使用する権原を取得した者』に限定する法改正を要望。

3. 違法コンテンツへのリンク等の著作権侵害の蔓延を助長する行為への対策
違法コンテンツへのリンクの設置等、著作権侵害の蔓延を助長する行為については、みなし侵害行為として、当該リンクに対する差し止め請求や損害賠償請求等が可能となるよう検討を希望。

4. 著作権侵害を防止するために施された技術を保護する制度の強化
不正なシリアルナンバーやアクセスキー等の流通等を適切に抑止することのできる規定について早急な検討を希望。

5. 侵害行為の実態に見合った損害賠償制度の導入
インターネットを介した侵害行為における被害の急速な拡大や損害の立証の困難さ等に鑑み、侵害行為の実態に見合った賠償制度について、総合的な観点からの検討を希望。

No.	法人・団体名
23	日本製薬団体連合会
意見	
<p>《要旨》 アーカイブに関するタスクフォース報告書では、公益性から必要とされるアーカイブの構築にあたっては、権利処理の大きな負担が必要となることが指摘され、権利制度の見直しが求められている。08, 09年度知的財産推進計画にて「同年度中に結論を得る」とされたにもかかわらず検討が進まなかった薬事行政に係る著作権の権利制限について、同様の理由から、早急に実質的な検討が再開され、然るべき法改正がなされることを要望する。</p> <p>《全文》 ○アーカイブに関するタスクフォース報告書に対する意見 薬事行政に係る著作権の権利制限については、2005年度の文化審議会著作権分科会において審議検討され、複数の検討課題のうち、「国等に対する申請・報告等に伴う文献等の複製」については、権利制限することが適当であるとの結論が導かれ、平成18年著作権法改正により権利制限が実現した。一方、「医療関係者に対する医薬品等の適正使用のための情報提供に伴う文献等の複製（以下「本案件）」については、2007年度に著作権分科会法制問題小委員会での検討が再開され、その中間まとめ（平成19年10月）の中で、いくつかの前提条件のもと「権利制限を行う方向で検討することが適当」との判断が示されたものの、2008年1月に予定されていた著作権分科会最終報告書としてのまとめには至らなかった。 このような状況の下、2008年度知的財産推進計画では、「第4章－I－3－(1)－②利用と保護のバランスに注意しつつ適正な国内制度を整備する」のなかで、「iii）医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を医療関係者へ提供することに関する著作権法上の課題について、国際的な状況、医療関係者の情報入手・情報システムの在り方、著作権の権利処理システムの整備状況等についての検討を踏まえ、2008年度中に結論を得る。（文部科学省、厚生労働省）」、さらに翌年の2009年度知的財産推進計画では、「II－3－(7)－③利用と保護のバランスに留意しつつ適正な国内制度を整備する」に対応する施策項目番号271にて、「iii）医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を医療関係者へ提供することに関する著作権法上の課題について、国際的な状況、医療関係者の情報入手・情報提供システムの在り方、著作権の権利処理システムの整備状況等についての検討を踏まえ、2009年度中に一定の結論を得る。（文部科学省、厚生労働省）」として早期に対応することが促された。 しかしながら、2009年に起きた民主党への政権交代とそれに伴う大幅な政策方針変更後、本案件に関する検討は具体的な議論の俎上に載せられないまま停滞しており、しかも検討課題としてすら挙げられていない状況である。当連合会は、こうした停滞を危惧し、都度その再開を求めるパブリックコメントを提出している。 当連合会としては、アーカイブ構築にあたって必要とされる著作権制度の見直しと同様に、本案件に関して、適切な権利制限規定の改正が速やかになされることを改めて要望するものである。 製薬企業は、薬事法の求め（薬事法77条の3）に従い医療関係者（医師、薬剤師等）に対して医薬品の適正使用に関する情報の提供に努めている。正確な情報を迅速に提供するためには、主に学術文献の複写物等を用いる必要があるが、現行の著作権法では、事前に著作権者の複写許諾を得なければならないため、これが薬事法上の義務の迅速遂行の障害となり、投薬治療を検討する医療関係者に必要な情報が迅速に届かず、ひいては患者治療に支障をきたす恐れも否定できない。 利用される学術文献（著作物）については、著作権管理団体が管理を進めているが、いまだに管理されていない著作物も多く、さらに著作権が管理されているとされる著作物の中に権利関係で問題があるものが含ま</p>	

れている事例が国会でも問題提起されている。つまり、著作権管理団体が管理する著作物の中には出版社や学会が社告や投稿規程で著作権を有していない著作物までも著作権を有しているとして管理すると一方的に宣言している著作物も多く含まれている。このような場合、管理団体・出版社と真の権利者との間の問題は解決されていない可能性があり、利用者における継続的・安定的な利用に支障をきたしかねない状況であるといわざるを得ない。

このようにアーカイブ構築にあたって障害となっている著作権処理問題が、本案件においても生じているのである。

そもそも医薬品は、適正な情報と共に使用されて初めて有効性及び安全性が確保できるものであり、のみならず、このような情報を欠けば、却って国民の生命・健康が脅かされることともなり得る。したがって、医薬品に関する情報の提供は、「国民の生存権」にも係わるともいえるべき極めて公益性の高い行為であり、著作権法と薬事法との立法的な調整が図られるべき問題であり、当連合会としては、製薬企業等の行う情報提供行為の公益性と権利者利益とのバランスの取れた、適切な権利制限の早期実現を望むものである。これは、今回報告書にまとめられているアーカイブ構築・充実は、公益性から必要とされるものであり、その権利処理の大きな負担から著作権制度の見直しが求められていることと同様なのである。

当連合会として要望する権利制限の内容は、具体的には次のとおりである。

「薬事法の規定により求められている医薬品の適正使用にかかる情報を収集、保管、提供するうえで、合理的に必要な範囲においては、文献等を複製、譲渡および公衆送信するにあたり、権利者の許諾を必要としない。権利者への経済的補償については、通常の使用料相当額の補償金を支払うことによりなされるよう、立法的な手当を講ずることが適当である。」

また他方、著作権分科会法制問題小委員会 中間まとめ（平成19年10月）においては、「本来、そもそも製薬企業からの文献の提供を待たずとも医療関係者が必要な情報を取得できる体制の在り方について検討が行われるべきもの」、更に「実際、諸外国においては（中略）そのような医療関係者による情報取得の体制を整備している」、との指摘もなされているところである。前述したとおり、医薬品の適正使用に関する情報の欠落は、国民の生命・健康への脅威へと繋がるおそれがあることを踏まえると、前掲の権利制限と並行して、国として医療関係者が必要な情報を取得できる体制の整備を進めることについても要望するものである。ただし、医療関係者が必要な情報を取得する際にも、体制によっては、上記同様の権利制限が必要になるものと思料する。

なお、本タスクフォース報告書には明示されていないが、医薬品の適正使用のために利用される文献は、そもそも、最新の有用情報を広く知らしめる目的をもった学術論文であって、これらは取りも直さずアーカイブとして戦略的活用すべき対象として挙げられている「教育にも用いられ」「知の創造サイクルへ貢献する」ものであり、アーカイブ化を推進し活用を図るべき対象そのものであることを申し添える。

以上のとおり、当連合会の要望する「製薬企業からの医療関係者に対する医薬品の適正使用に関する情報提供」は公益性の高いものであり、アーカイブ構築・充実において必要とされる著作権制度の見直しと同様に、早急に権利制限に関する法改正がなされるべきものと考えらる。

No.	法人・団体名
24	日本弁理士会
意見	
「知的財産推進計画2014」の策定へ向けた意見	
日本弁理士会は、「知的財産推進計画2014」の策定に向けて取り纏められた、重点施策に関するタスクフォース報告書に対して、下記のとおり意見を提出致します。	
(要 旨)	
1. 営業秘密タスクフォース報告書について	
企業、政府を含めて、国全体で営業秘密の保護強化を図る、という基本方針について賛成する。このためには、営業秘密に対する保護意識を向上すると共に、営業秘密の流出態様及び管理実態を把握する必要がある。そして、営業秘密の保護の実効化を図るべく、法制面の見直し、支援体制の整備等が必要であり、以下に、	

これらの観点について意見を述べる。

2. 中小・ベンチャー企業及び大学支援強化タスクフォース報告書について

激化するグローバル競争に勝ち抜くため、中小・ベンチャー企業及び大学に対して知的財産面でトータルの支援を実現する、という方向性について賛成する。このためには、中小・ベンチャー企業の実情を踏まえ、人財面、資金面、情報面に関する支援を強化する必要があり、以下に、これらの観点について意見を述べる。

3. アーカイブに関するタスクフォース報告書について

デジタルアーカイブを充実することは文化大国としての我が国の責務であると共に、海外発信とあいまって経済的な波及効果も期待できる。このようなアーカイブについて、知的財産の創造・保護・活用及びコンテンツ戦略の観点から検討することは、非常に重要なことであり、このような認識について賛同の意を表す。以下、アーカイブの二次的利用について意見を述べる。

4. 音楽産業の国際展開に関するタスクフォース報告書について

我が国のアニメ、映画、音楽、ゲーム等のコンテンツは、海外市場において関心の的になりつつあり、これらコンテンツにより関連商品の売上向上等、周辺産業への展開も大いに期待できる。特に、音楽関連産業は、カラオケ、音響機器等も含め、その規模は非常に大きなものがあり、官民による取組を推進することについて、賛同の意を表す。以下、音楽コンテンツの海外展開の方策について、意見を述べる。

(全文)

1. 営業秘密タスクフォース報告書について

1. 1. 「Ⅱ. 営業秘密の流出実態および管理の課題」について

(意見1) 企業の他人のノウハウ等に対する意識向上の醸成を図るべきである。

(理由) ノウハウ等のうちから技術情報の営業秘密を明確に峻別することは困難である。よって、ノウハウ等全般についての保護意識を高めるべきである。

例えば、見積もりで要求した資料の流用、納品された商品の技術情報など企業間取引書類の他社への開示は、他人のノウハウを保護するという観点から、原則行わない習慣とするような意識改革を進めることが望ましい。

こうした他人のノウハウに対する保護意識は、ひいては、自社の営業秘密の保護能力の向上、従業員の営業秘密保持意識の向上につながると思われる。

(意見2) 営業秘密の態様と有用性の関係につき、整理と分析を行い、有用性の生じる構造を明らかにすることが必要と考えられる。

(理由) 「Ⅱ. 営業秘密の流出実態および管理の課題」に関し、「国内企業同士の漏えいケースがそれ以上に多いのが実態であり、その中には中小企業から大企業への漏えいなども含まれる」点が指摘されているが、なぜそのような状況になっているのか、その原因を明らかにすることが重要である。

営業秘密の要件に「有用性」が存在しているが、企業自体が、その「有用性」に価値を認めていないか、その「価値を評価していない」ことに根本原因があるのではないかとと思われる。営業秘密の漏洩には通常の労働対価よりも高額な報酬がつきものであるが、この報酬は「有用性の価値を評価」したものと考えることもできる。

企業が技術情報の営業秘密を重要な「知的資産」と位置づけ、「有用性の価値評価」を行うことで、見える化を行わねば、上述の報酬に伴って漏洩していく傾向に歯止めがかかるとはならないであろう。

一方、企業内部の者が営業秘密の「有用性」に気づくのは容易でないことも多々あるものと考えられる。ある分野の技術にずっと触れ続けている者にとっては当たり前であっても、そうでない外部の者にとっては新規で有用性の高い技術も存在し、当たり前のことに気づくのは大変困難であるからである。

上記事情にもとづき、営業秘密の態様と有用性の関係につき、整理と分析を行い、有用性の生じる構造を明らかにすることが必要である。

1. 2. 「Ⅲ. 営業秘密の保護強化に向けた取組の基本的考え方」について

(意見3) 営業秘密全体ではなく、営業上の秘密や技術上の秘密のうち失敗例等を除いた発明としての営業秘密について、その民事的及び刑事的な保護をより実効化できるようにし、企業において、発明保護制度として、特許制度と営業秘密保護法制とを、それぞれのメリット等に鑑み、必要に応じて、適宜使い分けられるようにすることが必要である。

(理 由) (外国) 企業への発明としての営業秘密の大規模な漏洩事例が多数判明してきた近年の状況の下で、営業秘密の保護強化の方針を採用した昨年度の知財政策ビジョン・閣議決定・知財推進計画2013を受けて、産業競争力強化のための国の産業政策として、営業秘密全体ではなく、営業上の秘密や技術上の秘密のうち失敗例等を除いた、発明としての営業秘密について、その民事的及び刑事的な保護をより実効化できるようにし、(日本) 企業において、発明保護制度として、特許制度と営業秘密保護法制とを、それぞれのメリット等に鑑み、必要に応じて適宜使い分けられるようにすることが、知的資産経営の一環、オープン化とクローズド化との使い分けという知財戦略の一選択肢、及び、オープンイノベーションの前提、として必要である。

(意見4) 「日本の法制度は営業秘密の不正流出を防止することにより、“企業価値を保護する制度”であることを国の内外に発信すべきである。

(理 由) 企業が技術情報の営業秘密を重要な「知的資産」と位置づけ、それを認識することが大切であり、企業トップや経理・財務部門がその意識を持つことが重要である。そうせずに、「営業秘密の保護は管理条項のひとつ」との認識に留まれば、有用性のある技術情報の営業秘密を保有する中小企業の企業価値を大企業は認めるまでに至らなくなりがちである。中小企業から大企業に対する漏洩もこのような認識の元に発生していると考えられる。

企業が技術情報の営業秘密を重要な「知的資産」として位置づけるモチベーションとして、“企業価値”を意識すれば、トップダウン体制も築けるし、そのアピールにより、日本企業に対する投資が活発化すれば、国益も向上することとなる。アピールを、投資家が感心を持たない管理項目として留めてはならないと思われるし、海外よりも潜在的な営業秘密価値を多く保有するかも知れない日本が先陣を切ってアピールせねば、その価値はいつまでも未知のものに留らざるを得ない。

1. 3. 「Ⅳ. 1. 国の取組に関する論点」について

1) 【営業秘密管理指針の改訂】について

(意見5) 指針の構成や記載を実践的かつ分かりやすいものとする等、営業秘密管理指針を改訂することについては、基本的に賛成する。

(理 由) 特に、同改訂及び同改訂後の同指針の実践の際に、発明に係る営業秘密の記述手法・見える化等、営業秘密侵害に対する保護・救済のために必要・有用な、企業による発明に係る営業秘密の管理の具体的な手法について、発明の発掘、クレーム・明細書の作成等に精通する弁理士等の専門家の経験・知見が活用されるべきである。

なお、併せて、経済産業省「技術流出防止指針」(平成15年3月14日)の改訂の要否も検討すべきである。

2) 【営業秘密管理のワンストップ支援体制の整備】について

(意見6) 営業秘密管理のワンストップ支援体制を整備することについて、基本的に賛成する。

(理 由) 特に、中小・ベンチャー企業が、知財総合支援窓口において、発明相談の際に、ワンストップサービスとして、弁理士等の専門家から、発明を特許で保護すべきか、営業秘密・先使用权で保護すべきか、のアドバイスを受け、後者の場合には、更に、営業秘密管理指針・技術流出防止指針・先使用权制度ガイドライン等に基づき、アドバイスを受けることができるようにすべきである。

(意見7) 技術情報の営業秘密の記述手法につき整備を行い、弁理士を指導員として活用すべきである。

(理 由) 技術情報の営業秘密は、「秘密にさえすれば保護されるもの」という誤解が蔓延している気配があるが、本来、法定要件を備えるようにするためには、文書等で記述することが望ましい。そして、「どこに有用性が存在するのか、どのように記述すべきなのか」については、技術畑を歩むだけでは、そもそもどのように記述すればよいのか、経験もないため、記述自体が困難である。また、記述が的を射ていなければ、

裁判で有効な判断を獲得するのにも多大な労力を要し、不正競争防止法による抑止力自体が活用できないこととなってしまふ。

一方、営業秘密の保護要件である「非公知性は新規性」に、「有用性は進歩性」に類似しているところがあり、これらの切り分けと表現には特許明細書作成の能力が活用可能と考えられる。弁理士は、特許明細書の作成を職務としており、他の専門家に比較して、営業秘密の記述に対する指導を行うのが容易であると推察される。

3) 【営業秘密保護法制の見直し】について

(意見8) 「立証負担の軽減(推定規定の導入)」について、発明に係る営業秘密については、基本的に賛成する。

(理由) 特に、保有者にて立証が困難である、相手方による物の生産方法の発明に係る保有者の営業秘密の使用について、当該物が当該保有者による当該営業秘密の管理開始時(例えば、当該営業秘密に係る公証時・タイムスタンプ時等)に日本国内において公然知られた物でないこと、及び、物の同一性、を要件として、特許法第104条と同様の法律上の事実推定規定を導入すること、相手方による物の生産方法の発明に係る保有者の営業秘密の(不正)取得、及び、物の同一性、を要件として、法律上の事実推定規定を導入すること、等を検討すべきである。

また、保有者にて立証が困難である、相手方による物の発明に係る保有者の営業秘密の使用について、相手方による物の発明に係る保有者の営業秘密の(不正)取得の蓋然性、及び、物の同一性、を要件として、法律上の事実推定規定を導入すること、等を検討すべきである。

(意見9) 発明に係る営業秘密の冒用品について税関での水際措置の対象とすることに関して、基本的に賛成する。

(理由) そのためには、当該営業秘密冒用品について、手続法としての関税法第69条の2第1項及び第69条の11第1項の改正により税関での水際措置の対象とするとともに、実体法としての不競法の改正により「輸出入」が侵害行為になることを明記することが必要になる。

また、特許法上、外国で物の生産方法の特許発明が無断実施された場合でも、当該物が、当該特許侵害品として、輸入差止の対象となり得ると解されることと同様に、実体法としての不競法の改正により、外国で物の生産方法の発明に係る営業秘密が冒用された場合にも、当該物が、当該営業秘密冒用品として、輸入差止の対象となり得ることを明記すべきである。

なお、税関での輸出入差止手続において、他の不正競争行為組成物品について、経産大臣の意見書申請手続(関税法第69条の4第1項及び第69条の13第1項)が設けられているのと同様に、発明に係る営業秘密冒用品についても、経産大臣の意見書申請手続を設けることについて、特に、輸出差止申立ての濫用防止の観点から、新たに二当事者対立構造を採用することの可否も含めて、検討すべきである。

(意見10) 発明に係る営業秘密の侵害罪について、「非親告罪化」することについて、基本的に賛成する。

(理由) 発明としての営業秘密の保護強化の問題は、もはや、単なる私益の保護だけの問題でないことは勿論、公正な競争秩序の維持の問題にも留まらず、産業競争力強化のための国の産業政策の問題となっている。

さらに、発明保護制度として特許制度と車の両輪をなすべき問題となっているところ、特許侵害罪は、平成10年特許法改正により、既に非親告罪化されており、その背景とされた「環境の変化」及び「告訴期間制限の問題」(特許庁総務部総務課工業所有権制度改正審議室編「平成10年改正工業所有権法解説」(発明協会、平10)27頁以下参照)は、少なくとも現在では、発明に係る営業秘密の侵害罪にも同様に妥当する。また、特許侵害罪が、独自開発でも、故意に実施さえすれば、侵害罪が成立し得るにもかかわらず、非親告罪として、刑事的に強く保護されるのに、発明としての営業秘密の侵害罪は、依拠・同一性を要し、不正取得・開示・使用しないと、侵害罪が成立し得ないにもかかわらず、なお親告罪として、刑事的に強く保護されないのは、少なくとも現在では、法制度としてアンバランスである。

さらに、平成21年不正競争防止法改正による刑事訴訟での営業秘密の保護の導入により、営業秘密侵害罪を親告罪とする必然性も失われている。また、発明としての営業秘密の侵害罪を非親告罪化した場合でも、著作権等侵害罪と異なり、営業秘密の特定・立証、営業秘密の不正取得・開示・使用の主張・立証には、保有者の積極的な協力が不可欠であるので、刑事実務上、保有者の意向を無視してまで、捜査・起訴される事態は、俄かに想定し難い。

(意見11) 刑事罰を非親告罪化するに際し、技術情報の営業秘密の要件を具体化すべきである。

(理由) 非親告罪化により、より高い予見可能性が求められると考える。

従来、不正競争防止法の例では、営業秘密には、「有用性」、「非公知性」、「秘密管理性」の3要件が求められているが、これまでの事件は、当事者間の争いであるため、「有用性」について深い議論がなされずとも事件が解決されている。

しかし、非親告罪化された場合、極端ではあるが、被害者、加害者の両方、もしくは一方の協力が得られない場合であっても、事件を立件し、起訴することが生じること考えられる。

こういった場合、当事者でない捜査機関等が「有用性」を判断することとなる。この判断には、高い予見可能性が必要であると考えられる。「有用性」は、誰が、どんな基準で、どういう計り方で決めるのかなど、予見可能性が担保されるように要件を具体化する必要がある。

(意見12) 発明に係る営業秘密の侵害罪に関する特に罰金の引き上げについて、基本的に賛成する。

(理由) 発明に係る営業秘密の侵害の抑止のためには、同侵害を特に経済的に割に合わないものとするのが肝要である。

他方、現行法上、営業秘密侵害罪の罰則(不競法第21条及び第22条第1項)は、特許侵害罪の罰則(特許法第196条及び第201条第1項)と同様であるが、営業秘密侵害罪は、特許侵害罪よりも、行為態様の悪質性が高いので、より高い罰則、特に罰金を科すことが許容され得る。

1. 4. 「IV. 2. 官民の連携に関する論点」について

1) 【官民の情報共有】について

(意見13) 営業秘密の保護強化を図るに当たって、官民が情報共有を図る枠組みを立ち上げるべき、という点について、基本的に賛成する。

(理由) 特に、IIPPの第5プロジェクトが、「官民の情報共有」の場として、機能することが期待されるとともに、弁理士等の専門家から、特に中小企業の実情・ニーズ等も踏まえて、アドバイスを受けることができるようにすべきである。

1. 5. 「IV. 3. 企業の取組に関する論点」について

(意見14) 技術情報の営業秘密は、公益的性格を有することを企業が意識し、対応するように促すべきである。

(理由) 報告書中で「知的資産が不用意に海外に流出することは、単に一企業の問題ではなく、国の産業競争力全体に関わる重大な問題である。」と述べるように、技術情報の営業秘密には、日本の国益に関する公益的性格があることが明らかにされた。

技術情報の営業秘密の移転は、その所有者企業によってなされることがほとんどである。そして、従前の産業構造審議会等の報告書等より、意図せざる技術流出があることは知られている。しかし、意図せざる技術流出は、各企業内の問題として処理されるであろうからその全容が明らかになることが望めない。

上述のように、意図せざる技術流出が防止されなければ日本の国益が損なわれる。意図せざる技術流出の一態様である技術情報の営業秘密の流出を防ぐことを機に、意図せざる技術流出に対する対策を、技術情報の営業秘密の所有者である企業に求め、公開や報告させる必要がある。例えば、技術移転についてのガイドラインの策定を企業に求めることなどが考えられる。

(意見15) オープン・クローズ戦略において、営業秘密を活かすシナリオを重視すべきである。

(理由) 例えば、複数国展開の場合、基本的な戦略は、訴訟の有効な主要国において、特許を保有すると共に、製法等の重要な営業秘密は保護し、特許と営業秘密の双方をクリアしなければ追従できない状態を作り出すことである。

重要なのは、この状態を作り出すことと、できるだけ長く維持することである。長く維持するには、特許化も可能である営業秘密を管理し、基本特許が切れる前の段階で新たな特許出願を追加すること等が有効である。作り出し、維持するには、追従を振り払うためのシナリオを考えて実践することが重要であり、営業秘密を活かすシナリオを重視すべきである。

(意見16) 民だけでなく、官や学における営業秘密の管理についても考慮して対策を検討して頂きたい。

(理由) 営業秘密の保有者(管理者)＝民(企業)であり、官(国など)や学(大学など)における営業

秘密の管理については言及されていない。しかし、官や学は、企業と大学の共同研究などによって、民の営業秘密を保有・管理している。この点も考慮して対策を講じることが我が国の営業秘密の保護において極めて重要である。例えば、以下の点に関する対策が必要である。

- ・行政機関や大学等における営業秘密（企業から開示されたものも含む）の管理体制の整備・強化（企業並の営業秘密管理体制を構築する）
- ・教職員や学生等に対する営業秘密に関する教育の実施（営業秘密が知的財産であり、それを保護する義務があることを周知する）
- ・学生・ポスドク等からの営業秘密の漏洩対策の実施（職業選択の自由なども考慮して、適切な法令やガイドラインなどを整備する）
- ・情報公開条例における非公開対象の明確化（企業の営業秘密は公開対象から外れることを明確にする。何でも公開することが公共の利益に繋がるという誤解が一部にある様なので、それを是正する必要がある。）

また、大学の営業秘密の管理（パソコンなどの情報セキュリティ）は、大変遅れた状況である。特に、諸外国の留学生が増加する状況下、技術流出が大変危惧される。米国の大学のように、研究成果は大学の財産として管理を徹底すべきであり、留学を終える時の秘密保持契約の徹底などをすべきである。企業としても共同研究を進める上で大変危惧している。

さらに、現状では、旧帝国大学等の多額の研究費を使用している大学にあっても、知財発明者教育、営業秘密教育等が十分とは言えない状況である。一方、中国、韓国の主要な大学の技術系では、既に知財発明者教育は必修となっている。最近の論文の盗用不正など本来著作権法違反で犯罪行為であるとの教育すらされておらず、教官も知財、営業秘密に関して疎い方も散見される。少なくとも、主要大学の技術系大学院では、知財発明者教育、営業秘密教育を必修とすべきである。

（意見17）権利化せず秘匿化した場合の、秘匿技術の存在についての立証負担軽減の方策についても検討して頂きたい。

（理由）秘匿化すべきことが不用意に公開されるのは、もっての他であるが、秘匿化するからには、他社が権利化してしまった場合に対する備えも並行して考慮しなければならない。その一つが先使用権の証拠準備（公証サービスやタイムスタンプ等の利用）であるが、アイテム数が多い企業では、当該証拠の準備を徹底するのは、かなりの負担である。秘匿化するか否かは、この負担と他社に流用されることによる損失とを天秤にかけて初めて答えが出るもの、と考えている。

また、韓国で「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」を制定したように、技術流出に関しては、日本の現状の不正競争防止法で保護、執行するのは、立証も容易でなく秘密管理も厳格で極めて困難である。韓国では既に国家主導で営業秘密の原本を保護し証明する制度として、「営業秘密原本証明サービス」を2011年に提供している。（既に実績1万件以上）

また、公証サービスやタイムスタンプ等を利用して秘匿化した内容を、将来的に特許権等を取得できる制度を検討できるのであれば、知財ユーザーが秘匿化戦略と権利化戦略を同時並行して進めることができる。

2. 中小・ベンチャー企業及び大学支援強化タスクフォース報告書について

2. 1. 「II. 海外展開を図る中小・ベンチャー企業に対する知的財産面での支援の方向性」について

（意見1）地域の産業活性化の担い手である地方自治体による中小・ベンチャー企業支援の活性化は不可欠である。このため、地方自治体の中小企業支援関係者の啓発だけではなく、種々の機関による地方自治体への協力をお願いしたい。

（理由）遠隔地域にあって、地方自治体を介した地場産業の海外展開への支援が、重要な視点として挙げられる。

これらの地場産業は、特産物や伝統技術を基盤とすることから、他地域では真似が難しいという強みがあり、本来的には競争力を有する。また、海外展開の成功事例も多々見受けられる。地方発のグローバル産業への成長が期待される場所である。

一方、地域の中小・ベンチャー企業は、首都圏等のそれよりもまして、有能な知財人財との出会いが少なく、知財マネジメントの力が不十分である。そこで、これらの地場産業を保護するため、各地方自治体は、知財支援の充実化等様々な支援策を行っている。

このように地場産業の支援は、その実状を充分把握している各地方自治体が主役となる。しかし、遠隔地

にあつては、地方自治体の知財支援能力には、限界があり、いまだ模索状態にある地方自治体も存在する。

日本弁理士会は、各都道府県や市と知財支援協定を結び（17道県、4市）、知財フォーラムや知財相談会を自治体と共催したり、自治体に対して様々なアドバイスを行っている。これにより当該地域における知財マネジメントの向上に成果を挙げている。

このように地場産業の海外展開に向けて、国が直接働き掛けるだけではなく、地域の産業活性化の担い手である地方自治体による中小・ベンチャー企業支援の活性化は不可欠である。このため、地方自治体の中小企業支援関係者の啓発だけではなく、種々の機関による、地方自治体への協力はますます重要となっている。

2. 2. 「Ⅲ. 1. 「人財」に関する論点」について

（意見2）いわゆる「技術に対する目利き」の能力をもった専門家育成のための施策を検討して頂きたい。
（理由）【質の高い知財専門家によるビジネスモデル検討段階からの総合知財戦略構築支援】について、「質の高い」の意味が重要となる。知財全般についての知識にあつて、質が高いことは勿論、特許的な観点から、中小・ベンチャー企業にとっては、いわゆる「技術に対する目利き」の能力が特に求められる。発明の技術を特許的な観点から見たとき現在の技術水準、現在の市場においてどの程度の価値を持つのか、これを第三者の目である程度客観的に判断できてこそ（当事者は過大評価あるいは過小評価することが往々にしてある）将来の有効な知財戦略を立てることができる。一方、このような目利き能力は、実務の集積とともに、体系的な研修が必要となる。このため、「質の高い知財専門家」育成のための施策も同時になされる必要がある。

2. 3. 「Ⅲ. 2. 「資金」に関する論点」について

（意見3）中小・ベンチャー企業に対する事業適合性判定に関する支援についての検討をお願いしたい。
（理由）「中小・ベンチャー企業に対する事業適合性判定に関する支援」は、日本知的財産仲裁センターが行う事業であり、新規事業に対する特許紛争リスクをあらかじめ評価し、研究開発、試作、製品化、融資のそれぞれを円滑に行うことを支援する事業である。

資力に乏しい中小・ベンチャー企業は、事業適合性判定の申請を費用の点で躊躇していることがあり、このような中小・ベンチャー企業が事業適合性判定を申請できるように支援することは、中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化、延いては日本の産業競争力強化に繋がると思料する。

従来の中小・ベンチャー企業の知財に係わる支援策は、技術力、知財力の強化に力点が置かれ具体的な支援としてコア技術の知財の形成、保護といった「強み」を増すことに向けられている。

しかし、事業競争力を真に高めるには、事業に影響を与える第三者の知財の排他権の効力、即ち事業の知財から見た「弱み」の有無を判断し、事業化前にその「弱み」を解消することが重要である。

この「弱み」の有無の判断並びに解消には、技術的、法的な専門性が求められるため、中小・ベンチャー企業が自力で行うのは極めて難しいと考える。

したがって、中小・ベンチャー企業の支援策に「強み」の強化策と共に「弱み」の解消策を採り入れることを提言する。

日本知的財産仲裁センターが行う事業適合性判定は、事業の知財から見た「弱み」の有無の判断（判定）等で中小・ベンチャー企業の支援に適うものである。

中小・ベンチャー企業における知的財産活動の支援策の一環として中小・ベンチャー企業に対する事業適合性判定に関する支援を組み入れることを要望したい。

（意見4）地域における助成制度の手続の整理をして頂きたい。

（理由）中小・ベンチャー企業の海外支援として、多くの自治体が外国出願助成制度を有している。中小・ベンチャー企業がもっとも頼りとしている支援事業といえる。

日本弁理士会は、各地方自治体・産業振興機構等の助成制度をまとめ、情報開示して、依頼者の負担軽減に寄与している。

一方、助成請求手続は、各機関で多種多様であり、過剰に煩雑な手続要件を課しているところもあり、これにより有効に活用されなかったり、活用する者が偏在しているということもある。

助成制度は公平性を担保しながらも使い易い制度であることが望まれ、助成制度のモデルを国が示し、特化された助成制度を除き、全国一律の助成制度が求められるのではないか。これを活用した中小・ベンチャー企業の海外知財戦略展開が期待される。

2. 4. 「Ⅲ. 3. 「情報及び関係機関の連携」に関する論点」について

(意見5) 知財総合支援窓口における相談事例に基づき、中小・ベンチャー企業の具体的なニーズに関する情報を、日本弁理士会等の専門家団体や大学等の高等教育機関に提供する仕組みを作るべきである。

(理由) 中小・ベンチャー企業に対する総合知財戦略構築支援が重要であることは、報告書の2ページに記載頂いている通りであるが、質の高い支援を実現するためには、中小・ベンチャー企業の具体的なニーズを把握し、それに合ったサービスを提供できる専門家の育成が重要である。

知財総合支援窓口には、様々な企業から様々な相談が寄せられることから、その相談内容、対応結果及び相談者の満足度等を集計して分析することにより、中小・ベンチャー企業が求めている支援の内容を、大局的かつ効率的に把握することが可能である。日本弁理士会等の専門家団体や大学等の高等教育機関がこのような情報を得られれば、その情報に基づき、今求められている支援を行うための能力を専門家に付けさせるための研修・教育プログラムを策定することが可能となる。

そして、このことを通じて、国全体として、現状抱えている問題を解決するための具体的手段(支援に当たる専門家)を効率的に生み出すことができる。すなわち、報告書Ⅲ. 1. で述べられている人財育成にも資するものである。

あらゆる問題解決を視野に入れたトップ人財の育成も重要であるが、このような育成プログラムは対象人数が少なくなりがちであり、またその設計や運用も難しい。多数ある中小企業の支援を考えた場合、裾野となる人財を効率よくレベルアップさせられるような、簡易かつ効率的な人財育成プログラムの策定に資する政策を採ることも重要である。

なお、他のタスクフォースの報告書における人財育成に関する施策にも同様な対応は有効であると考えられる。

(意見6) 「知的財産にまつわる成功事例集だけではなく、失敗事例集も作成して周知すべき」との指摘には賛成である。その実行を積極的にお願ひしたい。

(理由) 「成功事例集だけではなく、失敗事例集も作成して周知すべき」という点は、同様な失敗を繰り返さないようにする(ように企業を支援する)ために極めて重要な施策であり、是非、積極的な実行をお願ひしたい。

また、オープン・クローズ戦略の事例に関しては、どの業界・技術分野のどの部分がオープン化/クローズ化されているかという情報の他に、未だに従来の日本企業の強みであった垂直統合・擦り合せ型(ほぼクローズと言ってよいであろうか)で成功している例や、かつてはこのようなビジネスモデルで成功していたが、状況の変化により衰退したという栄枯盛衰の例も盛り込めば、推奨されるビジネスモデルは一概ではなく、自社にとって参考になるものを自己責任で適時に選択すべしということが理解されるのではないかと思われる。

3. アーカイブに関するタスクフォース報告書について

3. 1. 「Ⅲ. 1. アーカイブの利活用促進に係る取組」について

(意見1) 利用者のニーズに沿うアーカイブを構築するため、利用者自身が提供可能な情報を選択し、所定条件下でも、利用者自身がアーカイブを構築できる制度上の手当てを整備することを検討すべきである。

(理由) アーカイブ情報提供者が利用者のニーズを踏まえたアーカイブを構築する必要があることについては、何等異論はない。しかし、アーカイブ情報提供者が利用者のニーズを完全に把握することはできないのであり、やはり、利用者のニーズは利用者自身が最も知っているところである。

例えば、NHKの制作するドキュメンタリー番組は、一般人のみならず、企業経営者、研究者にとっても、極めて有用なものが多い。しかしながら、ユーチューブ等の映像配信サイトに掲載されたとしても、著作権上の問題、実施基準上の制約等があるため、直ちに削除されるという現状にある。この点について、NHKのネット配信業務についての見直しが求められているとのことであるが、是非、緩和措置をとることを要望したい。

所定条件下でも、アーカイブ情報の二次的利用が可能となる緩和措置がとられることになれば、利用者自身が自己のニーズに沿った新たなアーカイブを構築することができ、同様の企業分野、研究分野の利用者には極めて有用なアーカイブ情報が、アーカイブ情報提供者によるアーカイブの構築を待たずに取得できるようになり、波及的に種々産業分野、研究分野の発展をも促す礎になることが期待される。

一方、アーカイブ情報提供者にとっても、多大な労力と資金を費やさなくとも、利用者のニーズに沿った新たなアーカイブが作成され、蓄積されていくことになる。

よって、アーカイブ情報の二次的利用を促進する方策を、その緩和措置をも含めて整備することを、是非と

も要望したい。

3. 2. 「IV. 5. アーカイブの構築・充実に関する著作権制度の見直し」について

(意見2) アーカイブの構築・充実に関する著作権制度の見直しを積極的に推進すべきである。特に、公開から長期間が経過し、かつ権利者による提供が行われていない著作物(特に孤児著作物)については、裁定制度を利用して、アーカイブ事業者によるデータベースの提供や、アーカイブ利用者による二次利用を比較的簡易に行えるようにすることを検討すべきである。

(理由) デジタルアーカイブの構築及び利用に当たって、著作物の利用に関する権利処理が負担となっていることは、報告書IV. 5. に記載の通りであると考えられる。そして、この問題により、デジタルアーカイブの構築及び利用が進まないことは、利用者側だけではなく、著作権者側にとっての損失も大きいのではないかと。

公開から長期間(例えば20年)が経過し、かつ権利者による提供が行われていない著作物については、特段の事情がなければ、権利者に何等の利益をももたらしていないと考えられる。このような状態においては、著作権者が利用を廃絶しようとしていることが明らかであるといった特段の事情がない限り、権利の保護を重視するよりも、積極的な利用を図りつつ、その対価を権利者に還元する仕組みを作る方が、利用者、権利者双方の利益に適うのではないかと。

特に、孤児著作物については、個別的な権利処理の試み自体が困難である一方、権利者も権利を十分に活用できる状況にないことが多いと考えられる。このような状況にあつては、積極的に裁定により著作物の利用を認めつつ、その結果をまとめて公示することにより、後日権利者が権利活用の意思を持った場合に、その公示を見て供託された使用料相当額を受け取ったり、権利者であると名乗り出たりすることも可能となる。

以上を鑑みれば、現行の裁定制度を拡充し、1) 過去に一般に広く頒布された著作物であつて、現在は頒布されておらず、2) 現在の著作権者が著作物に表示されておらず、かつ著作権登録もされていないなど、権利者と容易に連絡が取れない著作物であつて、3) 公表から長期間(例えば20年)が経過しているもの、については、適当な補償金の供託を条件に、裁定に基づく利用を積極的に許可することを検討すべきではないかと。なお、この制度の設計に当たっては、許可の対象を、商業出版物に限定したり、予め登録されたアーカイブ事業者またはその事業者を通じた利用に限定する等により、権利活用の意思のある著作権者がその権利活用を阻害されないようにすることも考慮すべきである。

また、著作権者により頒布されている著作物についてはアーカイブ事業者によりその頒布の情報を案内させる等、頒布が継続されている著作物については著作権者経由で、頒布がされなくなった著作物についてはアーカイブ事業者経由で提供する、といった棲み分けについても考慮すべきである。

4. 音楽産業の国際展開に関するタスクフォース報告書について

4. 1. 「第3章 音楽産業の国際展開の現状と課題」について

1) 「1. アウトバウンドー「点」を「線」、「面」に」について

(意見1) 音楽コンテンツについて、歌詞等を含む現地語又は英語のデータベースを積極的に構築すべきである。

(理由) 近年、我が国のポップス歌曲、ドラマ主題歌等は、海外、特にアジア地域で非常に人気が高く、インターネット上の映像配信サイトにおいて、それらが多数アップロードされている。

曲(メロディー)については、万国共通であるから、海外においてもそのまま視聴者が聞きとることができる。しかし、歌詞については、日本語を理解するのは中々困難であるため、曲は日本の作曲者の制作であるのに、現地の歌手が自国語又は英語の歌詞で歌うために、その歌詞で人気を博している、という例が見受けられる。この点が、米国等の英語圏で作成された歌曲に比して、広く海外展開できない一因でもある。

従来も、シャンソン、カンツォーネ等の歌詞を有する歌曲が、米国等の歌手が英語で歌唱することによって、世界的に著名な歌曲になっている例は数えられない。日本においても、1950～60年代では、シャンソン、カンツォーネ、カントリー等の外国語の歌詞を日本語の歌詞に替えてヒットした例は数知れない。

すなわち、音楽コンテンツ、特に、日本のポップス等の海外展開を図る上では、少なくとも英語の歌詞とともに記憶に留めてもらうことが必須要件である。よって、第3章1.(6)にも記載されるように、歌詞等を含む現地語又は英語のデータベースの構築を早急に検討すべきである。

(意見2) 音楽産業における収益を上げるだけでなく、映画、ドラマ、アニメ、ゲームといった他のコンテンツと合わせて日本発の文化を諸外国に浸透させ、もって日本への親しみや理解、そして国としてのブランド力を向上させることを考慮して、諸政策を立案するようにして欲しい。

(理由) 近年、デジタル化の進展に伴い、音や映像を高品質かつ容易に複製したりネットワークを介して提供したりすることが可能となり、データとしての音や映像の提供から利益を得ることがそもそも難しい環境になっているのではないかと考える。国民の権利意識や取り締まり機関の能力が比較的低い地域については、特にこの傾向が強いのではないかと考える。このことが、第3章1.(6)にも現れていると受け止めている。

このような環境においては、日本発の高品質の音や映像の浸透を通じた日本への親しみや理解、そして国としてのブランド力を向上させることを目指す方向での取り組みを行うことにより、海賊版の取り締まりも効果的に行えるのではないかと考える。

また、この取り組みの結果浸透した音楽その他のコンテンツは、現地での個別商品の宣伝手段としての価値も高いと考えられる。このような価値を確立できたコンテンツの情報を、現地で事業を行う企業に提供する仕組みを作って宣伝等に活用できるようにすれば、音楽事業者等の側から見て、コンテンツから得られる利益を増加させることも可能ではないかと考える。

この点は、報告書第3章1.(7)に記載されている内容とも近いが、政府としての取り組みは、是非、国家としてのブランドの向上を目指して行って頂きたい。このことは、報告書第3章2.に記載のインバウンドにも資するものである。

No.	法人・団体名
25	日本経団連
意見	
「知的財産推進計画2014」の策定に向けた意見	
<p>1. 職務発明制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経団連では、職務発明の法人帰属化を求めている。同制度については、昨年6月に閣議決定された「知的財産政策に関する基本方針」において「抜本的な見直しを図る」と明記されており、「例えば、法人帰属又は使用者と従業者との契約に委ねる」という具体的な見直しの例も示されている。同時期にとりまとめられた「知的財産政策ビジョン」や「知的財産推進計画2013」においても、同様の書きぶりとなっている。 ・抜本の見直しにあたっては、発明インセンティブの確保が重要であり、山本一太知財戦略担当大臣から昨年10月に「産業界が発明のインセンティブ確保にしっかり取り組むことを前提として初めて法人帰属ないし当事者の契約に任せるという制度設計が可能となる」との所感が出された。 ・これを踏まえ、経団連では本年2月に「職務発明の法人帰属化に向けた声明」を公表。同月に示された「山本イニシアチブ」において、同声明によって「インセンティブ確保」が図られたとの評価がなされた。 ・同月に産業構造審議会知的財産分科会では、「推進計画2013」の工程表に示された既定のスケジュールを前倒しすることを決定し、「2014年早期に特許制度小委員会での検討を開始して議論の加速化を図る」とした。 ・本年3月から開始された産構審議会知的財産分科会特許制度小委員会は、上記の経緯を踏まえた議論が行なわれることが期待されていたが、実際には見直しの是非という振り出しに戻った議論を行なっており、今後の抜本の見直しに向けたスケジュールの遅れが懸念される。 ・「推進計画2014」においては、速やかな法改正のスケジュールにまで道筋をつけた表現を加えるべき。 <p>2. 営業秘密の保護強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経団連では営業秘密の漏えいに強い懸念を有しており、保護強化に向けた具体的な提案を行なっている。 ・昨年6月に閣議決定された「知的財産政策に関する基本方針」において、「漏えいに関する保護を強化するための環境整備を推進する」と記された。次に「知的財産政策ビジョン」において、「営業秘密保護に関する制度について、…必要に応じ、不競法の検討のみならず…幅広い観点から検討し、適切な措置を講ずる」「官民フォーラムの場などで産業界と政府が一体となり営業秘密保護に関する情報共有・検討などを行なう体制の構築を検討する」といった具体的な取組みが示された。さらに「推進計画2013」では経済産業省が2013年度中に海外の手続きなどについて調査研究を行い、報告書を取りまとめ、2014年度に当報告書の内容を踏まえて検討を実施すると記された。 ・これを受けて、知的財産戦略本部の検証・評価・企画委員会の下に設けられた営業秘密タスクフォースでは、本年4月に報告書を取りまとめた。同タスクフォースの報告書に示された、断固とした国の姿勢を内外に明確に発信すると共に、刑事罰や損害賠償の実績を重ねることにより、不正な情報取得・使用をリスクを高めることが必要であるという基本的な認識が示された。 	

・国の取組みについては「検討を進める」といった表現にとどまっているが、積極的かつ速やかな検討が期待される。

同報告書の4ページでは、「刑事手続きについては、非親告罪化、罰則の引き上げ、海外流出の重罰化、未遂犯の処罰規定の導入、凶利加害目的の構成要件の見直し等・・・民事手続き等については、立証負担の軽減、証拠収集手続きの多様化、国際管轄・準拠法の明確化、水際措置の導入等の措置」と、多くの検討事項が提案されている。いずれも、法制度の見直しの議論にあたっては重要な項目であることから、議論の俎上から抜け落ちることなく、検討すべきである。

・営業秘密の保護強化については、①不競法の枠にとどまらない抜本的な制度改正、②営業秘密管理指針の改正、③実効的な官民フォーラムの早期設立、の3つが不可欠である。いずれも重要な施策であることから、「推進計画2014」において、確実かつ早急な取組みが具体的なスケジュールとともに明記されるべき。

・①については、重大な問題で早急に取り組むべきであることから、個々の条文の改正とともに、現行法制の範囲にとどまらず抜本的な見直しを図るべきであり、営業秘密保護に特化した新法の制定も視野に入れた検討を早急に行なうべき。

・②については、秘密管理性の認定に関し、企業が法的保護を受けるために最低限必要な管理レベルを明確にすべき。その際、当該管理レベルは企業実務に合致した水準とすべき。

・③については、企業から被害事例の収集と啓蒙活動を推進するとともに、諸外国の最新情報や官民の対応策等の調査・共有を行なうべき。営業秘密の侵害に対して、官民で一体となって断固たる姿勢を見せることが肝要。